

岡山県地域防災計画  
(地震・津波災害対策編)

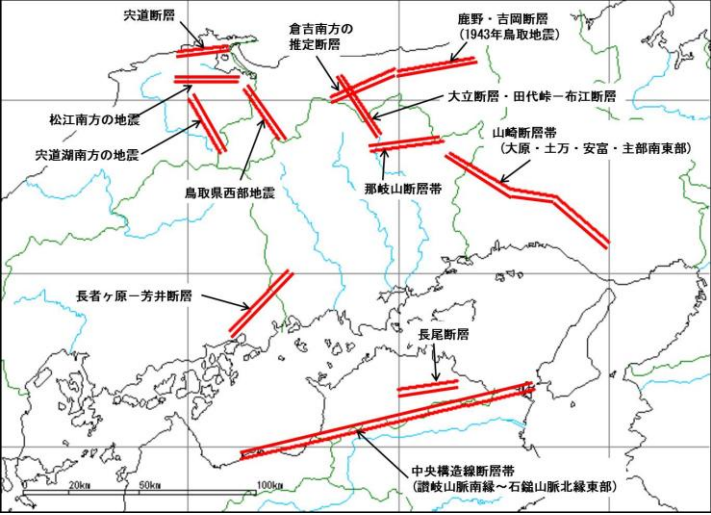
新旧対照表



頁	行	修正前	修正後	修正理由
		<p>岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編） 目次 （略）</p> <p>第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画 （略）</p> <p>第3節 地震発生時の応急対策等 （略）</p> <p>第3項 <u>他機関に対する応援要請</u> （新設）</p> <p>第4項 帰宅困難者への対応 （略）</p> <p>第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 （略）</p> <p>第3項 <u>避難対策等</u> （新設）</p> <p>第4項 消防機関等の活動</p> <p>第5項 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>第6項 <u>交通対策</u></p> <p>第7項 県が自ら管理又は運営する施設等に関する対策</p> <p>第8項 迅速な救助 （略）</p> <p>第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等<u>の整備計画</u></p> <p>第7節 <u>防災訓練計画</u> （略）</p> <p>第1章 総則 第1節 総則</p> <p>本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、岡山県防災会議が岡山県の地域に係る国、地方公共団体及びその他の公共機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営計画を作成したものであり、これを効果的に活用することによって、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。</p> <p>なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災</p>	<p>岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編） 目次 （略）</p> <p>第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画 （略）</p> <p>第3節 地震発生時の応急対策等 （略）</p> <p>第3項 <u>自衛隊の災害派遣</u></p> <p><u>第4項 物資の備蓄・調達</u></p> <p>第5項 帰宅困難者への対応 （略）</p> <p>第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 （略）</p> <p>第3項 <u>地域住民等の避難行動等</u></p> <p><u>第4項 避難場所及び避難所の運営・安全確保</u></p> <p>第5項 消防機関等の活動</p> <p>第6項 <u>上下水道、電気、ガス、通信、放送関係</u></p> <p>第7項 交通</p> <p>第8項 県が自ら管理又は運営する施設等に関する対策</p> <p>第9項 迅速な救助 （略）</p> <p>第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等<u>に関する事項</u></p> <p>第7節 <u>防災訓練に関する事項</u> （略）</p> <p>第1章 総則 第1節 総則</p> <p>本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、岡山県防災会議が岡山県の地域に係る国、地方公共団体及びその他の公共機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営計画を作成したものであり、これを効果的に活用することによって、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え</p>	<p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正番号の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p>

1	16	<p>害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、<u>経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめることを目指す。</u></p> <p><u>また、災害対策の実施に当たっては、国土強靱化基本計画及び岡山県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、国、県、市町村、指定公共機関が、それぞれの果たすべき役割を的確に実施するとともに、相互に密接な連携を図る。</u>併せて、国、県、市町村を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、国、公共機関、県、市町村、事業者、住民等が一体となって最善の対策を講じる。さらに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていく。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 実施責任</p> <p>(略)</p> <p>2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(1) 県</p> <p>(略)</p> <p>⑩ 有害性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(3)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 指定地方行政機関（注）（ ）内は、県内に所在する主な下部機関。</p>	<p>方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。</p> <p>災害対策の実施に当たっては、<u>国、県及び市町村並びに指定公共機関は、国土強靱化基本計画及び岡山県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、地域防災計画において、それぞれの機関が災害時等に担うべき役割、連携体制の構築や役割分担等に関する基本的な方針を位置付けることなどによる災害応急対策又は災害復旧に係るそれぞれの機関との連携強化を図る。</u>併せて、国、県、市町村を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、国、公共機関、県、市町村、事業者、住民等が一体となって最善の対策を講じていく。さらに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。<u>加えて、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 実施責任</p> <p>(略)</p> <p>2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(1) 県</p> <p>(略)</p> <p>⑩ 有害性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。</p> <p>⑪ 災害廃棄物処理計画の実効性向上を目的とした広域的な技術的支援に関すること。特に、市町村域を越える広域調整の円滑な実施のため、関係部局間で連携し、避難所におけるし尿処理及び仮設トイレの衛生管理、並びに災害廃棄物処理に関する指導・助言（訓練機会の提供を含む）を行う。</p> <p>(2)～(3)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 指定地方行政機関（注）（ ）内は、県内に所在する主な下部機関。</p>	<p>地域防災計画（風水害等対策編）との整合</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
5	32	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

9	40	(略) [中国総合通信局] (略) ⑤ 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請を行う。	(略) [中国総合通信局] (略) ⑤ 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び発電機等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請を行う。	貸与設備の変更に伴う修正
11	10	(略) (新設)	(略) <u>[中国四国管区行政評価局(岡山行政監視行政相談センター)]</u> <u>①所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</u> <u>②被災者へ生活支援情報の提供を行う。</u> <u>③専用電話を備えた相談窓口を開設する。</u> <u>④特別行政相談所を開設する。</u>	指定地方行政機関の追加に伴う修正
12	10	(5) 自衛隊(陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊等) (略) (6) 指定公共機関 [西日本電信電話株式会社(岡山支店)] (略) [日本赤十字社(岡山県支部)] (略)	(5) 自衛隊(陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊等) (略) (6) 指定公共機関 [NTT西日本株式会社(岡山支店)] (略) [日本赤十字社(岡山県支部)] (略)	社名変更に伴う修正
13	22	④ 輸血用血液製剤の確保供給を行う。 (略)	④ 輸血用血液製剤の確保・供給を行う。 (略)	表現の適正化
14	1	[西日本高速道路株式会社(中国支社)、本州四国連絡高速道路株式会社(岡山管理センター)] (略)	[西日本高速道路株式会社(中国支社)、本州四国連絡高速道路株式会社(坂出管理センター)] (略)	組織改正に伴う修正
15	23	[社会福祉法人岡山県社会福祉協議会] ① 被災地域においてボランティアセンターの支援を行う。 (略)	[社会福祉法人岡山県社会福祉協議会] ① 被災地域において災害ボランティアセンターの支援を行う。 (略)	表現の適正化

24	<p>5 第5節 断層型地震の被害想定 第1項 断層を震源とする地震</p> <p>8 1 断層型地震の被害想定調査について <u>(平成25年度)</u> 県内に被害をもたらす地震は、南海トラフ巨大地震だけではなく、発生確率は低いものの、南海トラフ巨大地震で強い揺れが見込まれなかった地域においても、大きな被害をもたらす可能性がある断層型地震もあることから、<u>このたび</u>、これらの断層型地震が発生した場合の本県にもたらす人的・物的被害等に関する想定を行った。</p> <p>12 2 想定した断層型地震 <u>本県周辺において国が定めている主要活断層の4地震に加え、近隣県が被害想定を行った地震のうち岡山県に被害の発生が懸念される8地震を対象とし、国や近隣県が推計した断層の長さや地震の規模を基に、南海トラフ巨大地震の被害想定を行う際に用いた地盤モデルを用いて、震度分布及び液状化危険度の解析を行った。</u> <u>さらにこの解析の平成25年度に実施した結果、県内で震度6弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害が生じるおそれのある7つの地震について、被害想定を行った。</u></p> <p>20 (1) 各断層の位置</p> 	<p>5 第5節 断層型地震の被害想定 第1項 断層を震源とする地震</p> <p>8 1 断層型地震の被害想定調査について 県内に被害をもたらす地震は、南海トラフ巨大地震だけではなく、発生確率は低いものの、南海トラフ巨大地震で強い揺れが見込まれなかった地域においても、大きな被害をもたらす可能性がある断層型地震もあることから、これらの断層型地震が発生した場合の本県にもたらす人的・物的被害等に関する想定を行った。 <u>本県では、平成25年度に推計した被害想定について、令和7年度に最新のデータ等を活用して見直しを行った。</u></p> <p>12 2 想定した断層型地震 <u>前回想定等を参考に、県内で震度6弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害をもたらす可能性がある7断層の地震について、被害想定を行った。</u></p> <p>20 (1) 各断層の位置</p> 	<p>時点修正</p> <p>被害想定の見直しに伴う修正</p>
----	--	---	----------------------------------

25

1

## (2) 12断層の概要

断層名	規模 (M)	断層規模 (長さ、幅)	断層の調査・推計機関
山崎断層帯	8.0	L = 80km、W = 18km	国（地震調査研究推進本部）
那岐山断層帯	7.3	L = 32km、W = 26km	国（地震調査研究推進本部）
中央構造線断層帯	8.0	L = 132km、W = 24km	国（地震調査研究推進本部）
長者ヶ原－芳井断層	7.4	L = 36km、W = 18km	広島県
倉吉南方の推定断層	7.2	L = 30km、W = 13km	鳥取県
大立断層・田代峠－布江断層	7.2	L = 30km、W = 13km	鳥取県
鳥取県西部地震	7.3	L = 26km、W = 14km	鳥取県
鹿野・吉岡断層	7.2	L = 33km、W = 13km	鳥取県
長尾断層	7.1	L = 26km、W = 18km	国（地震調査研究推進本部）
宍道湖南方の地震	7.3	L = 27km、W = 14km	島根県
松江南方の地震	7.3	L = 27km、W = 14km	島根県
宍道断層	7.1	L = 22km、W = 13km	島根県

※ 地震の規模欄のMはマグニチュード

## (2) 7断層の概要

断層名	規模 (M)	断層規模 (長さ、幅)	断層の調査・推計機関
山崎断層帯 <b>主部</b>	8.0	L = 80km、W = 18km	国（地震調査研究推進本部）
那岐山断層帯	7.3	L = <b>34</b> km、W = <b>18</b> km	国（地震調査研究推進本部）
中央構造線断層帯	<b>8.3</b>	L = <b>138</b> km、W = <b>18</b> km	国（地震調査研究推進本部）
長者ヶ原－芳井断層	<b>7.3</b>	L = 32km、W = 18km	<b>国（地震調査研究推進本部）</b>
倉吉南方の推定断層	<b>7.3</b>	L = 30km、W = 13km	鳥取県
大立・田代峠－布江断層	<b>7.3</b>	L = 30km、W = 13km	鳥取県
鳥取県西部地震	7.3	L = 26km、W = 14km	<b>国（地震調査研究推進本部）</b>

※ 地震の規模欄のMはマグニチュード

被害想定の見直しに伴う修正

## 3 震度分布等

## (1) 各断層型地震の概要

断層名	※山崎断層帯	※那岐山断層帯	※中央構造線断層帯	長者ヶ原-芳井断層	倉吉南方の推定断層	大立断層・田代峠-布江断層
規模(M)	8.0	7.3	8.0	7.4	7.2	7.2
発生確率(%)	ほぼ0~1	0.06~0.1	ほぼ0~0.3	0.09	推計していない	
県内最大震度	6強	6強	6弱	6強	6強	6強
震度6弱以上の市町村 (ゴシックは震度6強)	津山、美作、鏡野、勝央、奈義、西粟倉	津山、真庭、美作、鏡野、勝央、奈義、美咲	岡山、倉敷、笠岡	岡山、倉敷、笠岡、井原、浅口、早島、里庄	真庭、鏡野	津山、真庭、新庄、鏡野、奈義

断層名	鳥取県西部地震	鹿野・吉岡断層	※長尾断層	宍道湖南方の地震	松江南方の地震	宍道断層
規模(M)	7.3	7.2	7.1	7.3	7.3	7.1
発生確率(%)	推計していない		ほぼ0	推計していない		0.1
県内最大震度	6強	5強	5弱	4	4	4
震度6弱以上の市町村 (ゴシックは震度6強)	新見、真庭、新庄	県内最大震度から、それほど大きな被害は見込まれないことから、被害想定は行っていない。				

注1 断層名欄の※は主要活断層

2 マグニチュードは地震の規模を表し、国や近隣県が推計し被害想定に用いたもの。

3 発生確率は今後30年間に地震が発生する確率(地震調査研究推進本部、産業技術総合研究所)

## 3 震度分布等

## (1) 各断層型地震の概要

断層名	山崎断層帯主部	那岐山断層帯	中央構造線断層帯	長者ヶ原-芳井断層
規模(M)	8.0	7.3	8.3	7.3
発生確率	0.1~1%	0.06~0.1%	1%以下	不明
県内最大震度	6強	6強	6弱	6強
震度6弱以上の市町村 (ゴシックは震度6強)	岡山、津山、備前、美作、鏡野、勝央、奈義、西粟倉	津山、鏡野、勝央、奈義	岡山、倉敷、玉野、笠岡	倉敷、笠岡、井原

断層名	倉吉南方の推定断層	大立・田代峠-布江断層	鳥取県西部地震
規模(M)	7.3	7.3	7.3
発生確率	推計なし		
県内最大震度	6弱	6強	6強
震度6弱以上の市町村 (ゴシックは震度6強)	真庭	真庭	新見、真庭、新庄

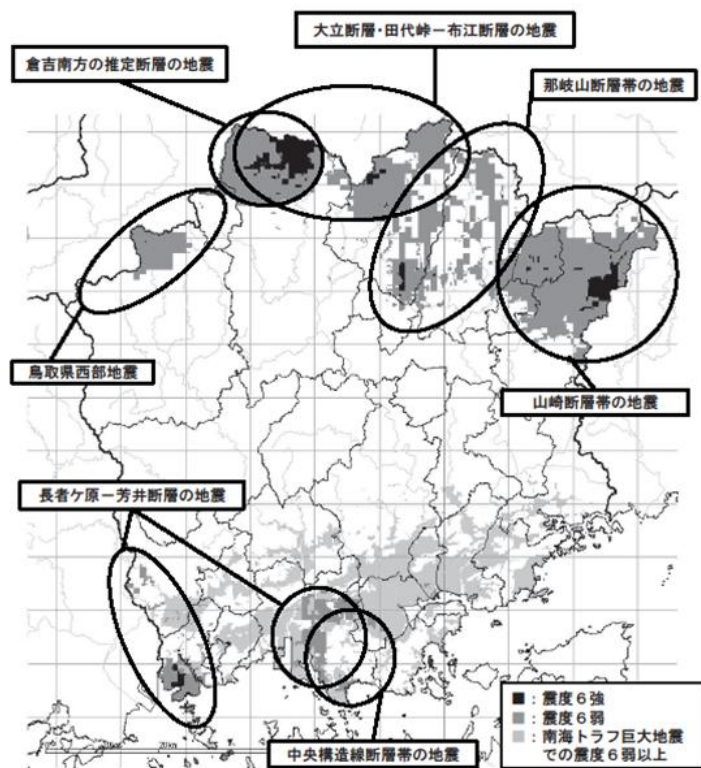
注1 マグニチュードは地震の規模を表し、被害想定に用いたもの。

2 発生確率は今後30年間に地震が発生する確率(地震調査研究推進本部)

被害想定の見直しに伴う修正

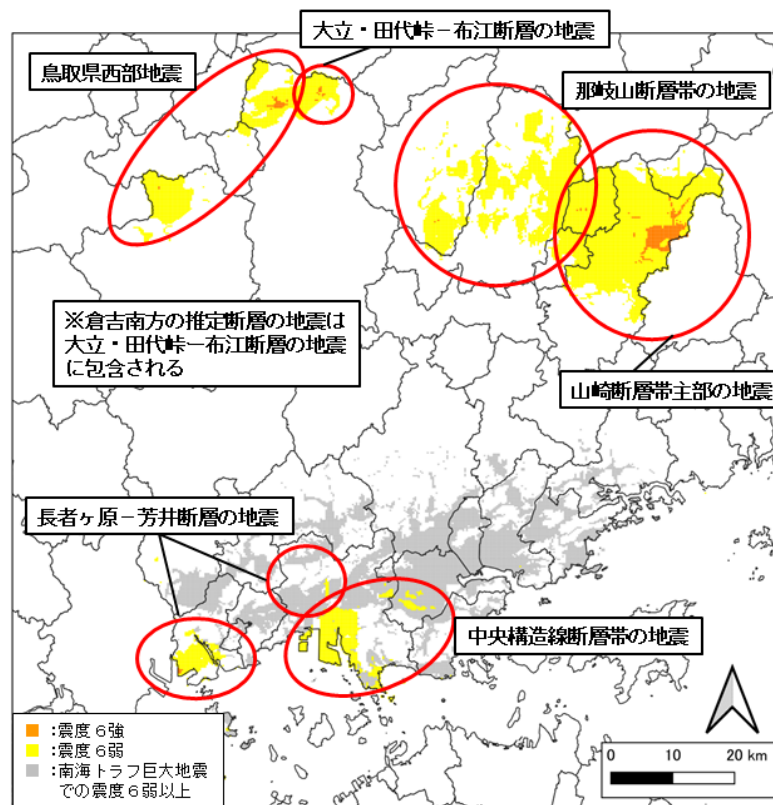
(2) 断層型地震における震度6弱以上の地域  
 12断層の中で、大きな被害が生じるおそれのある震度6弱以上の地域は、「断層型地震における震度6弱以上の地域図」のとおりである。

断層型地震における震度6弱以上の地域図



(2) 断層型地震における震度6弱以上の地域  
 12断層の中で、大きな被害が生じるおそれのある震度6弱以上の地域は、「断層型地震における震度6弱以上の地域図」のとおりである。

断層型地震における震度6弱以上の地域図



被害想定の見直しに伴う修正

28	<p>第2項 被害想定</p> <p>1 想定手法  国「<u>南海トラフ巨大地震の被害想定について</u>」で用いられた想定手法を基本とした。</p> <p>2 想定する季節・時間帯  南海トラフ巨大地震での被害想定と同様に、想定される状況が異なる<u>3種類</u>の季節・時間帯（自宅而就寝中に被災する場合、自宅外で被災する場合、住宅や飲食店などで火気の使用が最も多く帰宅途上の人も多い<u>時間帯として、冬・深夜、夏・12時、冬・18時</u>の3種類）で被害想定を行った。</p> <p>3 被害想定  7つの各断層別の被害想定のうち、被害が最大となるのは「<u>長者ヶ原-芳井断層</u>の地震」であり、<u>倉敷市、笠岡市を中心に建物全壊が約850棟、死者数40人という甚大な被害が想定される。</u>（県全体としては南海トラフ巨大地震の被害想定を上回るものではない。）<u>また、県北部では「山崎断層帯の地震」が最大で、建物全壊が約600棟となるなど、甚大な被害が想定される。</u>  各断層別の被害想定の特徴と主な被害想定結果は、次のとおり。</p> <p>(1) 山崎断層帯の地震  ・美作市、奈義町で最大震度6強の強い揺れに見舞われ、美作市では約半分の区域で、奈義町ではほぼ全域で、震度6弱以上の揺れに見舞われる。  ・<u>美作市・奈義町を中心に約500棟の建物が揺れにより全壊となると想定され、建物倒壊により甚大な人的被害も想定される。</u>  ・<u>揺れが強い美作市・勝央町・奈義町、津山市を中心に、河川沿いで液状化危険度が高まる。</u>  ・避難者数は1週間後に美作市で約<u>3,500人</u>、全県で約<u>5,700人</u>と<u>想定される。</u>  ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。</p>	<p>第2項 被害想定</p> <p>1 想定手法  国による南海トラフ巨大地震の被害想定で用いられた想定手法を基本とした。</p> <p>2 想定する季節・時間帯  南海トラフ巨大地震の被害想定と同様に、想定される状況が異なる<u>4種類</u>の季節・時間帯（自宅而就寝中に被災する場合、自宅外で被災する場合、住宅や飲食店などで火気の使用が最も多く帰宅途上の人も多い<u>場合、年末年始等の長期休暇中で人口分布が通常とは異なる場合の冬・深夜、夏・昼、冬・夕、正月・夕の4種類</u>）で被害想定を行った。</p> <p>7つの各断層別の被害想定のうち、<u>建物</u>被害が最大となるのは「<u>中央構造線断層帯</u>の地震」であり、<u>岡山市、倉敷市を中心に全壊・焼失棟数が1,560棟の被害が想定される。また、人的被害が最大となるのは、「山崎断層帯主部の地震」で、死者数23人の被害が想定される。</u>（県全体としては南海トラフ巨大地震の被害想定を上回るものではない。）  各断層別の被害想定の特徴と主な被害想定結果は、次のとおり。</p> <p>(1) 山崎断層帯<u>主部</u>の地震  ・美作市、奈義町で最大震度6強の強い揺れに見舞われ、美作市では約半分の区域で、奈義町ではほぼ全域で、震度6弱以上の揺れに見舞われる。  ・<u>美作市で264棟、奈義町で39棟など、全県で339棟の建物が揺れにより全壊となる。</u>  ・<u>断層から遠い岡山市でも、液状化により295棟が全壊、416棟が大規模半壊となる。</u>  ・<u>最大避難者数は1週間後に美作市で約3,000人、全県で約9,600人となる。</u>  (削除)</p>	<p>表現の適正化</p> <p>被害想定の見直しに伴う修正</p>
----	--	--	------------------------------------

被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定	
			美作市	奈義町
最大震度		6強	6強	6強
建物全壊（棟）	冬・18時	604	471	56
死者数（人）	冬・深夜	33	30	3
最大避難者数（人）	冬・18時	5,680	3,474	532

注1 被害想定は3種類の季節・時間帯で被害が最大となるケースを表示する。(以下同じ)

(略)

(2) 那岐山断層帯の地震

- ・津山市、鏡野町、奈義町で震度6強の揺れに見舞われ、特に鏡野町で大きな被害が想定される。
- ・津山市、鏡野町、真庭市を中心に川沿いで液状化の危険度が高まる。
- ・避難者数は1週間後に鏡野町で約1,200人、全県で約2,100人と想定される。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定		
			津山市	鏡野町	奈義町
最大震度		6強	6強	6強	6強
建物全壊（棟）	冬・18時	209	60	126	10
死者数（人）	冬・深夜	12	3	8	1
最大避難者数（人）	冬・18時	2,078	486	1,242	220

被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定	
			美作市	奈義町
最大震度		6強	6強	6強
建物全壊（棟）	冬・夕	849	289	41
死者数（人）	冬・深夜	23	18	2
最大避難者数（人）	正月・夕	9,599	3,004	493

注1 被害想定は4種類の季節・時間帯で被害が最大となるケースを表示する。(以下同じ)

(略)

(2) 那岐山断層帯の地震

- ・鏡野町で震度6強、津山市、勝央町及び奈義町で震度6弱の揺れに見舞われ、特に鏡野町で大きな被害が想定される。
- ・鏡野町で43棟、津山市で29棟など、全県で75棟の建物が揺れにより全壊する。
- ・最大避難者数は1週間後に津山市で約900人、全県で約1,700人と想定される。

(削除)

被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定		
			津山市	鏡野町	奈義町
最大震度		6強	6弱	6強	6弱
建物全壊（棟）	冬・夕	96	38	47	2
死者数（人）	冬・深夜	5	2	2	0
最大避難者数（人）	正月・夕	1,716	911	646	87

被害想定の見直しに伴う修正

30	1	<p>(3) 中央構造線断層帯の地震</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>倉敷市、岡山市、笠岡市で震度6弱の揺れに見舞われるが、南海トラフ巨大地震を上回るものではない。</li> <li>倉敷市を中心に低地部で液状化が生じるため、約3,000棟が大規模半壊以上となるなど液状化による被害が、揺れによる被害を大きく上回ると想定される。</li> <li>通勤時間帯に発生すると野外で建物倒壊や屋外落下物などにより死者が出る可能性があるため、死者数は冬18時が最大となる。</li> <li>避難者数は1週間後に倉敷市で約8,700人、全県で約11,000人と想定される。</li> <li>山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約125,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="224 622 1052 1021"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害項目</th> <th rowspan="2">ケース</th> <th rowspan="2">県全体</th> <th colspan="3">主な市町村と被害想定</th> </tr> <tr> <th>岡山市</th> <th>倉敷市</th> <th>笠岡市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大震度</td> <td></td> <td>6弱</td> <td>6弱</td> <td>6弱</td> <td>6弱</td> </tr> <tr> <td>建物全壊(棟)</td> <td>冬・18時</td> <td>291</td> <td>49</td> <td>218</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>死者数(人)</td> <td>冬・18時</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>最大避難者数(人)</td> <td>冬・18時</td> <td>11,018</td> <td>1,918</td> <td>8,730</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 長者ヶ原-芳井断層の地震</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>笠岡市で震度6強の揺れに見舞われ、津波被害を除くと、この地域の被害としては南海トラフ巨大地震を上回る。</li> <li>倉敷市・笠岡市を中心に、低地部で液状化が生じる。</li> <li>倉敷市・笠岡市を中心に、全県で800棟を超える建物が揺れや液状化等により全壊となり、甚大な人的被害が想定される。</li> <li>避難者数は1週間後に倉敷市で約17,000人、全県で約22,000人と想定される。</li> <li>山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約67,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。</li> </ul>	被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定			岡山市	倉敷市	笠岡市	最大震度		6弱	6弱	6弱	6弱	建物全壊(棟)	冬・18時	291	49	218	13	死者数(人)	冬・18時	5	1	4	0	最大避難者数(人)	冬・18時	11,018	1,918	8,730	40	<p>(3) 中央構造線断層帯の地震</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市で震度6弱の揺れに見舞われる。</li> <li>倉敷市で777棟など、全県で1,206棟の建物が液状化により全壊となる。また、大規模半壊が全県で1,693棟となり、復旧が課題となる。液状化による被害が、揺れによる被害を大きく上回る。</li> <li>岡山市、倉敷市で屋外落下物等による死傷者が発生する。</li> <li>最大避難者数は1週間後に倉敷市で約14,700人、全県で約20,500人と想定される。</li> <li>交通では、岡山市・倉敷市周辺の幹線道路や鉄道において、橋梁被害、盛土被害、斜面災害等により不通となる場所が生じる。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1052 622 1881 1021"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害項目</th> <th rowspan="2">ケース</th> <th rowspan="2">県全体</th> <th colspan="4">主な市町村と被害想定</th> </tr> <tr> <th>岡山市</th> <th>倉敷市</th> <th>玉野市</th> <th>笠岡市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大震度</td> <td></td> <td>6弱</td> <td>6弱</td> <td>6弱</td> <td>6弱</td> <td>6弱</td> </tr> <tr> <td>建物全壊(棟)</td> <td>冬・夕</td> <td>1,560</td> <td>291</td> <td>1,105</td> <td>81</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>死者数(人)</td> <td>正月・夕</td> <td>19</td> <td>1</td> <td>17</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>最大避難者数(人)</td> <td>正月・夕</td> <td>20,478</td> <td>4,525</td> <td>14,723</td> <td>542</td> <td>222</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 長者ヶ原-芳井断層の地震</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>笠岡市で震度6強、倉敷市及び井原市で震度6弱の揺れに見舞われる。</li> <li>倉敷市で24棟、笠岡市で24棟、全県で48棟の建物が揺れにより全壊となる。</li> <li>倉敷市で487棟など、全県で780棟の建物が液状化により全壊となる。</li> <li>避難者数は1週間後に倉敷市で約8,200人、全県で約11,700人と想定される。</li> <li>交通では、笠岡市～倉敷市周辺の幹線道路や鉄道において、橋梁被害、盛土被害、斜面災害等により不通となる場所が生じる。</li> </ul>	被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定				岡山市	倉敷市	玉野市	笠岡市	最大震度		6弱	6弱	6弱	6弱	6弱	建物全壊(棟)	冬・夕	1,560	291	1,105	81	32	死者数(人)	正月・夕	19	1	17	0	0	最大避難者数(人)	正月・夕	20,478	4,525	14,723	542	222	被害想定の見直しに伴う修正
被害項目	ケース	県全体				主な市町村と被害想定																																																																						
			岡山市	倉敷市	笠岡市																																																																							
最大震度		6弱	6弱	6弱	6弱																																																																							
建物全壊(棟)	冬・18時	291	49	218	13																																																																							
死者数(人)	冬・18時	5	1	4	0																																																																							
最大避難者数(人)	冬・18時	11,018	1,918	8,730	40																																																																							
被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定																																																																									
			岡山市	倉敷市	玉野市	笠岡市																																																																						
最大震度		6弱	6弱	6弱	6弱	6弱																																																																						
建物全壊(棟)	冬・夕	1,560	291	1,105	81	32																																																																						
死者数(人)	正月・夕	19	1	17	0	0																																																																						
最大避難者数(人)	正月・夕	20,478	4,525	14,723	542	222																																																																						

被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定	
			倉敷市	笠岡市
最大震度		6強	6弱	6強
建物全壊（棟）	冬・18時	856	634	166
死者数（人）	冬・深夜	40	29	10
最大避難者数（人）	冬・18時	21,672	16,892	2,168

## (5) 倉吉南方の推定断層の地震

- ・真庭市で震度6強の揺れに見舞われる。
- ・被害は真庭市北部に限定されるが、100棟以上の建物が揺れにより全壊となり、人的被害も発生し、避難者数は1週間後に約1,400人と想定される。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定
			真庭市
最大震度		6強	6強
建物全壊（棟）	冬・18時	113	112
死者数（人）	冬・深夜	6	6
最大避難者数（人）	冬・18時	1,442	1,426

## (6) 大立・田代峠―布江断層の地震

- ・真庭市、鏡野町で震度6強の大きな揺れに見舞われ、特に真庭市北部で甚大な建物、人的被害が想定される。
- ・揺れが強い真庭市・鏡野町を中心に川沿いで液状化危険度が高まる。

27

被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定		
			倉敷市	笠岡市	井原市
最大震度		6強	6弱	6強	6弱
建物全壊（棟）	冬・夕	872	530	132	9
死者数（人）	正月・夕	6	2	2	1
最大避難者数（人）	正月・夕	11,666	8,153	1,411	534

## (5) 倉吉南方の推定断層の地震

- ・真庭市で震度6弱の揺れに見舞われる。
- ・真庭市で2棟の建物が揺れにより全壊となる。避難者数は1週間後に約100人と想定される。

(削除)

被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定
			真庭市
最大震度		6弱	6弱
建物全壊（棟）	冬・夕	3	3
死者数（人）		0	0
最大避難者数（人）	正月・夕	79	78

## (6) 大立・田代峠―布江断層の地震

- ・真庭市で震度6強の大きな揺れに見舞われる。
- ・真庭市で29棟の建物が揺れにより全壊する。

被害想定の見直しに伴う修正

32	1	<p><u>・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。</u></p>			(削除)			被害想定の見直しに伴う修正																																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害項目</th> <th rowspan="2">ケース</th> <th rowspan="2">県全体</th> <th colspan="2">主な市町村と被害想定</th> </tr> <tr> <th>真庭市</th> <th>鏡野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大震度</td> <td></td> <td>6強</td> <td>6強</td> <td>6強</td> </tr> <tr> <td>建物全壊(棟)</td> <td>冬・18時</td> <td>340</td> <td>265</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>死者数(人)</td> <td>冬・深夜</td> <td>20</td> <td>16</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>最大避難者数(人)</td> <td>冬・18時</td> <td>3,868</td> <td>2,632</td> <td>952</td> </tr> </tbody> </table>		被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定		真庭市	鏡野町	最大震度		6強	6強	6強	建物全壊(棟)	冬・18時	340	265	50	死者数(人)	冬・深夜	20	16	3	最大避難者数(人)	冬・18時	3,868	2,632	952	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害項目</th> <th rowspan="2">ケース</th> <th rowspan="2">県全体</th> <th colspan="2">主な市町村と被害想定</th> </tr> <tr> <th colspan="2">真庭市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大震度</td> <td></td> <td>6強</td> <td colspan="2">6強</td> </tr> <tr> <td>建物全壊(棟)</td> <td>冬・夕</td> <td>33</td> <td colspan="2">33</td> </tr> <tr> <td>死者数(人)</td> <td>冬・深夜</td> <td>2</td> <td colspan="2">2</td> </tr> <tr> <td>最大避難者数(人)</td> <td>正月・夕</td> <td>697</td> <td colspan="2">691</td> </tr> </tbody> </table>		被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定		真庭市		最大震度		6強	6強		建物全壊(棟)	冬・夕	33	33		死者数(人)	冬・深夜	2	2		最大避難者数(人)	正月・夕	697	691								
被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定																																																															
			真庭市	鏡野町																																																														
最大震度		6強	6強	6強																																																														
建物全壊(棟)	冬・18時	340	265	50																																																														
死者数(人)	冬・深夜	20	16	3																																																														
最大避難者数(人)	冬・18時	3,868	2,632	952																																																														
被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定																																																															
			真庭市																																																															
最大震度		6強	6強																																																															
建物全壊(棟)	冬・夕	33	33																																																															
死者数(人)	冬・深夜	2	2																																																															
最大避難者数(人)	正月・夕	697	691																																																															
		<p>(7) 鳥取県西部地震</p> <p><u>・新見市の北部で震度6強の大きな揺れに見舞われるが、被害は新見市・真庭市の北部で限定的である。</u></p> <p><u>・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。</u></p>			<p>(7) 鳥取県西部地震</p> <p><u>・新見市及び真庭市で震度6強、新庄村で震度6弱の揺れに見舞われる。</u></p> <p><u>・真庭市で48棟、新見市で5棟、全県で53棟の建物が揺れにより全壊となる。</u></p> <p><u>・国道180号、181号、米子自動車道などの幹線道路や伯備線で被害が生じ、鳥取県、島根県との往来に支障をきたす。</u></p>																																																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害項目</th> <th rowspan="2">ケース</th> <th rowspan="2">県全体</th> <th colspan="2">主な市町村と被害想定</th> </tr> <tr> <th>新見市</th> <th>真庭市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大震度</td> <td></td> <td>6強</td> <td>6強</td> <td>6弱</td> </tr> <tr> <td>建物全壊(棟)</td> <td>冬・18時</td> <td>17</td> <td>5</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>死者数(人)</td> <td>冬・深夜</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>最大避難者数(人)</td> <td>冬・18時</td> <td>150</td> <td>34</td> <td>86</td> </tr> </tbody> </table>		被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定		新見市	真庭市	最大震度		6強	6強	6弱	建物全壊(棟)	冬・18時	17	5	12	死者数(人)	冬・深夜	0	0	0	最大避難者数(人)	冬・18時	150	34	86	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害項目</th> <th rowspan="2">ケース</th> <th rowspan="2">県全体</th> <th colspan="3">主な市町村と被害想定</th> </tr> <tr> <th>新見市</th> <th>真庭市</th> <th>新庄村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大震度</td> <td></td> <td>6強</td> <td>6強</td> <td>6強</td> <td>6弱</td> </tr> <tr> <td>建物全壊(棟)</td> <td>冬・夕</td> <td>62</td> <td>10</td> <td>52</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>死者数(人)</td> <td>冬・深夜</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>最大避難者数(人)</td> <td>正月・夕</td> <td>971</td> <td>82</td> <td>876</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>		被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定			新見市	真庭市	新庄村	最大震度		6強	6強	6強	6弱	建物全壊(棟)	冬・夕	62	10	52	0	死者数(人)	冬・深夜	3	0	3	0	最大避難者数(人)	正月・夕	971	82	876	13	
被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定																																																															
			新見市	真庭市																																																														
最大震度		6強	6強	6弱																																																														
建物全壊(棟)	冬・18時	17	5	12																																																														
死者数(人)	冬・深夜	0	0	0																																																														
最大避難者数(人)	冬・18時	150	34	86																																																														
被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定																																																															
			新見市	真庭市	新庄村																																																													
最大震度		6強	6強	6強	6弱																																																													
建物全壊(棟)	冬・夕	62	10	52	0																																																													
死者数(人)	冬・深夜	3	0	3	0																																																													
最大避難者数(人)	正月・夕	971	82	876	13																																																													
		(略)		(略)																																																														

34	18	<p>第6節 南海トラフ巨大地震の被害想定 第1項 南海トラフを震源とする地震</p> <p>最大クラスの地震・津波 「東日本大震災」では、想定をはるかに超える地震・津波により、東北地方を中心とした広い地域が被災し、特に、津波の襲来により多くの死傷者が発生した。</p> <p>国においては、この震災の教訓から、これまでの地震・津波対策の大幅な見直しを行うこととした。その見直しの中で、発生確率が高いといわれている東海地震、これに東南海、南海地震が同時に発生した場合の3連動の地震、いわゆる「南海トラフ巨大地震」の発生を想定し、最新の科学的知見に基づき、この最大クラスの地震・津波についての被害想定が公表された。</p> <p>その想定では、かつてない大きな地震動と津波が発生し、その被害は広範囲で、国難ともいべき大きな人的、経済的被害を被ることとされている。その被害を最小限とするための対策については、ハード・ソフト施策を柔軟に組み合わせて総動員し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じることとされている。</p> <p>1 南海トラフ巨大地震の被害想定調査について <u>(平成24年度)</u> この南海トラフを震源とする地震は、約100～150年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震(1946年)がこれに当たる。既に、昭和南海地震が起きてから <u>70年以上</u>経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の地震調査研究推進本部 <u>では</u>地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測した評価 <u>を行っており</u>、南海トラフ全体で今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震が発生する確率は、<u>70～80%※</u>とされており、その発生が危惧される場所である。</p> <p>本県において <u>今回算定</u>した被害想定は、具体的な被害を算定し被害の全体像、被害規模を明らかにすることにより、県民に防災対策の必要性を周知し、広域的な防災対策の立案等に活用するための基</p>	<p>第6節 南海トラフ巨大地震の被害想定 第1項 南海トラフを震源とする地震</p> <p>最大クラスの地震・津波 「東日本大震災」では、想定をはるかに超える地震・津波により、東北地方を中心とした広い地域が被災し、特に、津波の襲来により多くの死傷者が発生した。</p> <p>国においては、この震災の教訓から、これまでの地震・津波対策の大幅な見直しを行うこととした。その見直しの中で、発生確率が高いといわれている東海地震、これに東南海、南海地震が同時に発生した場合の3連動の地震、いわゆる「南海トラフ巨大地震」の発生を想定し、最新の科学的知見に基づき、この最大クラスの地震・津波についての被害想定が公表された。</p> <p>その想定では、かつてない大きな地震動と津波が発生し、その被害は広範囲で、国難ともいべき大きな人的、経済的被害を <u>受ける</u>こととされている。その被害を最小限とするための対策については、ハード・ソフト施策を柔軟に組み合わせて総動員し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じることとされている。</p> <p><u>なお、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定から10年経過することから、基本計画の見直しに向けた本格的な検討を実施するため、国において南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しが実施され、その内容は令和7年3月31日に公表された。</u></p> <p>1 南海トラフ巨大地震の被害想定調査について この南海トラフを震源とする地震は、約100～150年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震(1946年)がこれに当たる。既に、昭和南海地震が起きてから <u>約80年</u>経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の地震調査研究推進本部 <u>による</u>地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測した評価 <u>では</u>、南海トラフ全体で今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震が発生する確率は <u>高いと評価</u>されており、その発生が危惧される場所である。</p> <p>本県において <u>推計</u>した被害想定は、具体的な被害を算定し被害の全体像、被害規模を明らかにすることにより、県民に防災対策の必要性を周知し、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資</p>	<p>表現の適正化</p> <p>被害想定の見直しに伴う修正</p> <p>被害想定の見直しに伴う修正</p> <p>時点修正</p> <p>地震本部の長期評価の更新に伴う修正</p>
----	----	--	--	--

	<p>礎資料であり、地震・津波対策の本県の大綱である地域防災計画の予防対策、応急対策、復旧対策の各段階に深く根ざすものであることから、県独自により詳細なデータ等を加味し再評価を行ったものである。</p> <p><u>しかし、この想定地震の発生頻度は極めて低く、次に発生する地震を明示したものではないことに留意する必要がある。</u></p> <p><u>※ 令和7年1月15日に国の地震調査研究推進本部が発表した「長期評価による地震発生確率値の更新について」により「80%程度」に更新</u></p> <p>2 想定条件 内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震。地震規模はマグニチュード9クラスで、想定する震源域は駿河湾から日向灘に至る巨大地震。県域に最大級の被害をもたらすことが予想され、地震防災対策上、最重要と考えられる地震として最新のデータ、知見を用いて設定した。</p> <p>3 前提条件 火災による被害は、出火原因となるストーブなどを使用している冬の方が夏よりも発生確率が高いことから大きくなる。また、同じく出火原因となる家庭の台所でのガスコンロなどの使用率が高い夕方の方が昼よりも大きくなり、風が強く吹いている時の方が風が弱い時よりも延焼の可能性が高いために大きくなる。 このように火災の被害想定に際しては、どのような前提条件を設定するかが重要となる。</p>	<p>料であり、地震・津波対策の本県の大綱である地域防災計画の予防対策、応急対策、復旧対策の各段階に深く根ざすものであることから、県独自の詳細なデータ等を加味し再評価を行ったものである。<u>本県では、平成24年度から平成25年度にかけて推計した被害想定について、令和7年度に最新のデータ等を活用して見直しを行った。</u></p> <p><u>ただし、南海トラフ巨大地震の発生頻度は千年に一度あるいはそれよりも発生頻度が低く、次に発生する地震を明示したものではないことに留意する必要がある。</u></p> <p>2 想定条件 内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震。地震規模はマグニチュード9クラスで、想定する震源域は駿河湾から日向灘に至る巨大地震。県域に最大級の被害をもたらすことが予想され、地震防災対策上、最重要と考えられる地震として最新のデータ、知見を用いて設定した。</p> <p>3 前提条件 火災による被害は、出火原因となるストーブなどを使用している冬の方が夏よりも発生確率が高いことから大きくなる。また、同じく出火原因となる家庭の台所でのガスコンロなどの使用率が高い夕方の方が昼よりも大きくなり、風が強く吹いている時の方が風が弱い時よりも延焼の可能性が高いために大きくなる。 このように火災の被害想定に際しては、どのような前提条件を設定するかが重要となる。</p>	<p>被害想定の見直しに伴う修正</p> <p>表現の適正化</p>
--	---	---	------------------------------------

[前提条件による想定される被害の特徴]

シーン設定	想定される被害の特徴
①冬・深夜	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅而就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。</li> <li>オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。</li> <li>＊屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定</li> </ul>
②夏・12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する機会が多い。</li> <li>木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。</li> <li>＊木造建物内滞留人口は、昼10時～15時でほぼ一定</li> <li>＊海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。</li> </ul>
③冬・18時	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。</li> <li>オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。</li> <li>鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。</li> </ul>

4 想定地震の震源域位置図

[南海トラフ巨大地震の想定震源断層域]

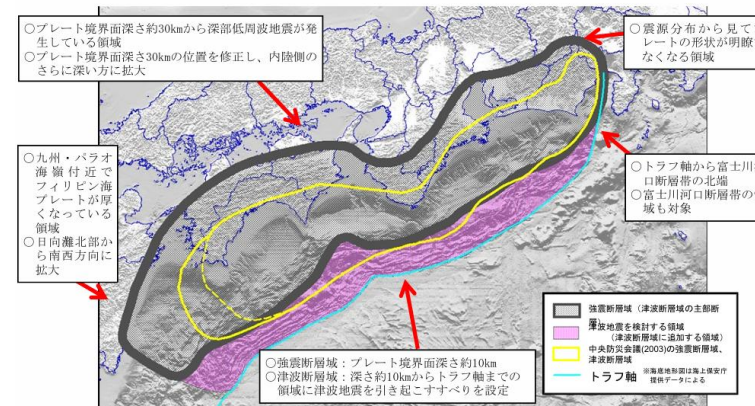


[前提条件による想定される被害の特徴]

シーン設定	想定される被害の特徴
①冬・深夜	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅而就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。</li> <li>オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。</li> <li>＊屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定</li> </ul>
②夏・昼	<ul style="list-style-type: none"> <li>オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する機会が多い。</li> <li>木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。</li> <li>＊木造建物内滞留人口は、昼10時～15時でほぼ一定</li> <li>＊海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。</li> </ul>
③冬・夕	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。</li> <li>オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。</li> <li>鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。</li> </ul>
④正月・夕	<ul style="list-style-type: none"> <li>＊年末年始等の長期休暇中で人口分布が通常とは異なる。</li> </ul>

4 想定地震の震源域位置図

[南海トラフ巨大地震の想定震源域]



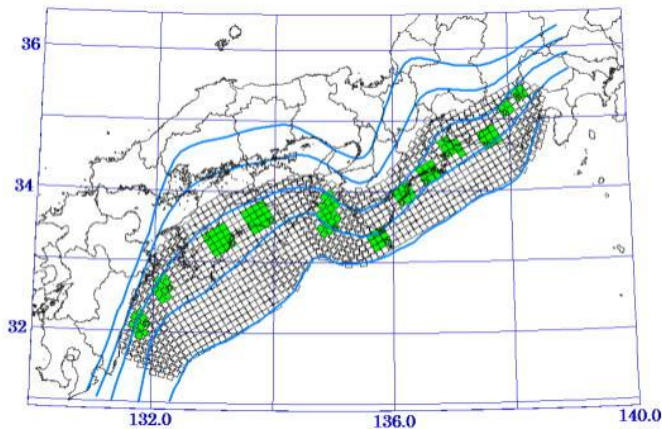
被害想定の見直しに伴う修正

※ 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第一次報告）（平成24年8月29日発表）より抜粋  
(略)

第2項 南海トラフ巨大地震による震度分布・液状化の概況

37 3 岡山県では、平成24年8月末に国が公表した「南海トラフ巨大地震による震度分布、津波浸水域等」を受け、国が検討したケースのうち、岡山県では「陸側ケース」での揺れが最大となるため、これを対象とし、国が用いたデータに県独自に収集した地質データ等を追加し、より詳細な震度分布図と液状化危険度分布図を作成した。

[国が想定した「陸側ケース 地表震度全域図」]



<参考>国の推計の考え方

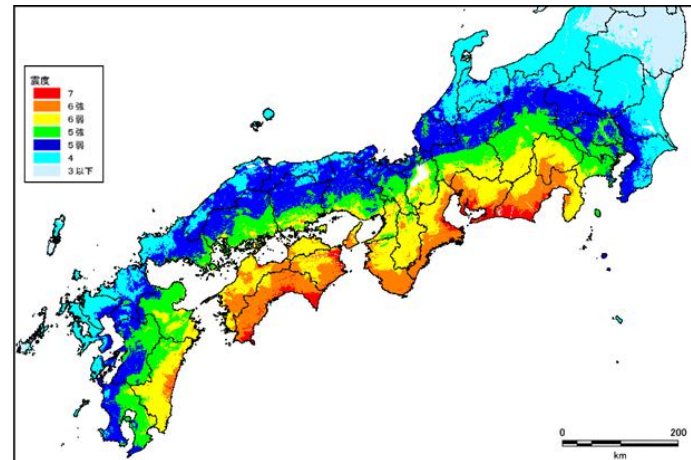
強い揺れ（強震動）を引き起こす地震波は、特定の領域（強震動生成域）において発生することが知られている。そのため、強震動生成域を中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を基本ケースに、その軸が東西にずれた場合と陸側の深い場所にある場合を考慮した4ケースを設定し、それぞれのケースについて強震波形計算を行い、250mメッシュ単位で震度を推計した。

※ 南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会 地震モデル報告書（令和7年3月31日公表）より抜粋  
(略)

第2項 南海トラフ巨大地震による震度分布・液状化の概況

岡山県では、国が用いたデータに県独自に収集した地質データを追加し、より詳細な震度分布図と液状化危険度分布図を作成した。なお、震度分布図の作成にあたっては、令和7年3月末に国が公表した南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しの中で検討された強震波形計算による4ケースの震度と、経験的手法による震度の各地点における最大値を採用した。

[国が想定した「強震波形4ケースと経験的手法の震度の最大値の分布」]



<参考>国の推計の考え方

強い揺れ（強震動）を引き起こす地震波は、特定の領域（強震動生成域）において発生することが知られている。そのため、強震動生成域を中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を基本ケースに、やや東西にずれた場合と可能性のある範囲で最も陸域側にある場合を考慮した4ケースを設定し、それぞれのケースについて強震波形計算を行い、250mメッシュ単位で震度を推計した。

被害想定の見直しに伴う修正

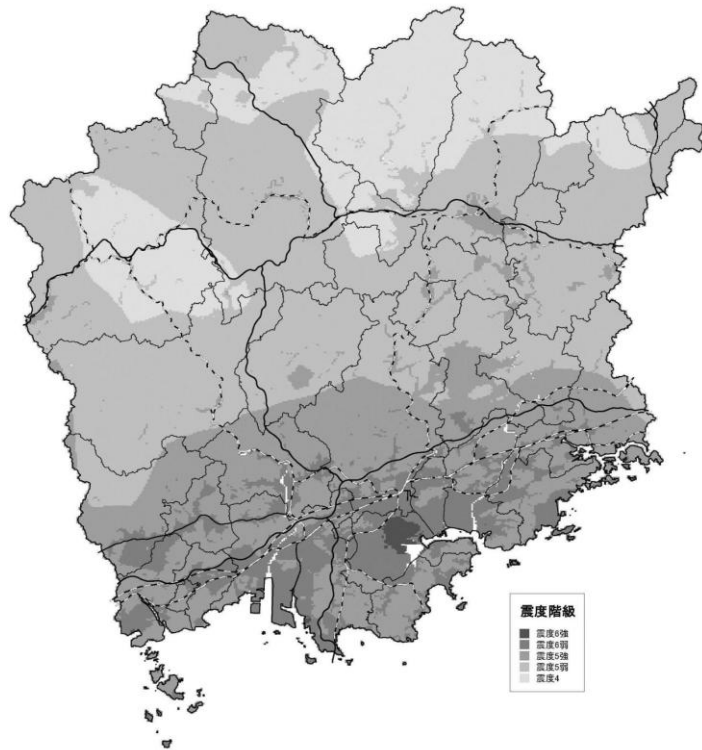
表現の適正化

さらに、これを補完するため、経験的手法（震源からの距離に従い地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を推計する手法）による震度もあわせて推計した。国の震度分布は、これらの震度の最大値の分布図としている。

### 第3項 岡山県の震度分布図

国が用いたデータを基に、深部地盤は国のデータを用い、表層地盤は、県独自に収集した地質データや県内の公共工事等で取得したボーリングデータを追加し、より詳細に地盤情報を把握した上で、岡山県独自の推計を行った。

なお、推計は250mメッシュ（格子）単位で行っている。  
[南海トラフ巨大地震による震度分布図（県想定）]



さらに、これを補完するため、経験的手法（震源からの距離に従い地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を推計する手法）による震度もあわせて推計した。

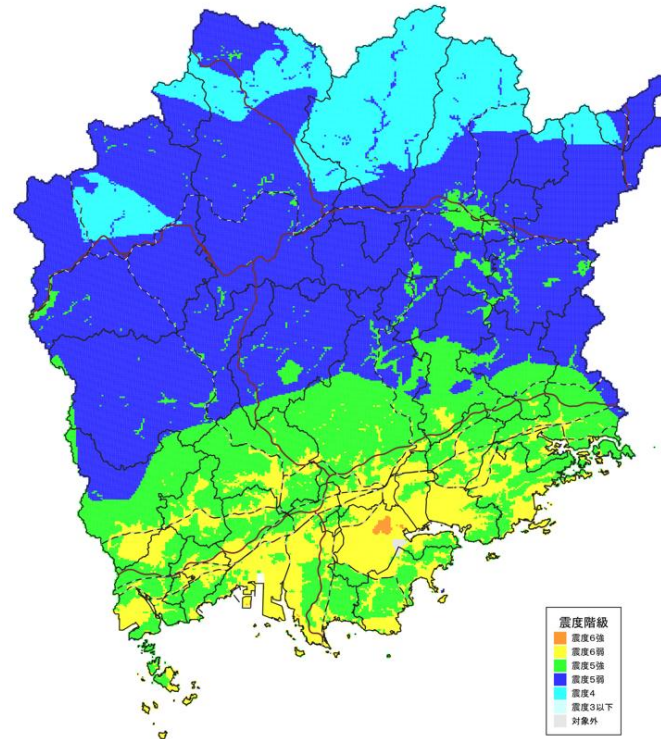
(略)

### 第3項 岡山県の震度分布図

国が用いたデータを基に、深部地盤は国のデータを用い、表層地盤は、県独自に収集した地質データを追加し、より詳細に地盤情報を把握した上で、岡山県独自の推計を行った。

なお、推計は250mメッシュ（格子）単位で行っている。

[南海トラフ巨大地震による震度分布図（県想定）]



表現の適正化

被害想定の見直しに伴う修正

39

3

(略)

## 1 地震による被害

南海トラフ巨大地震による県内の震度分布では、県下の最大震度は6強となっており、最小でも5弱が想定される。県内各市町村ごとの最大震度は以下のとおりである。

[南海トラフ巨大地震による各市町村ごとの最大震度一覧]

市町村	震度	市町村	震度	市町村	震度
岡山市北区	6弱	高梁市	5強	里庄町	6弱
岡山市中区	6強	新見市	5強	矢掛町	6弱
岡山市東区	6強	備前市	6弱	新庄村	5弱
岡山市南区	6強	瀬戸内市	6弱	鏡野町	5弱
倉敷市	6強	赤磐市	6弱	勝央町	5強
津山市	5強	真庭市	5強	奈義町	5弱
玉野市	6弱	美作市	5強	西粟倉村	5弱
笠岡市	6強	浅口市	6弱	久米南町	5強
井原市	6弱	和気町	6弱	美咲町	5強
総社市	6弱	早島町	6弱	吉備中央町	5強

震度6強	岡山市(北区を除く)、倉敷市、笠岡市	3市
震度6弱	岡山市(北区)、玉野市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町	8市4町
震度5強	津山市、高梁市、新見市、真庭市、美作市、勝央町、久米南町、美咲町、吉備中央町	5市4町
震度5弱	新庄村、鏡野町、奈義町、西粟倉村	2町2村

(略)

(略)

## 1 地震による被害

南海トラフ巨大地震による県内の震度分布では、県下の最大震度は6強となっており、最小でも5弱が想定される。県内各市町村の最大震度は以下のとおりである。

[南海トラフ巨大地震による各市町村の最大震度一覧]

市町村	震度	市町村	震度	市町村	震度
岡山市北区	6弱	高梁市	5強	里庄町	6弱
岡山市中区	6弱	新見市	5強	矢掛町	6弱
岡山市東区	6弱	備前市	6弱	新庄村	5強
岡山市南区	6強	瀬戸内市	6弱	鏡野町	5弱
倉敷市	6強	赤磐市	6弱	勝央町	5強
津山市	5強	真庭市	5強	奈義町	5弱
玉野市	6弱	美作市	5強	西粟倉村	5弱
笠岡市	6弱	浅口市	6弱	久米南町	5強
井原市	6弱	和気町	6弱	美咲町	5強
総社市	6弱	早島町	6弱	吉備中央町	5強

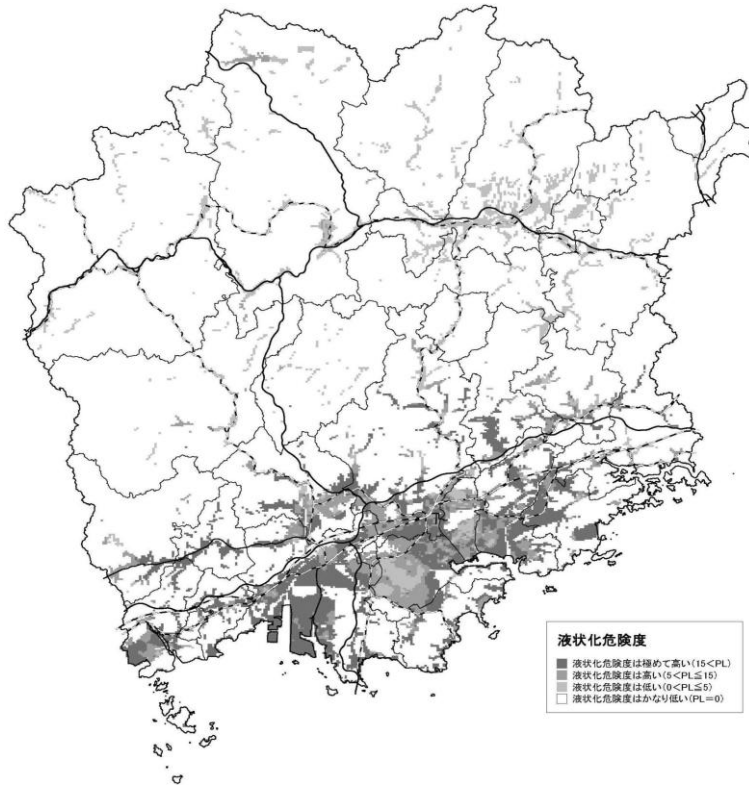
震度6強	岡山市南区、倉敷市	2市
震度6弱	岡山市(南区を除く)、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町	9市4町
震度5強	津山市、高梁市、新見市、真庭市、美作市、新庄村、勝央町、久米南町、美咲町、吉備中央町	5市4町1村
震度5弱	鏡野町、奈義町、西粟倉村	2町1村

(略)

表現の適正化

被害想定の見直しに伴う修正

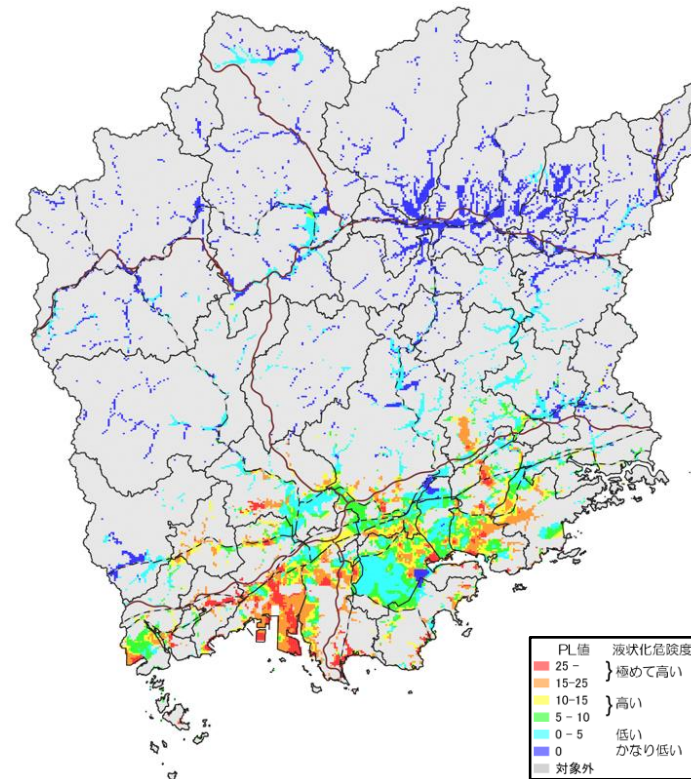
第4項 岡山県の液状化危険度分布図  
(略)  
[南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図 (県想定)]



(略)  
※ 使用したボーリングデータ等について  
震度分布図及び液状化危険度分布図は、平成24年3月末までに公開されている地盤データや市町村等から提供されたボーリングデータを使用して作成したものであり、本県で収集した過去一定時点のデータ等により判断したものである。したがって、推計に用いたデータは限られており、それ以降に行われた調査のデータは反映していない。

(略)

第4項 岡山県の液状化危険度分布図  
(略)  
[南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図 (県想定)]



(略)  
※ 使用したデータ等について  
震度分布図及び液状化危険度分布図は、本県で収集した過去一定時点の地質データ等により作成したものである。

(略)

被害想定の見直しに伴う修正

44	3	<p>第5項 岡山県の津波浸水想定図</p> <p><u>1 地震後、全堤防等が破壊された場合（パターン1）</u>  <u>今回</u>県で想定した津波浸水想定図は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項の規定により県が設定することとされている津波浸水想定（最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域及び水深）である。国土交通省が作成した「津波浸水想定の設定の手引き」に<u>より</u>、次のとおり設定している。</p> <p>※ 最大クラスの津波の設定について  国が示した津波断層モデルのうち、どのモデルが本県に最も大きな影響を及ぼすケースなのかを、本県の海岸を地形等を考慮して7つに区分して検討し、<u>各</u>海岸ごとに津波が最大となるケースについてシミュレーションを行い、浸水域等の推計を行った。</p> <p>12</p> <p>(1) 堤防等の条件設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・護岸、防波堤、<u>大規模な水門</u>等は、地震により<u>すべて</u>破壊され、高さ又は機能が消失するものとした。</li> <li>・堤防は、地震による破壊で、堤防高は75%が沈下するものとし、<u>その後</u>、津波が越流したときは全て破壊され、高さ又は機能が消失するものとした。</li> <li>・設定潮位は、<u>平成19年～平成23年</u>までの<u>過去</u>5年間の朔望平均満潮位であり、県下7箇所の検潮所で観測された潮位を用いて算出した。</li> </ul>	<p>第5項 岡山県の津波浸水想定図</p> <p>県で想定した津波浸水想定図は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項の規定により県が設定することとされている津波浸水想定（最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域及び水深）である。国土交通省が作成した「津波浸水想定の設定の手引き」に<u>基づき</u>、次のとおり設定している。<u>なお、地震動により堤防等が機能しなくなる場合（パターン1）に基づき</u>想定した津波浸水想定図に対応する地域については、<u>住民等が津波から「逃げる」ことができるよう警戒避難体制を特に整備するため、同法第53条第1項に基づく津波災害警戒区域として指定している。</u></p> <p>※ 最大クラスの津波の設定について  国が示した津波断層モデルのうち、どのモデルが本県に最も大きな影響を及ぼすケースなのかを、本県の海岸を地形等を考慮して7つに区分して検討し、海岸ごとに津波が最大となるケースについてシミュレーションを行い、浸水域等の推計を行った。</p> <p><u>1 地震動により堤防等が機能しなくなる場合（パターン1）</u></p> <p>(1) 堤防等の条件設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・護岸、防波堤等は、<u>十分な耐震性を有するものを除き</u>、地震により<u>全て</u>破壊され、高さ又は機能が消失するものとした。</li> <li>・堤防は、<u>最大クラスの地震に対する照査が実施されている施設については、その結果を評価し</u>、それ以外は堤防高が75%沈下するものとした。<u>また</u>、津波が越流したときは全て破壊され、高さ又は機能が消失するものとした。</li> <li>・設定潮位は、<u>平成30年～令和4年</u>までの5年間の朔望平均満潮位であり、県下7箇所の検潮所で観測された潮位を用いて算出した。</li> </ul>	<p>被害想定の見直しに伴う修正</p> <p>津波災害警戒区域の指定に伴う修正  &lt;R7 年度内に指定予定&gt;</p> <p>被害想定の見直しに伴う修正</p>
----	---	--	---	--

45 3

(2) 推計結果

ア 津波高

市町村	最大津波高 (m)	場 所	市町村	最大津波高 (m)	場 所
岡山市中区	1.8	新築港付近	笠岡市	3.2	鋼管町付近
岡山市東区	2.5	正儀付近	備前市	2.9	鹿久居島付近
岡山市南区	2.6	小串付近	瀬戸内市	2.8	呂久町福谷付近
倉敷市	3.2	下津井付近	浅口市	2.8	寄島町付近
玉野市	2.8	渋川四丁目付近			

(略)

イ 浸水面積

(単位: ha)

市町村	1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上	5m以上	10m以上
岡山市北区	60	20	*	-	-	-
岡山市中区	1,160	1,070	740	230	-	-
岡山市東区	3,210	2,980	2,270	1,140	*	-
岡山市南区	6,390	5,920	3,990	1,590	*	-
倉敷市	3,420	2,840	1,570	350	*	-
玉野市	1,080	960	690	430	*	-
笠岡市	1,830	1,720	1,600	1,380	1,020	*
備前市	180	140	60	*	-	-
瀬戸内市	1,090	840	640	520	70	-
浅口市	290	240	140	30	*	-
里庄町	10	*	*	*	-	-
合計	18,710	16,750	11,700	5,680	1,090	*

※ 「-」: 浸水なし、「\*」: 10ha未満

※ 合計は、四捨五入しているため、一致しない。(以下同じ)

(2) 推計結果

ア 津波水位 (最高値)

市町村	最高水位 (m)	場 所	市町村	最高水位 (m)	場 所
岡山市中区	1.9	新築港付近	笠岡市	3.3	カブト西町付近
岡山市東区	2.6	正儀付近	備前市	2.9	鹿久居島付近
岡山市南区	2.9	小串付近	瀬戸内市	3.3	玉津港付近
倉敷市	3.0	水島川崎通付近	浅口市	2.8	寄島町付近
玉野市	2.9	大藪付近			

(略)

イ 浸水面積

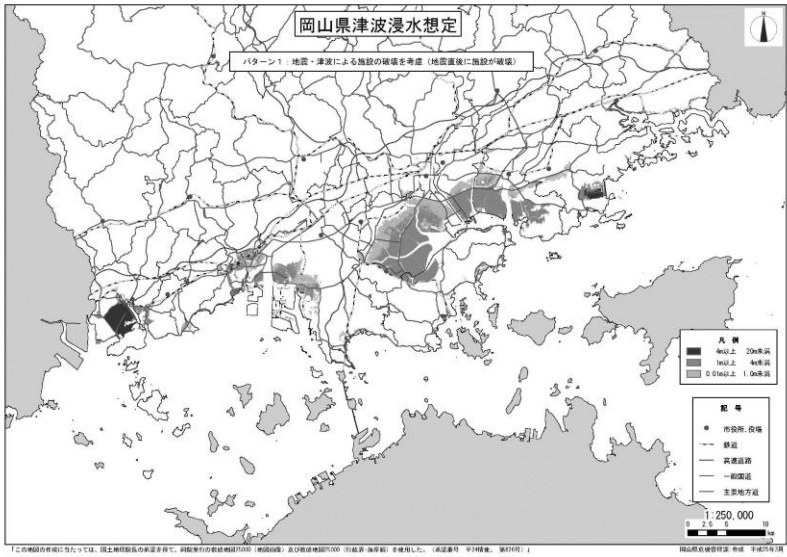
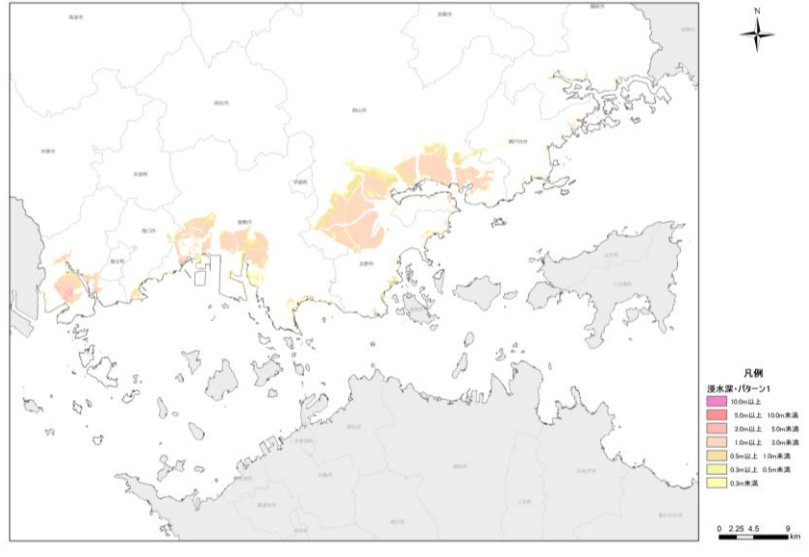
(単位: ha)

市町村	1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上	5m以上	10m以上
岡山市北区	50	20	*	-	-	-
岡山市中区	730	690	380	*	-	-
岡山市東区	2,970	2,760	2,110	1,120	*	-
岡山市南区	5,600	5,120	3,360	1,200	*	-
倉敷市	4,200	3,630	2,330	560	*	*
玉野市	1,050	920	630	360	*	*
笠岡市	1,650	1,510	1,200	790	*	-
備前市	210	170	80	*	-	-
瀬戸内市	310	210	110	40	*	-
浅口市	270	220	90	10	-	-
里庄町	10	*	*	*	-	-
合計	17,060	15,250	10,300	4,090	*	*

※ 「-」: 浸水なし、「\*」: 10ha未満

※ 合計は、四捨五入しているため、一致しない。(以下同じ)

被害想定の見直しに伴う修正

46	2	<p>1 <u>全堤防等破壊：津波浸水想定</u> (パターン1)</p> 	<p>1 津波浸水想定 (パターン1)</p> 	<p>被害想定の見直しに伴う修正</p>
47	1	<p>2 <u>地震後、津波が堤防等を越流すれば堤防等が破壊される</u> 場合 (パターン2)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>護岸、防波堤、大規模な水門等は、地震により破壊されず機能は保持されるが、越流した場合は崩壊して、機能を失うものとした。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>2 <u>津波が越流すると堤防等が機能しなくなる</u> 場合 (パターン2)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>護岸、防波堤、大規模な水門等は、地震により破壊されず機能は保持されるが、<u>津波が</u>越流した場合は崩壊して、機能を失うものとした。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>被害想定の見直しに伴う修正</p>

13

## ア 津波高

市町村	最大津波高 (m)	場 所	市町村	最大津波高 (m)	場 所
岡山市中区	2.4	新築港付近	笠岡市	3.4	神島付近
岡山市東区	2.8	水門町付近	備前市	3.0	鹿久居島付近
岡山市南区	2.8	小串付近	瀬戸内市	3.0	邑久町尻海付近
倉敷市	3.2	水島川崎通一丁目付近	浅口市	2.8	寄島町付近
玉野市	2.9	田井六丁目付近			

(略)

## イ 浸水面積

(単位: ha)

市町村	1 cm 以上	30cm 以上	1 m 以上	2 m 以上	5 m 以上	10m 以上
岡山市北区	-	-	-	-	-	-
岡山市中区	*	*	*	*	-	-
岡山市東区	970	920	700	20	*	-
岡山市南区	350	110	*	*	*	-
倉敷市	310	140	20	*	-	-
玉野市	230	140	30	*	*	-
笠岡市	90	50	20	10	-	-
備前市	130	100	30	*	-	-
瀬戸内市	460	380	240	40	-	-
浅口市	20	*	*	*	-	-
里庄町	-	-	-	-	-	-
合計	2,540	1,850	1,060	90	*	-

※ 「-」: 浸水なし、「\*」: 10ha未満

## ア 津波水位 (最高値)

市町村	最高水位 (m)	場 所	市町村	最高水位 (m)	場 所
岡山市中区	2.4	江並付近	笠岡市	3.4	カブト西町付近
岡山市東区	2.8	正儀付近	備前市	2.9	鹿久居島付近
岡山市南区	2.9	小串付近	瀬戸内市	3.2	師楽港付近
倉敷市	3.2	児島下の町付近	浅口市	2.8	寄島漁港付近
玉野市	3.0	大藪付近			

(略)

## イ 浸水面積

(単位: ha)

市町村	1 cm 以上	30cm 以上	1 m 以上	2 m 以上	5 m 以上	10m 以上
岡山市北区	-	-	-	-	-	-
岡山市中区	*	*	*	*	-	-
岡山市東区	880	830	540	*	-	-
岡山市南区	60	30	*	*	*	-
倉敷市	1,080	740	230	20	*	-
玉野市	310	200	50	10	*	*
笠岡市	510	410	280	100	*	-
備前市	170	130	60	*	-	-
瀬戸内市	220	160	100	30	*	-
浅口市	*	*	*	*	-	-
里庄町	*	*	*	*	-	-
合計	3,240	2,510	1,250	180	*	*

※ 「-」: 浸水なし、「\*」: 10ha未満

被害想定の見直しに伴う修正

被害想定の見直しに伴う修正

48

3

49

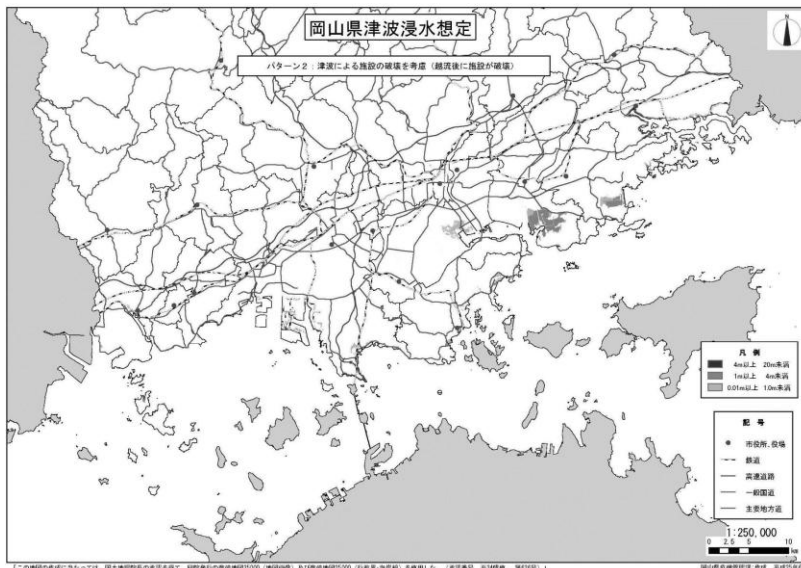
5

ウ 主な地点の津波による海面変動影響開始時間

市町村	場所	到達時間(分)	市町村	場所	到達時間(分)
岡山市	児島湖締切堤防	170	備前市	寒河港	129
倉敷市	下津井漁港	147	備前市	大多府漁港(島しょ部)	116
玉野市	山田港	138	瀬戸内市	錦海塩田	118
笠岡市	笠岡港	202	浅口市	寄島漁港	252
笠岡市	金風呂漁港(島しょ部)	238			

(略)

2 津波越流後堤防等破壊：津波浸水想定Ⅱ(パターン2)



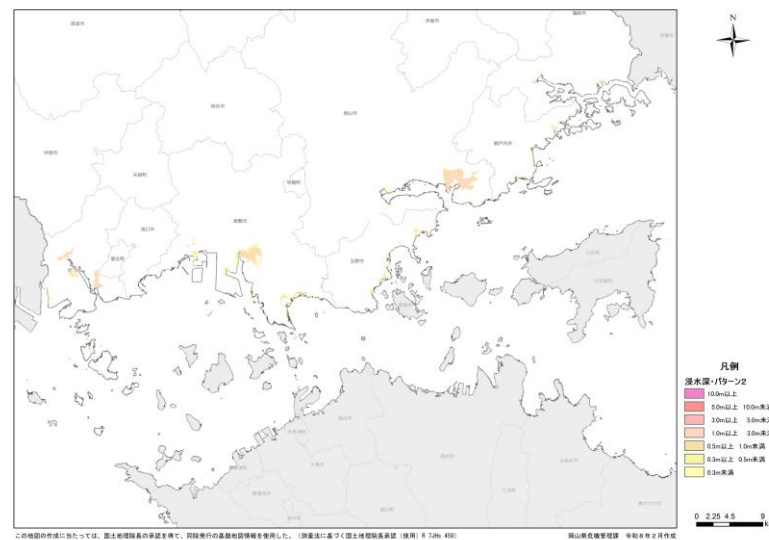
(略)

ウ 主な地点の津波による海面変動影響開始時間

市町村	場所	到達時間(分)	市町村	場所	到達時間(分)
岡山市	児島湾締切堤防	164	備前市	寒河港	129
倉敷市	下津井港	147	備前市	大多府漁港(島しょ部)	117
玉野市	山田港	138	瀬戸内市	錦海岸	121
笠岡市	笠岡港	203	浅口市	寄島漁港	184
笠岡市	金風呂漁港(島しょ部)	238			

(略)

2 津波浸水想定(パターン2)



(略)

被害想定の見直しに伴う修正

51	<p>第6項 岡山県の人的・物的被害想定結果 ( )内の数字はパターン2のもの</p> <p>(注) 国が公表した津波浸水想定は、県の条件(パターン2)と同等である。</p> <p>1 建物被害(被害が最大となるもの:③冬・18時) (単位:棟)</p> <table border="1" data-bbox="264 549 981 983"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>県</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揺れによる全壊</td> <td>4,890</td> <td>約18,000</td> </tr> <tr> <td>液状化による全壊</td> <td>1,036</td> <td>約 5,200</td> </tr> <tr> <td>津波による全壊</td> <td>8,817(318)</td> <td>約 1,190(90)</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊による全壊</td> <td>221</td> <td>約 200</td> </tr> <tr> <td>地震火災による消失</td> <td>3,901(3,911)</td> <td>約11,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>18,865</td> <td>約36,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 液状化の被害には、国は算定していない大規模半壊が <u>12,309</u> 棟ある。</p>	項目	県	国	揺れによる全壊	4,890	約18,000	液状化による全壊	1,036	約 5,200	津波による全壊	8,817(318)	約 1,190(90)	急傾斜地崩壊による全壊	221	約 200	地震火災による消失	3,901(3,911)	約11,000	合計	18,865	約36,000	<p>第6項 岡山県の人的・物的被害想定結果 ( )内の数字はパターン2のもの</p> <p>(注) 国の被害想定における津波の条件は、県の条件(パターン2)と同等である。 <u>国の被害想定の内容は、内閣府ホームページ</u> <u>(<a href="http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html">http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html</a>)を参照のこと。</u></p> <p>1 建物被害(被害が最大となるもの:③冬・夕、④正月・夕) (単位:棟)</p> <table border="1" data-bbox="1196 536 1729 995"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>全壊・焼失棟数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揺れによる全壊</td> <td>3,240</td> </tr> <tr> <td>液状化による全壊</td> <td>2,644</td> </tr> <tr> <td>津波による全壊</td> <td>9,470(942)</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊による全壊</td> <td>172</td> </tr> <tr> <td>地震火災による焼失</td> <td>6,216(6,236)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,742</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 液状化の被害には、国は算定していない大規模半壊が <u>3,626</u> 棟ある。</p>	項目	全壊・焼失棟数	揺れによる全壊	3,240	液状化による全壊	2,644	津波による全壊	9,470(942)	急傾斜地崩壊による全壊	172	地震火災による焼失	6,216(6,236)	合計	21,742	<p>被害想定の見直しに伴う修正</p>
項目	県	国																																				
揺れによる全壊	4,890	約18,000																																				
液状化による全壊	1,036	約 5,200																																				
津波による全壊	8,817(318)	約 1,190(90)																																				
急傾斜地崩壊による全壊	221	約 200																																				
地震火災による消失	3,901(3,911)	約11,000																																				
合計	18,865	約36,000																																				
項目	全壊・焼失棟数																																					
揺れによる全壊	3,240																																					
液状化による全壊	2,644																																					
津波による全壊	9,470(942)																																					
急傾斜地崩壊による全壊	172																																					
地震火災による焼失	6,216(6,236)																																					
合計	21,742																																					

2 人的被害

ア 死者数（被害が最大となるもの：①冬・深夜）（単位：人）

項目	県	国
建物倒壊による死者	305	約 1,100
津波による死者	2,786(40)	約 640(40)
急傾斜地崩壊による死者	20	約 10
地震火災による死者	0	約 10
屋外落下物等による死者	0	0
合計	3,111	約 1,800

2 人的被害

ア 死者数（被害が最大となるもの：①冬・深夜）（単位：人）

項目	死者数
建物倒壊による死者	177
津波による死者	3,585(45)
急傾斜地崩壊による死者	16
地震火災による死者	0
屋外落下物等による死者	0
合計	3,778

※ 災害関連死者数は577～1,154人（上記死者数には含まれない）

被害想定の見直しに伴う修正

52 3 イ 負傷者数（被害が最大となるもの：①冬・深夜）（単位：人）

項目	県	国
建物倒壊による負傷者	7,534	約17,000
津波による負傷者	4,184(73)	約 40(20)
急傾斜地崩壊による負傷者	25	約 20
地震火災による負傷者	2	約 70
屋外落下物等による負傷者	0	約 20
合計	11,745	約17,000

イ 負傷者数（被害が最大となるもの：②夏・昼）（単位：人）

項目	負傷者数
建物倒壊による負傷者	7,022
津波による負傷者	709(178)
急傾斜地崩壊による負傷者	11
地震火災による負傷者	1(1)
屋外落下物等による負傷者	335
合計	8,078

3 ライフライン被害

ア 県想定

	区 分	被災直後			被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
		給水人口	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率	
上水道 (千人)	給水人口	約 933	48	約 525	27	約 283	15	約 14	1				
	約1,945												
下水道 (千人)	支障人口			(約45)	(4)	(約 41)	(3)						
	約1,193	約1,017	85	約 402	34	約 399	33	-	-				
電 力 (千軒)	電灯軒数												
	約1,163	約 906	78	約 23	2	-	-	-	-				
固定電話 (千回線)	世帯数												
	約 444	約 346	78	約 8	2	約 4	1	-	-				
都市ガス (千戸)	需要家数												
	約 116	約 81	26	約 29	25	約 22	19	-	-				

(略)

イ 国想定(パターン2)

(表略)

3 ライフライン被害 (被害が最大となるもの)

	区 分	被災直後			被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
		給水人口	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率	
上水道 (千人)	給水人口	約 705	38	約 380	21	約 188	10	約 2	0.1				
	約1,837												
下水道 (千人)	処理人口			(約42)	(3)	(約 41)	(3)						
	約1,295	約1,115	86	約 582	45	約 580	45	-	-				
電 力 (千軒)	電灯軒数												
	(約1,424)	(約1,029)	(72)	(約19)	(1)	-	-	-	-				
固定電話 (千回線)	回線数												
	約 186	約 141	76	約 4	2	約 2	1	-	-				
都市ガス (千戸)	復旧対象 戸数												
	約 139	約 14	10	約 13	9	約 8	6	-	-				

(略)

(削除)

(削除)

被害想定の見直しに伴う修正

54

6

4 交通施設被害  
ア 道路（緊急輸送道路）（単位：箇所）

緊急輸送道路区分	被害箇所数		
	浸水区域外	浸水区域内	計
第1次	40(45)	8( 0)	48(45)
高速道路	—	—(—)	—(—)
高速道路以外	40(45)	8( 0)	48(45)
第2次	26(29)	8( 0)	34(29)
第3次	10(12)	4(—)	14(12)
全 体	75(85)	20( 1)	95(86)

※ 被害箇所数は少数第1位で四捨五入しているため、合計値は必ずしも一致しない。

イ 鉄 道（単位：箇所）

鉄道区分	被害箇所数			
	新幹線	在来線		計
	浸水区域外	浸水区域外	浸水区域内	
県	30(30)	543(587)	46( 1)	619(618)
国	(30)	—	(690)	(720)

※ 在来線は、J R西日本、水島臨海鉄道、井原鉄道、智頭急行の計である。

(略)

4 交通施設被害  
ア 道路（緊急輸送道路）（単位：箇所）

緊急輸送道路区分	被害箇所数		
	浸水区域外	浸水区域内	計
第1次	11(1)	42(49)	54(51)
高速道路	—	—(—)	—(—)
高速道路以外	11(1)	42(49)	54(51)
第2次	6(1)	28(31)	34(32)
第3次	4(1)	12(14)	17(15)
全 体	21(3)	83(95)	104(98)

※ 被害箇所数は少数第1位で四捨五入しているため、合計値は必ずしも一致しない。

イ 鉄 道（単位：箇所）

鉄道区分	新幹線		在来線		計
	浸水区域外	浸水区域内	浸水区域外	浸水区域内	
	被害箇所数	27(30)	3(1)	546(588)	56(12)

※ 在来線は、J R西日本、水島臨海鉄道、井原鉄道、智頭急行の計である。

※ 被害箇所数は少数第1位で四捨五入しているため、合計値は必ずしも一致しない。

(略)

被害想定の見直しに伴う修正

55	5	エ 港湾 (単位：箇所)					エ 港湾 (単位：箇所)					被害想定の見直しに伴う修正																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">岸壁数</th> <th colspan="4">被害箇所数</th> </tr> <tr> <th>国際拠点</th> <th>重要港</th> <th>地方港</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸壁</td> <td>36</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>その他係留施設</td> <td>327</td> <td>23</td> <td>22</td> <td>50</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table>						岸壁数	被害箇所数				国際拠点	重要港	地方港	計	岸壁	36	5	3	1	9	その他係留施設	327	23	22	50	95	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">岸壁数</th> <th colspan="4">被害箇所数</th> </tr> <tr> <th>国際拠点</th> <th>重要港</th> <th>地方港</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸壁</td> <td>27</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>その他係留施設</td> <td>332</td> <td>14</td> <td>17</td> <td>37</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table>						岸壁数	被害箇所数				国際拠点	重要港	地方港	計	岸壁	27	2	2	1	5	その他係留施設	332	14	17	37	69					
	岸壁数	被害箇所数																																																										
		国際拠点	重要港	地方港	計																																																							
岸壁	36	5	3	1	9																																																							
その他係留施設	327	23	22	50	95																																																							
	岸壁数	被害箇所数																																																										
		国際拠点	重要港	地方港	計																																																							
岸壁	27	2	2	1	5																																																							
その他係留施設	332	14	17	37	69																																																							
		<p>※ 国際拠点は水島港、重要港は宇野港、岡山港、地方港はその他をいう。</p> <p>※ 港湾の被害箇所数は全て揺れによるもの。津波による被害想定はない。</p>					<p>※ 国際拠点は水島港、重要港は宇野港、岡山港、地方港はその他をいう。</p> <p>※ 港湾の被害箇所数は全て揺れによるもの。津波による被害想定はない。</p> <p><u>※ 被害箇所数は小数第1位で四捨五入しているため、合計値は必ずしも一致しない。</u></p>																																																					
	12	5 生活支障等 ア 避難者					5 生活支障等 ア 避難者 <u>(被害が最大となるもの：④正月・夕)</u> (単位：人)																																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1日後</th> <th>1週間後</th> <th>1ヶ月後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県</td> <td>避難者数(人)</td> <td>342,000 (85,000)</td> <td>170,000 (130,000)</td> <td>116,000 (74,000)</td> </tr> <tr> <td>避難所避難</td> <td>225,000 (53,000)</td> <td>116,000 (67,000)</td> <td>35,000 (22,000)</td> </tr> <tr> <td>避難所外避難</td> <td>117,000 (32,000)</td> <td>54,000 (63,000)</td> <td>81,000 (52,000)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">国</td> <td>避難者数(人)</td> <td>(101,000)</td> <td>(240,000)</td> <td>(184,000)</td> </tr> <tr> <td>避難所避難</td> <td>(61,000)</td> <td>(120,000)</td> <td>(54,000)</td> </tr> <tr> <td>避難所外避難</td> <td>(40,000)</td> <td>(120,000)</td> <td>(130,000)</td> </tr> </tbody> </table>							1日後	1週間後	1ヶ月後	県	避難者数(人)	342,000 (85,000)	170,000 (130,000)	116,000 (74,000)	避難所避難	225,000 (53,000)	116,000 (67,000)	35,000 (22,000)	避難所外避難	117,000 (32,000)	54,000 (63,000)	81,000 (52,000)	国	避難者数(人)	(101,000)	(240,000)	(184,000)	避難所避難	(61,000)	(120,000)	(54,000)	避難所外避難	(40,000)	(120,000)	(130,000)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1日後</th> <th>1週間後</th> <th>1ヶ月後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">避難者数</td> <td></td> <td>347,120 (141,388)</td> <td>218,091 (150,963)</td> <td>179,382 (107,444)</td> </tr> <tr> <td>避難所避難</td> <td>226,961 (87,828)</td> <td>155,931 (80,530)</td> <td>53,815 (32,233)</td> </tr> <tr> <td>避難所外避難</td> <td>120,159 (53,560)</td> <td>62,160 (70,432)</td> <td>125,567 (75,211)</td> </tr> </tbody> </table>							1日後	1週間後	1ヶ月後	避難者数		347,120 (141,388)	218,091 (150,963)	179,382 (107,444)	避難所避難	226,961 (87,828)	155,931 (80,530)	53,815 (32,233)	避難所外避難	120,159 (53,560)	62,160 (70,432)	125,567 (75,211)
		1日後	1週間後	1ヶ月後																																																								
県	避難者数(人)	342,000 (85,000)	170,000 (130,000)	116,000 (74,000)																																																								
	避難所避難	225,000 (53,000)	116,000 (67,000)	35,000 (22,000)																																																								
	避難所外避難	117,000 (32,000)	54,000 (63,000)	81,000 (52,000)																																																								
国	避難者数(人)	(101,000)	(240,000)	(184,000)																																																								
	避難所避難	(61,000)	(120,000)	(54,000)																																																								
	避難所外避難	(40,000)	(120,000)	(130,000)																																																								
		1日後	1週間後	1ヶ月後																																																								
避難者数		347,120 (141,388)	218,091 (150,963)	179,382 (107,444)																																																								
	避難所避難	226,961 (87,828)	155,931 (80,530)	53,815 (32,233)																																																								
	避難所外避難	120,159 (53,560)	62,160 (70,432)	125,567 (75,211)																																																								

40

イ 帰宅困難者 (単位：人)

区分	帰宅困難者	コメント
帰宅困難者	141,000	うち約12万人が通勤通学者、約2万人がその他、買い物・観光客等である。

ウ 災害廃棄物発生量 (単位：万トン)

区 分	県		国
	パターン1	パターン2	パターン2
災害廃棄物	1,202	234	400
災害廃棄物	224	126	300
津波堆積物	978	108	70

イ 帰宅困難者 (単位：人)

帰宅困難者	149,388~156,218
-------	-----------------

ウ 災害廃棄物発生量 (被害が最大となるもの：③冬・夕)  
(単位：万トン)

区 分	パターン1	パターン2
災害廃棄物等	815	281
災害廃棄物	406	203
津波堆積物	409	78

被害想定の見直しに伴う修正

6 経済的被害 (単位：兆円)

区 分	県		国
	パターン1	パターン2	パターン2
民間部門（住宅等）	3.5	2.0	2.8
準公共部門 （電気、通信、ガス、鉄道）	—	—	—
公共部門（上下水道、道路、 港湾、農地、漁港、災害廃棄物）	0.6	0.3	0.4
合計（兆円）	4.1	2.3	3.2

※ 「—」は、わずかなもの。

（注）国が公表した津波浸水想定は、県の条件（津波越流後破壊：パターン2）と同等である。

第7項 減災効果

(1) 建物の耐震化の促進

県内の住宅の耐震化率は平成22年度末で約73%となっている。旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化を推進し、耐震化率を100%にした場合には、建物の全壊棟数は8割以上（約4,000棟）軽減されるとともに、建物の倒壊による死者数も約8割以上（約260人）軽減できる。

6 経済的被害 (単位：億円)

種別	パターン1	パターン2
住宅・非住宅	32,175	15,524
家庭用品	1,880	892
償却資産	6,376	2,920
棚卸資産	3,735	1,711
上水道	112	112
下水道	933	933
道路	48	44
鉄道	147	144
港湾	145	145
その他土木施設	478	477
農地	2,945	390
震災廃棄物	3,016	1,037
合計	51,770	24,330

※ 四捨五入の関係で、合計値は必ずしも一致しない。

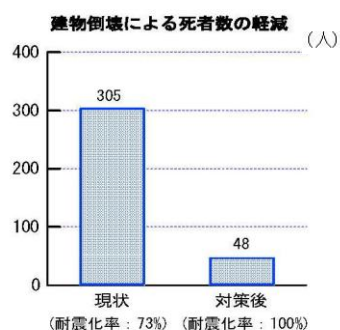
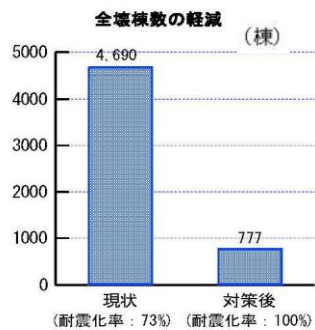
第7項 減災効果

(1) 建物の耐震化の促進

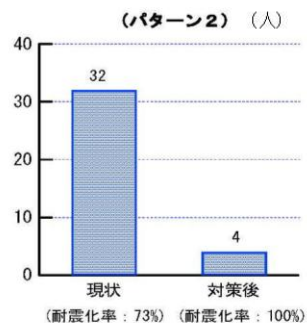
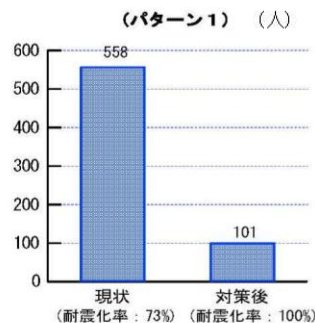
県内の住宅の耐震化率は令和元年度末で約82%となっている。旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化を推進し、耐震化率を100%にした場合には、建物の全壊棟数は9割以上（約3,000棟）軽減されるとともに、建物の倒壊による死者数も約9割（約160人）軽減できる。

被害想定の見直しに伴う修正

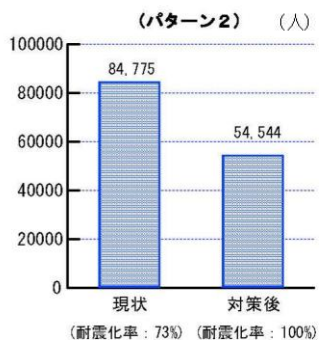
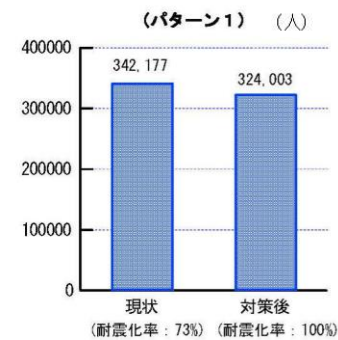
57 4



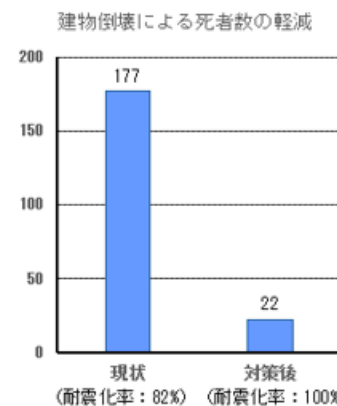
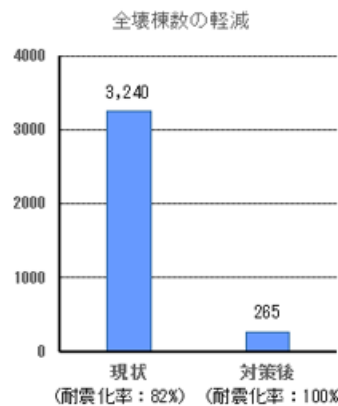
建物耐震化による全壊棟数・死者数の軽減



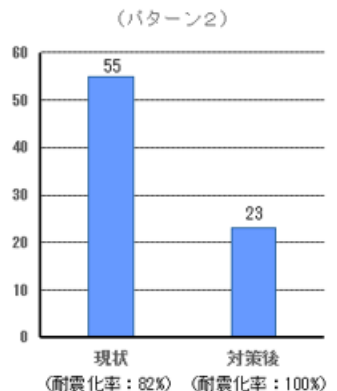
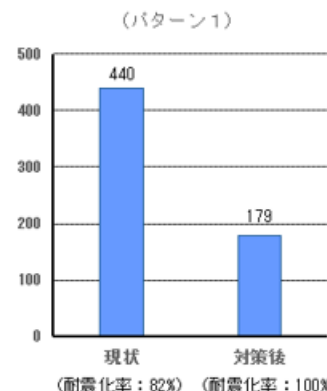
建物耐震化による自力脱出困難のための津波死者数の軽減



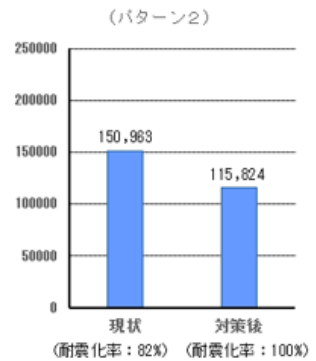
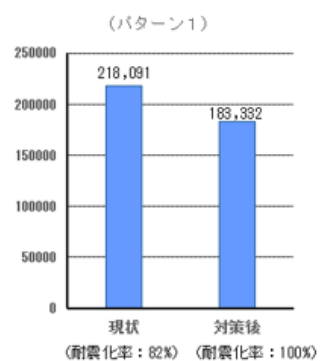
建物耐震化による避難者数の軽減



全壊棟数・死者数の建物耐震化による軽減 (単位:人)



自力脱出困難に伴う津波死者数の建物耐震化による軽減 (単位:人)



避難者数の建物耐震化による軽減 (単位:人)

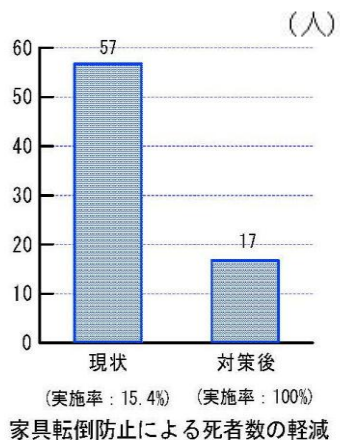
被害想定の見直しに伴う修正

16

(2) 家具等の転倒・落下防止対策の強化

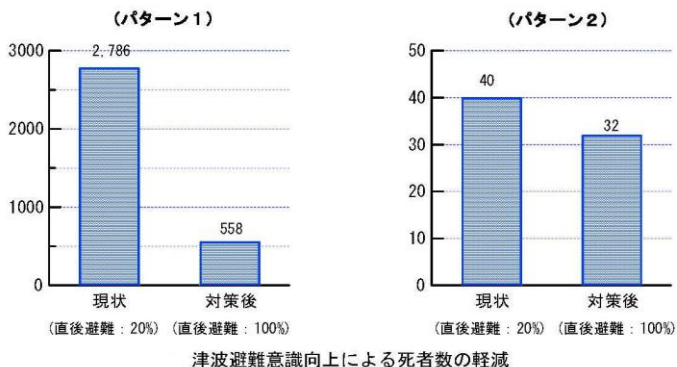
県内の家具等の転倒・落下防止対策実施率は、平成 24 年 9 月の「防災対策に関するアンケート調査」によると、約 15.4%の世帯が対策を実施していると回答している。

この実施率を 100%にすることで、死傷者数は約 30%に軽減できる。さらに、屋外に迅速に避難することも可能となるので、津波から避難するためにも、家具等の転倒・落下防止対策を行うことが重要である。



(3) 津波避難の迅速化

地震発生後、全員が一斉に避難すれば、今回想定した 20%の人が迅速に避難する場合と比較すると、浸水域が広いパターン 1 では死者数は約 5分の1に減少する。

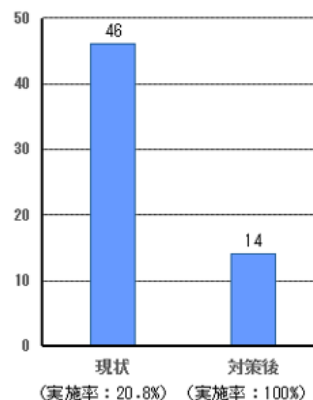


59 3

(2) 家具等の転倒・落下防止対策の強化

県内の家具等の転倒・落下防止対策実施率は、「令和 6 年度県民満足度調査同時調査 防災対策についての調査結果報告書」によると、約 20.8%の世帯が対策を実施していると回答している。

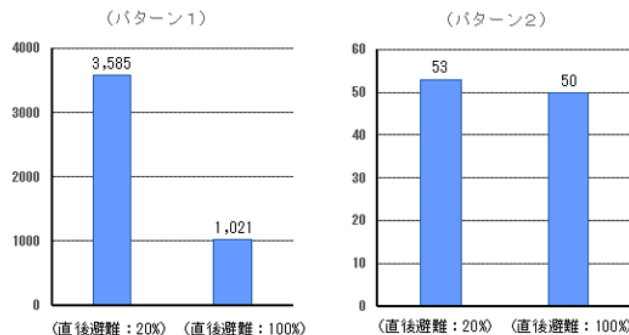
この実施率を 100%にすることで、死者数は約 30%に軽減できる。さらに、屋外に迅速に避難することも可能となるので、津波から避難するためにも、家具等の転倒・落下防止対策を行うことが重要である。



死者数の家具転倒防止による軽減 (単位: 人)

(3) 津波避難の迅速化

地震発生後、全員が一斉に避難すれば、今回想定した 20%の人が迅速に避難する場合と比較すると、浸水域が広いパターン 1 では死者数は約 3割に減少する。



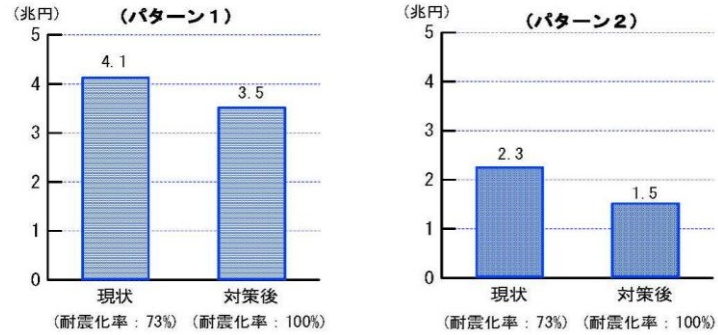
死者数の津波避難意識向上による軽減 (単位: 人)

被害想定の見直しに伴う修正

20

(4) 直接被害額の軽減

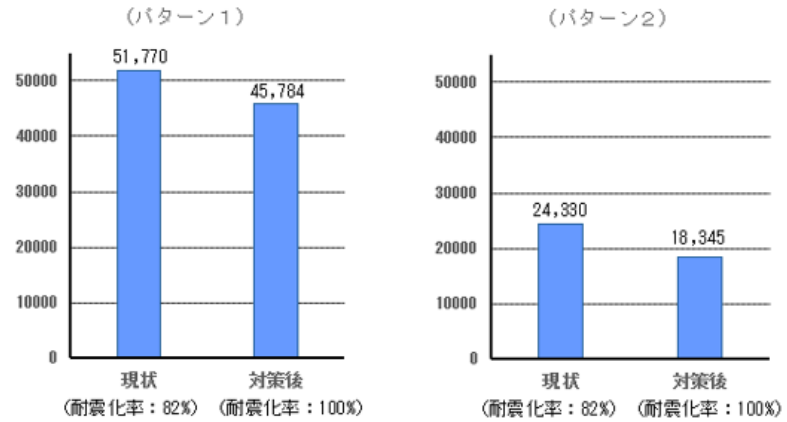
建物耐震化を100%とすれば、全壊棟数が大幅に軽減され、直接被害額も軽減される。



建物耐震化による直接経済被害額の軽減

(4) 直接被害額の軽減

耐震化率を100%にした場合には、全壊棟数が大幅に軽減され、直接被害額も軽減される。



直接経済被害額の建物耐震化による軽減 (単位: 億円)

被害想定の見直しに伴う修正

	60	<p>14</p> <p>第8項 被害想定を生かす 被害想定の結果は、ともすれば不安感だけを募らせ、これまでの防災対策自体が無意味であるようにも思えるが、しっかりと対策を講ずれば、想定される被害も大きく減少させることが可能である。 今後も、これまで取り組んできたハード・ソフト対策を総動員して地震・津波対策を推進することが必要である。 さらに、県民一人ひとりが、今回の被害想定を自らのこととしてとらえ、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 強い揺れや弱くても長い揺れがあったら迅速かつ主体的に避難すること。</li> <li>2 強い揺れに備え、建物の耐震診断・耐震補強を行い、家具の固定やガラスの飛散防止対策、食料や飲料水、生活必需品などの備蓄を行うこと。</li> <li>3 初期消火に全力をあげること。</li> </ol> <p>などの取組を行うことで、尊い命を守ることができる。 <u>平常時から</u>自らができることを確実にいき（自助）、地域の安全を地域のみんなで助け合い（共助）保持していくことが何よりも重要である。 （略）</p> <p>第7節 地震・津波災害対策の基本的方向 （略）</p> <p>2 南海トラフ巨大地震 （略）</p> <p>これまで約 100 年～150 年の周期でこの南海トラフを震源とする大規模な地震が発生し、岡山県でも被害が生じている。最近では、和歌山県南方沖を震源とした昭和 21 年の昭和南海地震が記録されており、それから既に <u>70 年以上</u>経過している。</p> <p>国の地震調査研究推進本部における長期評価においては、30 年以内の発生確率が <u>80%程度と</u>されており、経年的に発生確率は高まっている。 （略）</p> <p>3 地震と津波への対応 （略）</p> <p>また、海岸保全施設等のハード対策や確実な情報伝達等のソフト対策は、<u>すべて</u>素早い避難の確保を支援する対策として位置付け、避難施設、防災施設、土地利用等を組み合わせた総合的な津波対策</p>	<p>第8項 被害想定を生かす 被害想定の結果は、ともすれば不安感だけを募らせ、これまでの防災対策自体が無意味であるようにも思えるが、しっかりと対策を講ずれば、想定される被害も大きく減少させることが可能である。 今後も、これまで取り組んできたハード・ソフト対策を総動員して地震・津波対策を推進することが必要である。 さらに、県民一人ひとりが、今回の被害想定を自らのこととしてとらえ、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 強い揺れや弱くても長い揺れがあったら迅速かつ主体的に避難すること。</li> <li>2 強い揺れに備え、建物の耐震診断・耐震補強を行い、家具の固定やガラスの飛散防止対策、食料や飲料水、生活必需品などの備蓄を行うこと。</li> <li>3 初期消火に全力をあげること。</li> </ol> <p>などの取組を行うことで、尊い命を守ることができる。 <u>平時</u>から自らができることを確実にいき（自助）、地域の安全を地域のみんなで助け合い（共助）保持していくことが何よりも重要である。 （略）</p> <p>第7節 地震・津波災害対策の基本的方向 （略）</p> <p>2 南海トラフ巨大地震 （略）</p> <p>これまで約 100 年～150 年の周期でこの南海トラフを震源とする大規模な地震が発生し、岡山県でも被害が生じている。最近では、和歌山県南方沖を震源とした昭和21年の昭和南海地震が記録されており、それから既に<u>約 80 年</u>経過している。</p> <p>国の地震調査研究推進本部における長期評価においては、30 年以内の発生確率が <u>高いと評価</u>されており、経年的に発生確率は高まっている。 （略）</p> <p>3 地震と津波への対応 （略）</p> <p>また、海岸保全施設等のハード対策や確実な情報伝達等のソフト対策は、<u>全て</u>素早い避難の確保を支援する対策として位置付け、避難施設、防災施設、土地利用等を組み合わせた総合的な津波対策を</p>	<p>用語の整理</p>
	61	<p>21</p> <p>39</p> <p>また、海岸保全施設等のハード対策や確実な情報伝達等のソフト対策は、<u>すべて</u>素早い避難の確保を支援する対策として位置付け、避難施設、防災施設、土地利用等を組み合わせた総合的な津波対策</p>	<p>また、海岸保全施設等のハード対策や確実な情報伝達等のソフト対策は、<u>全て</u>素早い避難の確保を支援する対策として位置付け、避難施設、防災施設、土地利用等を組み合わせた総合的な津波対策を</p>	<p>時点修正</p> <p>長期評価の更新に伴う修正</p> <p>用語の整理</p>

65	9	<p>を検討する必要がある。 (略)</p> <p>第2章 地震・津波災害予防計画 第1節 自立型の防災活動の促進 第1項 防災知識の普及啓発計画 1 現状と課題</p> <p>災害発生に対しては、自らの身は自ら守るとの基本理念と正しい防災知識を県民一人ひとりが持ち、食料・飲料水の備蓄など、<b>平常時より</b>災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針 (略)</p> <p>3 対策 (1) 実施主体 [県 (関係各部等)] (略) [市町村] ア～エ (略)</p>	<p>を検討する必要がある。 (略)</p> <p>第2章 地震・津波災害予防計画 第1節 自立型の防災活動の促進 第1項 防災知識の普及啓発計画 1 現状と課題</p> <p>災害発生に対しては、自らの身は自ら守るとの基本理念と正しい防災知識を県民一人ひとりが持ち、食料・飲料水の備蓄など、<b>平時から</b>災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針 (略)</p> <p>3 対策 (1) 実施主体 [県 (関係各部等)] (略) [市町村] ア～エ (略)</p>	用語の整理
66	37	<p>オ 市町村は、災害発生後に、<b>指定</b>避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</p> <p>キ (略) [市町村及び商工会・商工会議所] (略) [住民] 住民は、地域における地震・津波による被害状況を始め、災害の種別、程度による対応方法、災害時の家族内の連絡体制、避難場所等について家族間で共有しておくなど、日頃から防災知識の習得に努める。</p>	<p>オ 市町村は、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</p> <p>キ (略) [市町村及び商工会・商工会議所] (略) [住民] 住民は、地域における地震・津波による被害状況を始め、災害の種別、程度による対応方法、災害時の家族内の連絡体制、避難場所等について家族間で共有しておくなど、日頃から防災知識の習得に努める。</p>	表現の適正化

67	21	<p>また、自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における防災訓練、自主防災組織活動などへの参加、ハザードマップの活用を通じ、地域の防災力向上に努める。さらに、住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。</p> <p>[企業等] (略)</p> <p>[住民及び事業者] (略)</p> <p>(2) 家庭・地域における普及対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県及び市町村は防災週間や防災関連行事等を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化、感震ブレーカーの設置、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>また、自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における防災訓練、自主防災組織活動などへの参加、ハザードマップの活用を通じ、地域の防災力向上に努める。さらに、住民は、<u>語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により</u>、自ら災害教訓の伝承に努める。</p> <p>[企業等] (略)</p> <p>[住民及び事業者] (略)</p> <p>(2) 家庭・地域における普及対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県及び市町村は防災週間や防災関連行事等を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化、感震ブレーカーの設置、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、指定避難所等での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</li> </ul> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正
68	33	<p>(略)</p> <p>第2項 防災教育の推進計画</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>県及び市町村は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、学校においては、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。</p>	<p>(略)</p> <p>第2項 防災教育の推進計画</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>県及び市町村は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、学校においては、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、<u>自主防災組織や防災士等の</u>地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。</p>	表現の適正化
70	24	<p>また、自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における防災訓練、自主防災組織活動などへの参加、ハザードマップの活用を通じ、地域の防災力向上に努める。さらに、住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。</p> <p>[企業等] (略)</p> <p>[住民及び事業者] (略)</p> <p>(2) 家庭・地域における普及対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県及び市町村は防災週間や防災関連行事等を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化、感震ブレーカーの設置、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>また、自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における防災訓練、自主防災組織活動などへの参加、ハザードマップの活用を通じ、地域の防災力向上に努める。さらに、住民は、<u>語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により</u>、自ら災害教訓の伝承に努める。</p> <p>[企業等] (略)</p> <p>[住民及び事業者] (略)</p> <p>(2) 家庭・地域における普及対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県及び市町村は防災週間や防災関連行事等を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化、感震ブレーカーの設置、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、指定避難所等での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</li> </ul> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正

72	20	<p>(略)</p> <p>第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画</p> <p>1 現状と課題 (略)</p> <p>2 基本方針 自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、<u>平常時</u>、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。</p> <p>ア <u>平常時</u>の活動</p> <p>(ア) 防災知識の普及 (イ) 防災訓練の実施 (ウ) 火気使用設備器具等の点検 (エ) 防災用資機材等の整備 (オ) 要配慮者の把握</p> <p>イ (略)</p> <p>3 対策 (1) 実施主体 [県(危機管理課、消防保安課)] (略) [市町村]</p>	<p>(略)</p> <p>第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画</p> <p>1 現状と課題 (略)</p> <p>2 基本方針 自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、<u>平時</u>、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。</p> <p>ア <u>平時</u>の活動</p> <p>(ア) 防災知識の普及 (イ) 防災訓練の実施 (ウ) 火気使用設備器具等の点検 (エ) 防災用資機材等の整備 (オ) 要配慮者の把握</p> <p>イ (略)</p> <p>3 対策 (1) 実施主体 [県(危機管理課、消防保安課)] (略) [市町村]</p>	用語の整理
73	9	<p>市町村は、<u>平常時</u>から声かけ、見守り、犯罪防止活動などを通じて、人々がつながりを持った、災害に強い地域コミュニティの再生を図る。また、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を進めるとともに、自主防災組織の核となるリーダーに対して研修の実施や防災士等の資格の取得の奨励等を行うことなどにより、組織の育成・充実を図る。</p> <p>(2) 地域の自主防災組織 (略)</p> <p>(3) 企業等の自主防災組織</p>	<p>市町村は、<u>平時</u>から声かけ、見守り、犯罪防止活動などを通じて、人々がつながりを持った、災害に強い地域コミュニティの再生を図る。また、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を進めるとともに、自主防災組織の核となるリーダーに対して研修の実施や防災士等の資格の取得の奨励等を行うことなどにより、組織の育成・充実を図る。</p> <p>(2) 地域の自主防災組織 (略)</p> <p>(3) 企業等の自主防災組織</p>	用語の整理
74	24	<p>企業等は、<u>平常時</u>から地方公共団体の防災関係部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体との連絡・連携体制の強化を図るとともに、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等により、地域防災力の向上に積極的に貢献する必要がある。</p> <p>また、それぞれの企業等の実情に応じて自主的な防災組織をつくり、事業所及び地域の安全確保に積極的に努める。</p>	<p>企業等は、<u>平時</u>から地方公共団体の防災関係部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体との連絡・連携体制の強化を図るとともに、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等により、地域防災力の向上に積極的に貢献する必要がある。</p> <p>また、それぞれの企業等の実情に応じて自主的な防災組織をつくり、事業所及び地域の安全確保に積極的に努める。</p>	用語の整理

74	<p>企業等は、災害時には従業員、利用者等の安全を守り、地域住民として、災害の拡大防止活動に協力する必要がある。</p> <p>第4項 防災ボランティア養成等計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>災害時には、<u>平常時</u>に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えた行政需要が発生することは容易に予想される場所である。災害発生直後から生活再建に至るまで、必要な人命救助や負傷者の手当を始めとした初期対応、救援物資の仕分けや搬送、避難所等の生活支援、生活再建のための相談など多岐にわたる需要が発生し、行政だけでは質量ともに対応不可能な事態が予想され、多彩な活動を行うボランティアへの期待が高まってくる。</p> <p>特に災害時には、特別な技能知識を要する専門ボランティアの需要が高まること、また一般のボランティア活動を効率的に進める上で、現場において的確な判断と活動ができるボランティアリーダーが求められることなどから、これらボランティアの養成と登録を<u>平常時</u>から実施しておく必要がある。</p> <p>また、防災ボランティアについて、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</p> <p>2 基本方針</p> <p>ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p> <p>また、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、県災害救援専門ボランティアの研修・登録や災害発生時の一般ボランティアの受入体制の整備を行い、災害時における防災ボランティア活動の円滑化を図るとともに、関係機関相互のネットワーク化を推進する。</p> <p>3 対策</p> <p>(1) ボランティアの養成・登録 [県（県民生活部）] 災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネータ</p>	<p>企業等は、災害時には従業員、利用者等の安全を守り、地域住民として、災害の拡大防止活動に協力する必要がある。</p> <p>第4項 防災ボランティア養成等計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>災害時には、<u>平時</u>に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えた行政需要が発生することは容易に予想される場所である。災害発生直後から生活再建に至るまで、必要な人命救助や負傷者の手当を始めとした初期対応、救援物資の仕分けや搬送、避難所等の生活支援、生活再建のための相談など多岐にわたる需要が発生し、行政だけでは質量ともに対応不可能な事態が予想され、多彩な活動を行うボランティアへの期待が高まってくる。</p> <p>特に災害時には、特別な技能知識を要する専門ボランティアの需要が高まること、また一般のボランティア活動を効率的に進める上で、現場において的確な判断と活動ができるボランティアリーダーが求められることなどから、これらボランティアの養成と登録を<u>平時</u>から実施しておく必要がある。</p> <p>また、防災ボランティアについて、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</p> <p>2 基本方針</p> <p>ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、<u>登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め</u>、その活動環境の整備を図る。</p> <p>また、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、県災害救援専門ボランティアの研修・登録や災害発生時の一般ボランティアの受入体制の整備を行い、災害時における防災ボランティア活動の円滑化を図るとともに、関係機関相互のネットワーク化を推進する。</p> <p>3 対策</p> <p>(1) ボランティアの養成・登録 [県（県民生活部）] 災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネータ</p>	<p>用語の整理</p> <p>用語の整理</p> <p>防災基本計画の修正</p>
----	--	---	--

74	35	<p>一、介護、要約筆記、手話通訳、外国語通訳・翻訳及び建築物応急危険度判定)を<u>平常時</u>から登録し、把握するとともに、専門分野別の研修や実践型訓練の実施により登録ボランティアの技術向上等を図る。</p> <p>[市町村]</p> <p>市町村は、災害発生時に市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、<u>平常時より</u>市町村社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行うとともに、市町村社会福祉協議会との役割分担等について、市町村地域防災計画等に定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。</p>	<p>一、介護、要約筆記、手話通訳、外国語通訳・翻訳及び建築物応急危険度判定)を<u>平時</u>から登録し、把握するとともに、専門分野別の研修や実践型訓練の実施により登録ボランティアの技術向上等を図る。</p> <p>[市町村]</p> <p>市町村は、災害発生時に市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、<u>平時から</u>市町村社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行うとともに、市町村社会福祉協議会との役割分担等について、市町村地域防災計画等に定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。</p>	用語の整理
75	40	<p>また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて<u>平常時</u>から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。</p> <p>[県、市町村]</p> <p>8 県及び市町村は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、<u>平常時</u>の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p>	<p>また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて<u>平時</u>から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。</p> <p>[県、市町村]</p> <p>8 県及び市町村は、<u>広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び県民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するため必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>また、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。さらに、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</u></p>	用語の整理
75	5	<p>[関係団体] (略) (2) ネットワーク化の推進 [県、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、災害中間支援組織] 県、日本赤十字社岡山県支部及び岡山県社会福祉協議会及び災害中間支援組織は、定期的な連絡会議の開催等により、相互の連携を</p>	<p>[関係団体] (略) (2) ネットワーク化の推進 [県、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、災害中間支援組織] 県、日本赤十字社岡山県支部及び岡山県社会福祉協議会及び災害中間支援組織 <u>(災害支援ネットワークおかやま／特定非営利活動法</u></p>	<p>用語の整理</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>用語の整理</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>組織名を明記</p>

	<p>促進することにより、災害発生時において防災ボランティア活動を円滑に実施できるよう努める。</p> <p>[社会福祉協議会]      県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会は、災害発生時において迅速な対応ができるよう、近隣府県の社会福祉協議会を含めて連絡応援体制の整備を図る。</p> <p>[県、市町村]      県及び市町村は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、災害中間支援組織、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティア等との<u>平常時</u>を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。</p> <p><u>また</u>、社会福祉協議会、災害中間支援組織等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、<u>がれき</u>、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。</p> <p>第5項 住民、地域、企業等の防災訓練計画及び参加      1 現状と課題      いつ災害が発生してもこれに対応できるようにするため、日頃から住民、地域、企業等が各種訓練を行い、防災活動に必要な知識・技能を習得しておく必要がある。      例えば東日本大震災では、実際に指定緊急避難場所・指定避難所に避難した住民はほとんどが事前に避難訓練に参加した人達であり、日常の避難訓練に参加していない人は避難しない傾向がみられた。</p> <p>このため、<u>平常時</u>から防災訓練を繰り返し実施することが大切である。</p> <p>2～3      (略)</p> <p>第6項 地域防災活動施設整備計画及び推進      1～2</p>	<p><u>人岡山NPOセンター</u>)は、定期的な連絡会議の開催等により、相互の連携を促進することにより、災害発生時において防災ボランティア活動を円滑に実施できるよう努める。</p> <p>[社会福祉協議会]      県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会は、災害発生時において迅速な対応ができるよう、近隣府県の社会福祉協議会を含めて連絡応援体制の整備を図る。</p> <p>[県、市町村]      県及び市町村は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、<u>ボランティアの自主性を尊重しつつ</u>、災害中間支援組織、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティア等との<u>平時</u>を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。</p> <p><u>また</u>、<u>登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図る。</u></p> <p><u>さらに</u>、社会福祉協議会、災害中間支援組織等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。</p> <p>第5項 住民、地域、企業等の防災訓練計画及び参加      1 現状と課題      いつ災害が発生してもこれに対応できるようにするため、日頃から住民、地域、企業等が各種訓練を行い、防災活動に必要な知識・技能を習得しておく必要がある。      例えば東日本大震災では、実際に指定緊急避難場所・指定避難所に避難した住民はほとんどが事前に避難訓練に参加した人達であり、日常の避難訓練に参加していない人は避難しない傾向がみられた。</p> <p>このため、<u>平時</u>から防災訓練を繰り返し実施することが大切である。</p> <p>2～3      (略)</p> <p>第6項 地域防災活動施設整備計画及び推進      1～2</p>	<p>用語の整理</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>用語の整理</p>
--	---	--	--

78	14	<p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 活動施設の整備</p> <p>市町村は、国等が行う各種補助事業を有効に活用し、地域の自主防災組織の規模に応じ、指定避難所や公民館等に併設して<u>平常時</u>から活動の拠点となる施設や資機材の整備に努める。</p> <p>ア～ウ</p> <p>(略)</p> <p>第7項 要配慮者等の安全確保計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>近年の都市化、著しい高齢化の進行、人口減少が進む中山間地域等での集落の衰退、国際化など社会構造の変化により、乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病のある人、高齢者、妊産婦、外国人等、災害時の情報提供や避難誘導等において配慮を必要とする、いわゆる要配慮者の増加がみられる。在宅生活者でも、独り暮らしや高齢夫婦のみの世帯など、家族による援助を受けにくい者が増えており、中には、災害発生時の情報把握や安全な場所への避難等について、自らの力のみで迅速かつ適切な行動をとることが難しい者（避難行動要支援者）もいる。</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>要配慮者の状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、特に避難行動要支援者については、<u>平常時より</u>居住状況や避難支援を必要とする事由等の情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成しておき、災害発生時の避難支援等に利用する。</p> <p>また、医療・福祉<u>対策</u>との連携の下で要配慮者に速やかな支援を行うための協力体制の確立等を図るとともに、防災施設等の整備、防災拠点スペースの設置、福祉避難所等の確保を行う。さらに、社会福祉施設等においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</p>	<p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 活動施設の整備</p> <p>市町村は、国等が行う各種補助事業を有効に活用し、地域の自主防災組織の規模に応じ、指定避難所や公民館等に併設して<u>平時</u>から活動の拠点となる施設や資機材の整備に努める。</p> <p>ア～ウ</p> <p>(略)</p> <p>第7項 要配慮者等の安全確保計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>近年の都市化、著しい高齢化の進行、人口減少が進む中山間地域等での集落の衰退、国際化など社会構造の変化により、乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病患者、高齢者、妊産婦、外国人等、災害時の情報提供や避難誘導等において配慮を必要とする、いわゆる要配慮者の増加がみられる。在宅生活者でも、独り暮らしや高齢夫婦のみの世帯など、家族による援助を受けにくい者が増えており、中には、災害発生時の情報把握や安全な場所への避難等について、自らの力のみで迅速かつ適切な行動をとることが難しい者（避難行動要支援者）もいる。</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>要配慮者の状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、特に避難行動要支援者については、<u>平時から</u>居住状況や避難支援を必要とする事由等の情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成しておき、災害発生時の避難支援等に利用する。</p> <p>また、医療・福祉との連携の下で要配慮者に速やかな支援を行うための協力体制の確立等を図るとともに、防災施設等の整備、防災拠点スペースの設置、福祉避難所等の確保を行う。さらに、社会福祉施設等においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</p>	<p>用語の整理</p> <p>表現の適正化</p> <p>用語の整理</p> <p>表現の適正化</p>
----	----	---	--	--

80	5	<p>[市町村]</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、<b>平常時より</b>避難行動要支援者に関する情報を把握するとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的に利用することにより、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p><b>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等へのデジタル技術の活用を推進する。</b></p> <p>また、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び</p>	<p>[市町村]</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、<b>平時から</b>避難行動要支援者に関する情報を把握するとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的に利用することにより、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p><b>(削除)</b></p> <p>また、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び</p>	<p>用語の整理</p> <p>記載位置の変更</p>
----	---	--	--	-----------------------------

	37	<p>避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えい防止等必要な措置を講じる。</p> <p>市町村は個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平常時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</p> <p>(新設)</p>	<p>避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えい防止等必要な措置を講じる。</p> <p>市町村は個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</p> <p><u>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等へのデジタル技術の活用を推進する。</u></p>	用語の整理
81	3	<p>市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</p> <p>市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を<u>指定緊急避難場所から指定避難所、あるいは一般の指定避難所から福祉避難所へ</u>円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>また、市町村は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に関し、次の事項を地域防災計画に定める。</p>	<p>市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</p> <p>市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を避難場所から指定避難所等へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p><u>市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。</u></p>	防災基本計画の修正
32		<p>ア・イ (略) [県(危機管理課)]</p> <p>県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。</p> <p>[住 民]</p>	<p>ア・イ (略) [県(危機管理課)]</p> <p>県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努める。<u>また、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。</u></p> <p>[住 民]</p>	防災基本計画の修正

82	15	<p>(略)</p> <p>(2) 福祉避難所等の確保 [県 (子ども・福祉部)、市町村]</p> <p>(略)</p> <p>[市町村]</p> <p>市町村は、<b>平常時</b>から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、<b>すべて</b>の対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。</p> <p>その際、市町村は、小・中学校や公民館等の指定避難所に、介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した、地域における身近な福祉避難所、老人福祉施設及び障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる、地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。</p> <p>さらに、市町村は、福祉避難所の指定に当たり、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設設備、物資・器材の備蓄及び業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するよう努める。</p> <p>また、難病のある人には、県、周辺市町村と連携し避難所の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災知識の普及 [県 (危機管理課、子ども・福祉部)]</p> <p>(略)</p> <p>[市町村]</p> <p>市町村は、災害時における要配慮者への情報の伝達やその安否確認、避難所における支援などが適切に実施できるよう、在宅の要配慮者を含め、社会福祉協議会等と連携をとりながら、要配慮者本人やその家族、身体障害者相談員、知的障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発、福祉避難所の所在等の周知について研修等を通じて行う。その際、子どもや外国人にわかりやすい絵本や漫画の教材又は外国語の防災パンフレットを用いること、要配慮者のための必要な防災用品の配布等を行うことに配慮する。</p> <p>さらに、市町村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 福祉避難所等の確保 [県 (子ども・福祉部)、市町村]</p> <p>(略)</p> <p>[市町村]</p> <p>市町村は、<b>平時</b>から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、<b>全て</b>の対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。</p> <p>その際、市町村は、小・中学校や公民館等の指定避難所に、介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した、地域における身近な福祉避難所、老人福祉施設及び障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる、地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。</p> <p>さらに、市町村は、福祉避難所の指定に当たり、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設設備、物資・器材の備蓄及び業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するよう努める。</p> <p>また、難病のある人には、県、周辺市町村と連携し避難所の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災知識の普及 [県 (危機管理課、子ども・福祉部)]</p> <p>(略)</p> <p>[市町村]</p> <p>市町村は、災害時における要配慮者への情報の伝達やその安否確認、避難所における支援などが適切に実施できるよう、在宅の要配慮者を含め、社会福祉協議会等と連携をとりながら、要配慮者本人やその家族、身体障害者相談員、知的障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発、福祉避難所の所在等の周知について研修等を通じて行う。その際、子どもや外国人にわかりやすい絵本や漫画の教材又は外国語の防災パンフレットを用いること、要配慮者のための必要な防災用品の配布等を行うことに配慮する。</p> <p>さらに、市町村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委</p>	用語の整理
----	----	---	---	-------

83	20	<p>員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、<b>平常時より</b>、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。</p> <p>また、防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できるよう配慮する。</p> <p>[住 民] (略) (4) 災害広報及び情報提供 [県（県民生活部）] (略)</p>	<p>員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、<b>平時から</b>、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。</p> <p>また、防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できるよう配慮する。</p> <p>[住 民] (略) (4) 災害広報及び情報提供 [県（県民生活部）] (略)</p>	用語の整理
	40	<p><b>(新設)</b></p> <p>(5) 生活の支援等 (略) (6) 施設間相互の連携</p> <p>県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内や近隣県における同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。</p> <p>県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。</p>	<p><b>[県（県民生活部）、市町村]</b></p> <p>県及び市町村は、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における外国人への避難支援等が適切に行えるよう努める。</p> <p>(5) 生活の支援等 (略) (6) 施設間相互の連携 <b>[県（危機管理課、子ども・福祉部）]</b></p> <p>県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内や近隣県における同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。</p> <p>県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。</p>	<p>在留外国人・訪問外国人への災害時対応に関するプロジェクトチーム（外国人防災 PT）を踏まえた修正</p> <p>担当部局の記載</p>
85	1	<p>第8項 物資等の確保計画 <b>(新設)</b></p>	<p>第8項 物資等の確保計画 <b>1 物資の備蓄</b></p> <p>市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛</p>	<p>防災基本計画の修正 記載位置の変更</p>

	<p>3 <u>1</u> 物資の<u>備蓄・調達</u>      県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる<u>食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資</u>についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく<u>とともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める</u>。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</p> <p>12 <u>2</u> 体制の整備      県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が<u>平常時</u>のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、<u>備蓄拠点</u>を設けるなど、体制の整備に</p>	<p>布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴資機材、洗濯資機材、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</p> <p>県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</p> <p><u>2</u> 物資の調達、<u>供給活動</u>      県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、<u>災害時における</u>調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく<u>よう努める</u>。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。<u>また、国の新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。</u></p> <p><u>3</u> 体制の整備      県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が<u>平時</u>のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所<u>等</u>の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、<u>物資拠点</u>を設けるなど、体制の整備に</p>	<p>番号の修正      防災基本計画の修正</p> <p>番号の修正      用語の整理      防災基本計画の修正</p>
--	---	---	--

	<p>努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</p> <p>なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する必要がある。</p> <p>県は発災時において、広域物資輸送拠点を、被災市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、<u>避難所</u>までの輸送体制を確保する。</p> <p>県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>35 <u>3</u> 被災地支援に関する知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>第1 食料の確保</p> <p>(略)</p> <p>第2 飲料水の確保</p> <p>(略)</p> <p>第3 生活必需品の確保</p> <p>1 現状と課題</p> <p>24 阪神・淡路大震災において、<u>平常時</u>の備えの不十分さが指摘されたが、岡山県においても災害の少ない地域という認識が阪神地方にも増して強く、家庭・事業所等における地震に対する生活必需品の備蓄は十分でない。また、東日本大震災においては、ガソリンや灯油等の燃料の供給が滞り、避難生活等に支障が生じた。</p> <p><u>平常時</u>から県、市町村及び住民は、震災直後に必要となる生活必需品が確保できる体制づくりに留意する必要がある。</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>3 対 策</p>	<p>努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</p> <p>なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する必要がある。</p> <p>県は発災時において、広域物資輸送拠点を、被災市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、<u>民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等</u>までの輸送体制を確保する。</p> <p>県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム（B-PLo）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>4</u> 被災地支援に関する知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>第1 食料の確保</p> <p>(略)</p> <p>第2 飲料水の確保</p> <p>(略)</p> <p>第3 生活必需品の確保</p> <p>1 現状と課題</p> <p>24 阪神・淡路大震災において、<u>平時</u>の備えの不十分さが指摘されたが、岡山県においても災害の少ない地域という認識が阪神地方にも増して強く、家庭・事業所等における地震に対する生活必需品の備蓄は十分でない。また、東日本大震災においては、ガソリンや灯油等の燃料の供給が滞り、避難生活等に支障が生じた。</p> <p><u>平時</u>から県、市町村及び住民は、震災直後に必要となる生活必需品が確保できる体制づくりに留意する必要がある。</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>3 対 策</p>	<p>番号の修正</p> <p>用語の整理</p>
--	---	--	---------------------------

89	30	<p>[県（危機管理課、子ども・福祉部、産業労働部）] （略）</p> <p>[市町村] （略）</p> <p>[日本赤十字社岡山県支部] （略）</p> <p>[住 民]</p> <p>住民及び自主防災組織は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるという考えに基づいて、<b>平常時</b>から食料の他に救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておく。また、病院、社会福祉施設、企業、事務所等も、入所者等の特性に応じた備蓄を実施する。</p> <p>第4 個人備蓄</p> <p>1 現状と課題 （略）</p> <p>2 基本方針</p> <p>住民、事業所等は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるとの考えに基づいて、<b>平常時より</b>、食料の他、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の防災品を備えておく。また、特別の医薬品等の確保方法を各自で確認しておく。</p> <p>（略）</p> <p>第9項 津波災害予防計画</p> <p>第1 津波に係る防災知識の普及 （略）</p> <p>④ 家庭内での備蓄等</p> <p>・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</p> <p>第2 津波を想定した防災訓練の実施 （略）</p> <p>第3 要配慮者への配慮</p>	<p>[県（危機管理課、子ども・福祉部、産業労働部）] （略）</p> <p>[市町村] （略）</p> <p>[日本赤十字社岡山県支部] （略）</p> <p>[住 民]</p> <p>住民及び自主防災組織は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるという考えに基づいて、<b>平時</b>から食料の他に救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておく。また、病院、社会福祉施設、企業、事務所等も、入所者等の特性に応じた備蓄を実施する。</p> <p>第4 個人備蓄</p> <p>1 現状と課題 （略）</p> <p>2 基本方針</p> <p>住民、事業所等は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるとの考えに基づいて、<b>平時から</b>、食料の他、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の防災品を備えておく。また、特別な医薬品等の確保方法を各自で確認しておく。</p> <p>（略）</p> <p>第9項 津波災害予防計画</p> <p>第1 津波に係る防災知識の普及 （略）</p> <p>④ 家庭内での備蓄等</p> <p>・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所等での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</p> <p>第2 津波を想定した防災訓練の実施 （略）</p> <p>第3 要配慮者への配慮</p>	用語の整理
90	6	<p>[県（危機管理課、子ども・福祉部、産業労働部）] （略）</p> <p>[市町村] （略）</p> <p>[日本赤十字社岡山県支部] （略）</p> <p>[住 民]</p> <p>住民及び自主防災組織は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるという考えに基づいて、<b>平常時より</b>、食料の他、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の防災品を備えておく。また、特別の医薬品等の確保方法を各自で確認しておく。</p> <p>（略）</p> <p>第9項 津波災害予防計画</p> <p>第1 津波に係る防災知識の普及 （略）</p> <p>④ 家庭内での備蓄等</p> <p>・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</p> <p>第2 津波を想定した防災訓練の実施 （略）</p> <p>第3 要配慮者への配慮</p>	<p>[県（危機管理課、子ども・福祉部、産業労働部）] （略）</p> <p>[市町村] （略）</p> <p>[日本赤十字社岡山県支部] （略）</p> <p>[住 民]</p> <p>住民及び自主防災組織は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるという考えに基づいて、<b>平時から</b>、食料の他、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の防災品を備えておく。また、特別な医薬品等の確保方法を各自で確認しておく。</p> <p>（略）</p> <p>第9項 津波災害予防計画</p> <p>第1 津波に係る防災知識の普及 （略）</p> <p>④ 家庭内での備蓄等</p> <p>・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所等での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</p> <p>第2 津波を想定した防災訓練の実施 （略）</p> <p>第3 要配慮者への配慮</p>	用語の整理
91	36	<p>[県（危機管理課、子ども・福祉部、産業労働部）] （略）</p> <p>[市町村] （略）</p> <p>[日本赤十字社岡山県支部] （略）</p> <p>[住 民]</p> <p>住民及び自主防災組織は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるという考えに基づいて、<b>平常時</b>から食料の他に救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておく。また、病院、社会福祉施設、企業、事務所等も、入所者等の特性に応じた備蓄を実施する。</p> <p>第4 個人備蓄</p> <p>1 現状と課題 （略）</p> <p>2 基本方針</p> <p>住民、事業所等は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるとの考えに基づいて、<b>平常時より</b>、食料の他、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の防災品を備えておく。また、特別の医薬品等の確保方法を各自で確認しておく。</p> <p>（略）</p> <p>第9項 津波災害予防計画</p> <p>第1 津波に係る防災知識の普及 （略）</p> <p>④ 家庭内での備蓄等</p> <p>・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</p> <p>第2 津波を想定した防災訓練の実施 （略）</p> <p>第3 要配慮者への配慮</p>	<p>[県（危機管理課、子ども・福祉部、産業労働部）] （略）</p> <p>[市町村] （略）</p> <p>[日本赤十字社岡山県支部] （略）</p> <p>[住 民]</p> <p>住民及び自主防災組織は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるという考えに基づいて、<b>平時</b>から食料の他に救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておく。また、病院、社会福祉施設、企業、事務所等も、入所者等の特性に応じた備蓄を実施する。</p> <p>第4 個人備蓄</p> <p>1 現状と課題 （略）</p> <p>2 基本方針</p> <p>住民、事業所等は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるとの考えに基づいて、<b>平時から</b>、食料の他、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の防災品を備えておく。また、特別な医薬品等の確保方法を各自で確認しておく。</p> <p>（略）</p> <p>第9項 津波災害予防計画</p> <p>第1 津波に係る防災知識の普及 （略）</p> <p>④ 家庭内での備蓄等</p> <p>・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所等での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</p> <p>第2 津波を想定した防災訓練の実施 （略）</p> <p>第3 要配慮者への配慮</p>	表現の適正化

93	14	<p>(略)</p> <p>さらに、高齢者や障害のある人等の要配慮者、特に避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、<u>平常時より</u>要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練などを実施する。</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理） 第1項 災害応急体制整備計画 1 現状と課題 (略) 2 基本方針 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>さらに、高齢者や障害のある人等の要配慮者、特に避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、<u>平時から</u>要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練などを実施する。</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理） 第1項 災害応急体制整備計画 1 現状と課題 (略) 2 基本方針 (略)</p>	用語の整理
94	35	<p>さらに、非常時の災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、外部の専門家、関係機関等の出席を求めることができる仕組みを<u>平常時</u>から構築するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 対策 (1) 対応計画の作成 (略)</p>	<p>さらに、非常時の災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、外部の専門家、関係機関等の出席を求めることができる仕組みを<u>平時</u>から構築するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 対策 (1) 対応計画の作成 (略)</p>	用語の整理
95	14  18	<p>(2) 訓練の実施</p> <p>県、市町村等の防災関係機関は、さまざまな複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 緊急初動班 ア 大規模地震が勤務時間外に発生した場合の初動体制を確立するため、緊急初動班を設置する。 イ 緊急初動班については、危機管理課が統括する。 ウ 緊急初動班は、本庁（知事部局、企業局、教育庁）及びその出先</p>	<p>(2) 訓練<u>等</u>の実施</p> <p>県、市町村等の防災関係機関は、さまざまな複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。 <u>さらに、復興事前準備を講ずる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(1) 緊急初動班 ア 大規模地震が勤務時間外に発生した場合の初動体制を確立するため、緊急初動班を設置する。 イ 緊急初動班については、危機管理課が統括する。 ウ 緊急初動班は、本庁（知事部局、企業局、教育庁）及びその出先</p>	表現の適正化   防災基本計画の修正

	<p>機関で組織する。</p> <p>36 エ 緊急初動班は、県内で震度 <u>4</u> 以上又は長周期地震動階級 4 を観測する地震が発生した場合に自主参集し、原課にて警戒体制をとる。その際、携帯電話等により参集途上での情報収集を行い、適宜報告する。</p> <p>オ 緊急初動班の主な任務は次のとおりとし、詳細については別に定める。</p> <p>(ア) 情報の収集及び幹部等への報告</p> <p>(イ) 国（消防庁等）への連絡</p> <p>(ウ) 非常体制への移行準備</p>	<p>機関で組織する。</p> <p>エ 緊急初動班は、県内で震度 <u>5弱</u> 以上又は長周期地震動階級 4 を観測する地震が発生した場合に自主参集し、原課にて警戒体制をとる。その際、携帯電話等により参集途上での情報収集を行い、適宜報告する。</p> <p>オ 緊急初動班の主な任務は次のとおりとし、詳細については別に定める。</p> <p>(ア) 情報の収集及び幹部等への報告</p> <p>(イ) 国（消防庁等）への連絡</p> <p>(ウ) 非常体制への移行準備</p>	<p>県体制の反映</p>
96	<p>3 (エ) 地震（震度 <u>4</u> 以上）に伴う津波情報等の対応</p> <p>(2) 班員の指定</p> <p>ア 班員は、通勤距離が 5 km 以内の職員の中から毎年度指定する。</p> <p>7 イ 班員は、県内で震度 <u>4</u> 以上又は長周期地震動階級 4 を観測する地震情報（テレビ、ラジオ）により、勤務課所に自主参集する。</p> <p>ウ 班員の担当業務等についてはマニュアルを作成し、毎年度訓練・研修会等を通じて周知を図る。</p> <p>(3) 班員への連絡方法</p> <p>班員への連絡については、<u>震度情報ネットワークシステムにおいて</u>電話、携帯電話等による通報体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 非常体制の基準</p>	<p>(エ) 地震（震度 <u>5弱</u> 以上）に伴う津波情報等の対応</p> <p>(2) 班員の指定</p> <p>ア 班員は、通勤距離が 5 km 以内の職員の中から毎年度指定する。</p> <p>イ 班員は、県内で震度 <u>5弱</u> 以上又は長周期地震動階級 4 を観測する地震情報（テレビ、ラジオ）により、勤務課所に自主参集する。</p> <p>ウ 班員の担当業務等についてはマニュアルを作成し、毎年度訓練・研修会等を通じて周知を図る。</p> <p>(3) 班員への連絡方法</p> <p>班員への連絡については、<u>職員参集システムを利用して</u>電話、携帯電話等による通報体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 非常体制の基準</p>	<p>県体制の反映</p>
97	<p>34 ア 県内で 5 強以上を観測する地震が発生した場合、<u>大津波警報が発表された場合又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</u>には、非常体制（県災害対策本部の体制）をとる。</p> <p>イ 災害対策本部の組織は、岡山県災害対策本部条例及び岡山県災害対策本部規程の定めるところによる。</p> <p>なお、必要に応じて、災害現地にあつて本部の事務の一部を行うために現地災害対策本部を設置する。</p> <p>(2) 非常体制の職員配備</p> <p>ア 知事部局、企業局、教育委員会、警察本部の本庁及び出先機関の全職員が配備する。</p> <p>イ 職員は、勤務時間外において県内で震度 5 強以上を観測する地震情報や<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>（テレビ、ラ</p>	<p>ア 県内で<u>震度 5 強</u>以上を観測する地震が発生した場合<u>又は</u>大津波警報が発表された場合には、非常体制（県災害対策本部の体制）をとる。</p> <p>イ 災害対策本部の組織は、岡山県災害対策本部条例及び岡山県災害対策本部規程の定めるところによる。</p> <p>なお、必要に応じて、災害現地にあつて本部の事務の一部を行うために現地災害対策本部を設置する。</p> <p>(2) 非常体制の職員配備</p> <p>ア 知事部局、企業局、教育委員会、警察本部の本庁及び出先機関の全職員が配備する。</p> <p>イ 職員は、勤務時間外において県内で震度 5 強以上を観測する地震情報を知ったとき又は自主判断により、直ちに勤務課所に出勤</p>	<p>県体制の反映</p>

98	<p><u>ジオ放送等</u>)を知ったとき又は自主判断により、直ちに勤務課所に出勤する。</p> <p>ウ 勤務箇所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの県民局等へ仮配備し、所属長に報告し、その指示を受ける。</p> <p>エ 各所属長は、職員の配備状況を把握の上、必要に応じて、被災していない地域からの職員の応援等の措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市町村及び防災関係機関の体制整備</p> <p>ア 市町村及び防災関係機関は、大規模地震に即応できる初動体制及び非常体制について必要な整備を図る。</p> <p>イ 市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、<u>平常時</u>から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を<u>あげた</u>体制の構築に努める。</p> <p>ウ 県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携</p> <p>各防災関係機関は、大規模地震の際にそれぞれの業務活動が迅速にできるよう<u>平常時</u>から連携の強化を図る。</p> <p>ア 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平常時より</u>十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに<u>平常時</u>から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の訓練及び研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。</p> <p>国は、県及び市町村等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職</p>	<p>する。</p> <p>ウ 勤務箇所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの県民局等へ仮配備し、所属長に報告し、その指示を受ける。</p> <p>エ 各所属長は、職員の配備状況を把握の上、必要に応じて、被災していない地域からの職員の応援等の措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市町村及び防災関係機関の体制整備</p> <p>ア 市町村及び防災関係機関は、大規模地震に即応できる初動体制及び非常体制について必要な整備を図る。</p> <p>イ 市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、<u>平時</u>から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を<u>挙げた</u>体制の構築に努める。</p> <p>ウ 県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。</p> <p><u>エ 県及び市町村は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携</p> <p>各防災関係機関は、大規模地震の際にそれぞれの業務活動が迅速にできるよう<u>平時</u>から連携の強化を図る。</p> <p>ア 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平時から</u>十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに<u>平時</u>から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の訓練及び研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。</p> <p>国は、県及び市町村等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職</p>	<p>用語の整理</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>用語の整理</p>
----	--	---	--



25	<p>配慮する。</p> <p>ク 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ケ 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</p> <p>ク 県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣体制の整備を図る。</p> <p>サ 県及び市町村は、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るとともに、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるものとする。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備する。</p> <p>シ 地方公共団体等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要と</p>	<p>配慮する。</p> <p>ク 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。</p> <p>ケ 県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努める。</p> <p>コ 県及び市町村は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。</p> <p>サ 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</p> <p>シ 県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣体制の整備を図る。</p> <p>ス 県及び市町村は、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るとともに、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるものとする。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備する。</p> <p>セ 地方公共団体等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要と</p>	<p>防災基本計画の修正 番号の修正</p>
----	--	--	----------------------------

	<p>なる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。</p> <p><b>ス</b> 県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。</p> <p><b>セ</b> 地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊、海上保安庁等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。</p> <p><b>ソ</b> 県と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに、協力関係について定めておくなど平素から連携体制の強化を図る。また、県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について自衛隊への派遣要請を行うのか、<b>平常時より</b>その想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておく。</p> <p><b>タ</b> 関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底するなど必要な準備を整えておく。</p> <p><b>チ</b> 県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p><b>ツ</b> 県は、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等との連携に努め、国等が実施する研修・訓練に参加し、質の維持及び向上を図る。</p> <p><b>テ</b> 県は、市町村に対し住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害調査の迅速化を図る。</p> <p><b>ト</b> 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</p> <p><b>ナ</b> 電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。</p> <p><b>ニ</b> 県及び市町村は、男女共同参画の視点から、<b>地方</b>防災会議の委</p>	<p>なる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。</p> <p><b>ソ</b> 県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。</p> <p><b>タ</b> 地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊、海上保安庁等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。</p> <p><b>チ</b> 県と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに、協力関係について定めておくなど平素から連携体制の強化を図る。また、県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について自衛隊への派遣要請を行うのか、<b>平時から</b>その想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておく。</p> <p><b>ツ</b> 関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先<b>の共有</b>を徹底するなど必要な準備を整えておく。</p> <p><b>テ</b> 県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p><b>ト</b> 県は、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等との連携に努め、国等が実施する研修・訓練に参加し、質の維持及び向上を図る。</p> <p><b>ナ</b> 県は、市町村に対し住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害調査の迅速化を図る。</p> <p><b>ニ</b> 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</p> <p><b>ヌ</b> 電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。</p> <p><b>ネ</b> 県及び市町村は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に</p>	<p>用語の整理</p> <p>表現の適正化</p>
--	---	---	----------------------------

	<p>員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、<u>平常時</u>及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p><u>ヌ</u> 県及び市町村は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、<u>平常時</u>から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</p> <p><u>ネ</u> 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。</p> <p><u>ノ</u> 県は、死者及び行方不明者についても、氏名等の公表に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努める。</p> <p><u>ハ</u> 県及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(略)</u> [県] 津波は、海底を震源とする地震で起こり、日本近海又は外国沿岸</p>	<p>占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、<u>平時</u>及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p><u>ル</u> 県及び市町村は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、<u>平時</u>から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</p> <p><u>レ</u> 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。</p> <p><u>リ</u> 県は、死者及び行方不明者についても、氏名等の公表に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努める。</p> <p><u>ロ</u> 県及び市町村は、平常時平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</p> <p><u>ヘ</u> <u>県及び市町村は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の強化に努める。</u></p> <p><u>ホ</u> <u>県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>マ</u> <u>県及び市町村は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。</u></p> <p><u>(略)</u> [県] 津波は、海底を震源とする地震で起こり、日本近海又は外国沿岸</p>	<p>用語の整理</p> <p>用語の整理</p> <p>防災基本計画の修正</p>
--	--	---	--

101	35	<p>の地震により県内沿岸に、津波警報等（大津波警報・津波警報・津波注意報）が発表されたときは、次により配備する。</p> <p>ア 津波注意報発表時…次の配備担当課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本 庁…危機管理課、消防保安課、保健医療課、福祉企画課、耕地課、水産課、道路整備課、河川課、防災砂防課、港湾課、企業局</li> <li>・出先機関…沿岸市町を管轄する県民局、地域事務所、企業局工業用水道事務所</li> </ul> <p>イ 津波警報発表時…上記アに次の担当課を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本 庁…公聴広報課、総務学事課、デジタル推進課、財産活用課、県民生活交通課、航空企画推進課、環境企画課、環境管理課、健康推進課、生活衛生課、医療推進課、医薬安全課、産業企画課、農政企画課、治山課、農産課、畜産課、農村振興課、監理課、道路建設課、都市計画課、建築指導課、住宅課、用度課、教育庁（教育政策課、財務課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課）、警備課</li> </ul> <p>（略）</p> <p>第2項 情報の収集連絡体制整備計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>（略）</p> <p>2 基本方針</p> <p>（略）</p> <p>また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 防災関係機関の通信手段の整備</p> <p>（略）</p> <p>ク 県及び市町村は、災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。また、通信設備の</p>	<p>の地震により県内沿岸に、津波警報等（大津波警報・津波警報・津波注意報）が発表されたときは、次により配備する。</p> <p>ア 津波注意報発表時…次の配備担当課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本 庁…危機管理課、消防保安課、保健医療課、福祉企画課、耕地課、水産課、道路整備課、<u>道路建設課</u>、河川課、防災砂防課、港湾課、企業局</li> <li>・出先機関…沿岸市町を管轄する県民局、地域事務所、企業局工業用水道事務所</li> </ul> <p>イ 津波警報発表時…上記アに次の担当課を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本 庁…公聴広報課、総務学事課、デジタル推進課、財産活用課、県民生活課、航空企画推進課、環境企画課、環境管理課、健康推進課、<u>疾病感染症対策課</u>、生活衛生課、<u>医療政策課</u>、<u>地域</u>医療推進課、医薬安全課、産業企画課、農政企画課、治山課、農産課、畜産課、農村振興課、監理課、道路建設課、都市計画課、建築指導課、住宅課、用度課、教育庁（教育政策課、財務課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課）、警備課</li> </ul> <p>（略）</p> <p>第2項 情報の収集連絡体制整備計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>（略）</p> <p>2 基本方針</p> <p>（略）</p> <p>また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 防災関係機関の通信手段の整備</p> <p>（略）</p> <p>ク 県及び市町村は、災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。また、通信設備の</p>	<p>県体制の反映</p> <p>組織改編に伴う修正</p> <p>用語の整理</p>
103	19	<p>（略）</p> <p>第2項 情報の収集連絡体制整備計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>（略）</p> <p>2 基本方針</p> <p>（略）</p> <p>また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 防災関係機関の通信手段の整備</p> <p>（略）</p> <p>ク 県及び市町村は、災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。また、通信設備の</p>	<p>（略）</p> <p>第2項 情報の収集連絡体制整備計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>（略）</p> <p>2 基本方針</p> <p>（略）</p> <p>また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 防災関係機関の通信手段の整備</p> <p>（略）</p> <p>ク 県及び市町村は、災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。また、通信設備の</p>	<p>用語の整理</p>

104	29	<p>電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）から<u>移動電源車</u>の貸与を受ける。</p> <p>(略)</p> <p>[県（危機管理課）]</p> <p>(略)</p> <p>エ 機動的な情報収集活動を行うため、航空機、無人航空機、車両、船舶、SAR衛星を含む人工衛星、高所監視カメラなど多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビ電送システム、沿岸ライブカメラを始めとする監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。</p>	<p>電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）から<u>発電機等</u>の貸与を受ける。</p> <p>(略)</p> <p>[県（危機管理課）]</p> <p>(略)</p> <p>エ 機動的な情報収集活動を行うため、航空機、無人航空機、車両、船舶、SAR衛星を含む人工衛星、高所監視カメラなど多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビ電送システム、沿岸ライブカメラを始めとする監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。<u>収集した画像情報については、防災IoTシステム等を活用し、関係機関での迅速な共有に努める。</u></p>	<p>貸与設備の変更に伴う修正</p>
105	10	<p>オ 衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。</p> <p>(新設)</p> <p><u>カ</u> 災害時の情報収集伝達等を迅速かつ確実に行うため、岡山県防災情報ネットワークを機能強化する。</p> <p><u>キ</u> 県は、岡山情報ハイウェイの非常用電源、接続拠点施設の浸水対策等を強化することにより、災害時においても安定した通信を確保し、Web サイト、電子メール等を通じた県民への各種防災情報の安定提供に努める。</p> <p>[市町村]</p> <p>(略)</p> <p>ウ その他住民への情報の伝達手段として有効な Web サイトによる情報提供機能の確保や緊急速報メール、音声告知放送及びケーブルテレビジョン等の整備を図る。また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、衛星通信や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。</p>	<p>オ 衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。</p> <p><u>カ</u> 県内の震度観測情報を収集するとともに、気象庁、消防庁へ伝送する震度情報ネットワークの整備及び機能強化に努める。</p> <p><u>キ</u> 災害時の情報収集伝達等を迅速かつ確実に行うため、岡山県防災情報ネットワークの充実及び機能強化に努める。</p> <p><u>ク</u> 県は、岡山情報ハイウェイの非常用電源、接続拠点施設の浸水対策等を強化することにより、災害時においても安定した通信を確保し、Web サイト、電子メール等を通じた県民への各種防災情報の安定提供に努める。</p> <p>[市町村]</p> <p>(略)</p> <p>ウ その他住民への情報の伝達手段として有効な Web サイトによる情報提供機能の確保や緊急速報メール、音声告知放送及びケーブルテレビジョン等の整備を図る。また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、衛星通信や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>現状の体制を反映表現の適正化番号の修正</p>
38		<p>(新設)</p> <p>[防災関係機関]</p> <p>防災関係機関は、無線機器を基本に、それぞれの業務に適した通</p>	<p><u>エ</u> 沿岸ライブカメラを活用して、住民に情報提供を行う。</p> <p>[防災関係機関]</p> <p>防災関係機関は、無線系を基本に、それぞれの業務に適した通信</p>	<p>現状の体制を反映</p> <p>表現の適正化</p>

106	35	<p>信手段の整備・拡充を図る。  (略)  (2) 非常通信協議会との連携  (略)  (1) 地震・津波情報の連絡  (略)  (2) 情報収集の方法  (略)  オ 自衛隊の偵察出動による情報を収集する。  <b>(新設)</b></p>	<p>手段の整備・拡充を図る。  (略)  (2) 非常通信協議会との連携  (略)  (1) 地震・津波情報の連絡  (略)  (2) 情報収集の方法  (略)  オ 自衛隊の偵察出動による情報を収集する。  <u>カ 県及び市町村は、沿岸ライブカメラや高所カメラを活用し、  情報収集を行う。</u></p>	<p>現状の体制を反映</p>
107	9	<p>(3) 災害初期の情報収集・連絡  (略)  (4) 応急対策時の情報収集・連絡  ア 防災関係機関が防災活動の業務に移った時点以降においては、県、市町村及び防災関係機関が相互に連絡し情報交換を図る。  イ 被害情報については、市町村からの報告を県が取りまとめ、消防庁及び関係省庁に連絡する。</p>	<p>(3) 災害初期の情報収集・連絡  (略)  (4) 応急対策時の情報収集・連絡  ア 防災関係機関が防災活動の業務に移った時点以降においては、県、市町村及び防災関係機関が相互に連絡し情報交換を図る。  イ 被害情報については、市町村からの報告を県が取りまとめ、消防庁に連絡するとともに、<u>国の新総合防災情報システム（S O B O - W E B）</u>を活用して関係省庁に連絡する。</p>	<p>防災基本計画の修正</p>
108	16	<p>第3項 保健医療福祉活動に係る体制整備  1 現状と課題  (略)  2 基本方針  (略)  3 対策  [県（保健医療部、子ども・福祉部）]  大規模災害時に設置する県災害保健医療福祉調整本部（保健医療部、子ども・福祉部設置）及び地域災害保健医療福祉調整本部（県保健所設置）について、次の機能が発揮できるよう体制の整備に努める。</p> <p>① 保健医療福祉活動チームに対する指揮又は連絡及び派遣調整  ② 保健医療福祉活動チームとの情報連携  ③ 収集した保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析  災害時に、本部における保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行</p>	<p>第3項 保健医療福祉活動に係る体制整備  1 現状と課題  (略)  2 基本方針  (略)  3 対策  [県（保健医療部、子ども・福祉部）]  大規模災害時に設置する県災害保健医療福祉調整本部（保健医療部、子ども・福祉部設置）及び地域災害保健医療福祉調整本部（県保健所設置）について、次の機能が発揮できるよう体制 <u>（災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む。）</u>の整備に努める。</p> <p>① 保健医療福祉活動チームに対する指揮又は連絡及び派遣調整  ② 保健医療福祉活動チームとの情報連携  ③ 収集した保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析  災害時に、本部における保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行</p>	<p>防災基本計画の修正</p>



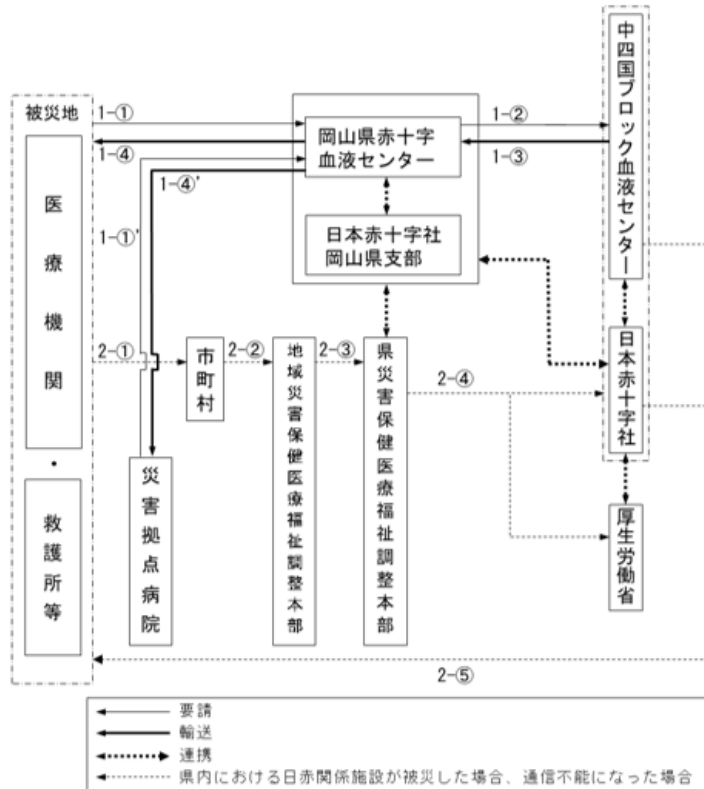
111	27	<p>る。なお、大規模災害時には、自衛隊への出動や、国による広域医療搬送についても要請を検討する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の整備</p> <p>(略)</p> <p>(5) 救急隊員等の研修</p> <p>(略)</p> <p>第3 医療体制</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p>	<p>る。なお、大規模災害時には、自衛隊の出動や、国による広域医療搬送についても要請を検討する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の整備</p> <p>(略)</p> <p>(5) 救急隊員等の研修</p> <p>(略)</p> <p>第3 医療体制</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p>	<p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>
112	28	<p>災害医療についての組織・体制の一層の整備を図るとともに、<b>平常時</b>及び災害時における医療機関情報の早期把握のために広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に運用し、さらに災害医療提供体制の整備、医療機関における耐震化・診療確保体制の整備及び災害医療についての知識の普及・啓発を推進する。</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 組織・体制の整備</p> <p>[県（消防保安課、保健医療部）]</p>	<p>災害医療についての組織・体制の一層の整備を図るとともに、<b>平時</b>及び災害時における医療機関情報の早期把握のために広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に運用し、さらに災害医療提供体制の整備、医療機関における耐震化・診療確保体制の整備及び災害医療についての知識の普及・啓発を推進する。</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 組織・体制の整備</p> <p>[県（消防保安課、保健医療部）]</p>	<p>用語の整理</p>
113	16	<p>県は、県災害保健医療福祉調整本部、地域災害保健医療福祉調整本部の円滑な設置、運営に努めるとともに、県医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づく医療救護活動、DMAT指定機関との「おかやまDMATの<b>出動</b>に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣、「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」に基づく災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の受入れ・派遣、災害拠点病院等による医療救護活動など、関係者との円滑な連携を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 広域災害救急医療情報システムの運用</p> <p>(略)</p> <p>[医療機関]</p>	<p>県は、県災害保健医療福祉調整本部、地域災害保健医療福祉調整本部の円滑な設置、運営に努めるとともに、県医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づく医療救護活動、DMAT指定機関との「おかやまDMATの<b>派遣</b>に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣、「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」に基づく災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の受入れ・派遣、災害拠点病院等による医療救護活動など、関係者との円滑な連携を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 広域災害救急医療情報システムの運用</p> <p>(略)</p> <p>[医療機関]</p>	<p>協定の名称変更</p>
114	3	<p>医療機関は、広域災害救急医療情報システムへの参画に協力するとともに、震災時に登録済み情報が即時活用できるよう、<b>平常時</b>から最新の医療情報を入力する。さらに、災害拠点病院においては、通信回線が途絶えた場合を考慮して、衛星回線を用いた通話や通信が利用できる環境を整備するよう努める。</p>	<p>医療機関は、広域災害救急医療情報システムへの参画に協力するとともに、震災時に登録済み情報が即時活用できるよう、<b>平時</b>から最新の医療情報を入力する。さらに、災害拠点病院においては、通信回線が途絶えた場合を考慮して、衛星回線を用いた通話や通信が利用できる環境を整備するよう努める。</p>	<p>用語の整理</p>

114	12	<p>(略)</p> <p>(3) 災害拠点病院等の整備 [県 (保健医療部)] 県は、指定した次の災害拠点病院 (基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院) を順次整備することにより、被災した地域の継続的な医療供給を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹災害拠点病院：県下で1病院</li> <li>・地域災害拠点病院：二次医療圏で1病院以上 (県内<u>9</u>病院)</li> </ul> <p>(略)</p> <p>(4) 災害医療チーム体制の整備 [県 (保健医療部)] 県は、県医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」等に基づく災害医療チーム体制の構築に努める。</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 災害拠点病院等の整備 [県 (保健医療部)] 県は、指定した次の災害拠点病院 (基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院) を順次整備することにより、被災した地域の継続的な医療供給を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹災害拠点病院：県下で1病院</li> <li>・地域災害拠点病院：二次医療圏で1病院以上 (県内<u>11</u>病院)</li> </ul> <p>(略)</p> <p>(4) 災害医療チーム体制の整備 [県 (保健医療部)] 県は、県医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」等に基づく災害医療チーム体制の構築に努める。</p>	時点修正
115	3	<p>DMA Tの運用に関する必要な事項を定めた「おかやまDMA Tの<u>出動</u>に関する協定書」を締結するとともに、研修や資機材整備等の支援を行うなど、災害拠点病院等による災害医療チーム整備を促進する。</p> <p>併せて、「災害派遣精神医療チーム (DPAT) 活動要領」に基づき、派遣・受入体制を整備し、研修等の実施による災害派遣精神医療チーム整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第4 医薬品等の確保 (略)</p> <p>3 対策 (2) 輸血用血液製剤の確保 [県赤十字血液センター]</p>	<p>DMA Tの運用に関する必要な事項を定めた「おかやまDMA Tの<u>派遣</u>に関する協定書」を締結するとともに、研修や資機材整備等の支援を行うなど、災害拠点病院等による災害医療チーム整備を促進する。</p> <p>併せて、「災害派遣精神医療チーム (DPAT) 活動要領」に基づき、派遣・受入体制を整備し、研修等の実施による災害派遣精神医療チーム整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第4 医薬品等の確保 (略)</p> <p>3 対策 (2) 輸血用血液製剤の確保 [県赤十字血液センター]</p>	協定の名称変更
117	27	<p>県赤十字血液センターは、災害発生時の的確な情報収集・提供ができるよう、県、市町村、県医師会及び県病院協会等との<u>連絡体制の確立に努める。</u></p> <p>また、県赤十字血液センターは、中四国ブロック血液センターとの協力体制の確立に努める。 [県 (保健医療部)] 県は、災害発生時の的確な情報収集・提供ができるよう赤十字血</p>	<p>県赤十字血液センターは、災害発生時の的確な情報収集・提供ができるよう、県、市町村、県医師会及び県病院協会等との<u>通信手段の確保に努め、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。</u></p> <p>また、県赤十字血液センターは、中四国ブロック血液センターとの協力体制の確立に努める。 [県 (保健医療部)] 県は、災害発生時の的確な情報収集・提供ができるよう<u>県赤十字</u></p>	岡山県献血推進計画等との整合  表現の適正化

液センター等との連絡体制の確立に努める。  
(略)

輸血用血液製剤の確保供給体制

- 1 医療機関・救護所等、災害拠点病院から岡山県赤十字血液センター
  - 1-① 医療機関・救護所等から岡山県赤十字血液センターに要請
  - 1-①' 災害拠点病院から岡山県赤十字血液センターに要請
  - 1-② 必要に応じて中四国ブロック血液センターに連絡
  - 1-③ 中四国ブロック血液センターから岡山県赤十字血液センターに輸送
  - 1-④ 岡山県赤十字血液センターから医療機関・救護所等に輸送
  - 1-④' 岡山県赤十字血液センターから災害拠点病院に輸送
- (県内における日赤関係施設が被災した場合、通信不能になった場合)
- 2 医療機関・救護所等から市町村
  - 2-① 医療機関・救護所等から市町村に要請
  - 2-② 地域災害保健医療福祉調整本部へ
  - 2-③ 県災害保健医療福祉調整本部へ
  - 2-④ 中四国ブロック血液センター・日本赤十字社、厚生労働省へ
  - 2-⑤ 中四国ブロック血液センター等から医療機関・救護所等に輸送

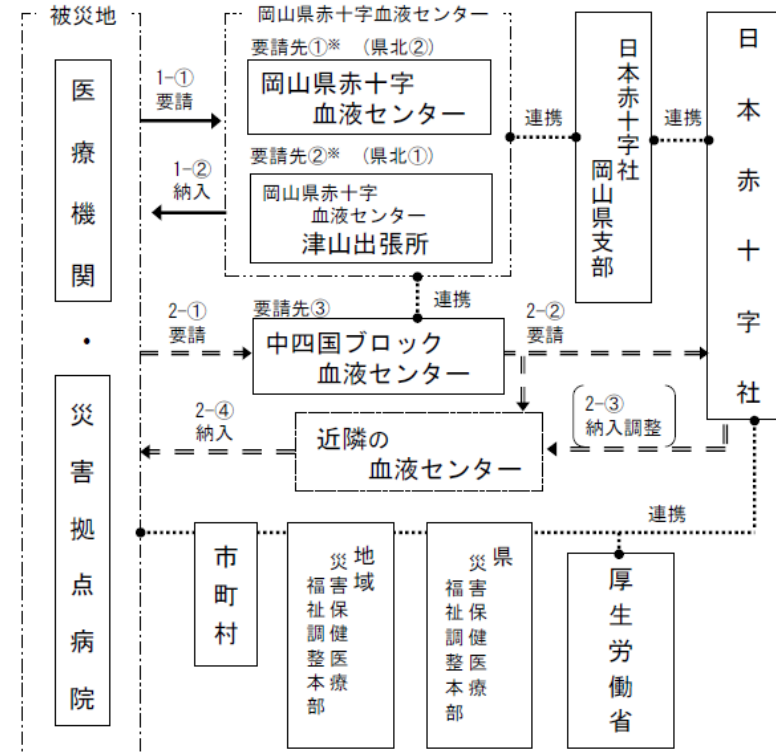


血液センター等との連絡体制の確立に努める。  
(略)

輸血用血液製剤確保・供給体制体系図

- 1 輸血用血液製剤確保・供給フロー
  - 1-① 医療機関・災害拠点病院から岡山県赤十字血液センターに要請  
\*医療機関の所在地により、要請先①②の優先順位が変わります。
  - 1-② 岡山県赤十字血液センターから医療機関・災害拠点病院に納入
- 2 県内の日赤関係施設が被災した又は通信不能の場合
  - 2-① 医療機関・災害拠点病院から中四国ブロック血液センターに要請
  - 2-② 中四国ブロック血液センターから日本赤十字社（近隣の血液センター）に要請
  - [ 2-③ 日本赤十字社が近隣の血液センターに納入調整 ]
  - 2-④ 近隣の血液センター等から医療機関・災害拠点病院に納入

注) 通信不能の場合等は、市町村、地域及び県保健医療福祉調整本部、厚生労働省、日本赤十字社が連携し、協力体制を確立する。



実態に則した内容に修正

		<p>第5 公衆衛生活動</p> <p>1 現状と課題 (略)</p> <p>2 基本方針 (略)</p> <p>3 対 策</p> <p>(1) 組織体制の整備 (略)</p> <p>(2) 公衆衛生活動員の研修 (略)</p> <p>(3) 県内職能団体との協力体制</p> <p>県は、災害時には「岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定」を締結した県内 22 の職能団体（県医師会ほか 21 団体）の協力得て、保健衛生班を迅速に編成し派遣できるよう、<u>平常時</u>から当該職能団体との連携の確認等に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第5項 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画 (略)</p> <p>第6項 避難及び避難所の設置・運営計画</p> <p>第1 避難方法</p> <p>1 現状と課題</p> <p>2 基本方針</p> <p>3 対 策</p> <p>県及び市町村は、防災マップの作成・配布、防災訓練の実施等により、住民等に対して避難計画の周知徹底を図るための措置を講じる。また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p>	<p>第5 公衆衛生活動</p> <p>1 現状と課題 (略)</p> <p>2 基本方針 (略)</p> <p>3 対 策</p> <p>(1) 組織体制の整備 (略)</p> <p>(2) 公衆衛生活動員の研修 (略)</p> <p>(3) 県内職能団体との協力体制</p> <p>県は、災害時には「岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定」を締結した県内 22 の職能団体（県医師会ほか 21 団体）の協力を得て、保健衛生班を迅速に編成し派遣できるよう、<u>平時</u>から当該職能団体との連携の確認等に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第5項 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画 (略)</p> <p>第6項 避難及び避難所の設置・運営計画</p> <p>第1 避難方法</p> <p>1 現状と課題</p> <p>2 基本方針</p> <p>3 対 策</p> <p>県及び市町村は、防災マップの作成・配布、防災訓練の実施等により、住民等に対して避難計画の周知徹底を図るための措置を講じる。また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p>	<p>脱字の修正 用語の整理</p>
125	21	<p>また、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める<u>とともに</u>、<u>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、車中泊避難を行うためのスペースを設置す</u></p>	<p>また、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに</u>、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。<u>さらに、やむ</u></p>	<p>防災基本計画の修正 に伴う追記</p>

	<p>ること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難計画 [市町村]</p> <p>(略)</p> <p>[町内会等]</p>	<p>を得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難計画 [市町村]</p> <p>(略)</p> <p>[町内会等]</p>	
126	<p>17 町内会等においては、<b>平常時</b>から自主防災組織等をつくり、避難計画を自主的に見直すとともに、各地域における避難の際に支援が必要となる要配慮者等の把握に努める。 [多数が利用する施設等の管理者]</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難訓練の実施 (略)</p> <p>第2 指定避難所の設置</p> <p>1 現状と課題 (略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>市町村長は、想定される災害の影響や被災者の生活環境の確保を考慮した上で、あらかじめ指定避難所の指定を行い、ハザードマップや広報紙等により住民に周知を図る。また、<b>平常時</b>には施設設備の整備状況や生活物資等の在庫状況を把握し、必要な対策を講じるなど、災害時において指定避難所が住民の生命、身体の安全や生活環境を確保するための施設として十分に機能するよう努める。</p> <p>新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 指定避難所の指定・周知 [市町村]</p>	<p>町内会等においては、<b>平時</b>から自主防災組織等をつくり、避難計画を自主的に見直すとともに、各地域における避難の際に支援が必要となる要配慮者等の把握に努める。 [多数が利用する施設等の管理者]</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難訓練の実施 (略)</p> <p>第2 指定避難所の設置</p> <p>1 現状と課題 (略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>市町村長は、想定される災害の影響や被災者の生活環境の確保を考慮した上で、あらかじめ指定避難所の指定を行い、ハザードマップや広報紙等により住民に周知を図る。また、<b>平時</b>には施設設備の整備状況や生活物資等の在庫状況を把握し、必要な対策を講じるなど、災害時において指定避難所が住民の生命、身体の安全や生活環境を確保するための施設として十分に機能するよう努める。</p> <p>新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 指定避難所の指定・周知 [市町村]</p>	用語の整理
127	<p>17 市町村長は、想定される災害の影響や被災者の生活環境の確保を考慮した上で、あらかじめ指定避難所の指定を行い、ハザードマップや広報紙等により住民に周知を図る。また、<b>平常時</b>には施設設備の整備状況や生活物資等の在庫状況を把握し、必要な対策を講じるなど、災害時において指定避難所が住民の生命、身体の安全や生活環境を確保するための施設として十分に機能するよう努める。</p> <p>新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 指定避難所の指定・周知 [市町村]</p> <p>市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な</p>	<p>市町村長は、想定される災害の影響や被災者の生活環境の確保を考慮した上で、あらかじめ指定避難所の指定を行い、ハザードマップや広報紙等により住民に周知を図る。また、<b>平時</b>には施設設備の整備状況や生活物資等の在庫状況を把握し、必要な対策を講じるなど、災害時において指定避難所が住民の生命、身体の安全や生活環境を確保するための施設として十分に機能するよう努める。</p> <p>新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 指定避難所の指定・周知 [市町村]</p> <p>市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な</p>	用語の整理

127	34	指定避難所をあらかじめ指定し、 <u>平常時</u> から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。 (略)	指定避難所をあらかじめ指定し、 <u>平時</u> から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。 (略)	用語の整理
128	31	県及び市町村は、感染症対策のため、 <u>平常時</u> から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を <u>講じる</u> よう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。 (2) 指定避難所の施設設備の整備 [市町村] (略) 市町村は、 <u>指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。</u> 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。 (略)	県及び市町村は、感染症対策のため、 <u>平時</u> から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を <u>講ずる</u> よう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。 (2) 指定避難所の施設設備の整備 [市町村] (略) 市町村は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。 (略)	用語の整理 表現の適正化
129	17	市町村は、災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ <u>西日本電信電話</u> 株式会社の事業所に申請し、承認を受けておく。 (3) 指定避難所における生活物資等の確保 (略) (4) 指定避難所設置マニュアルの策定 (略) 第3 運営体制 1 現状と課題 阪神・淡路大震災では、避難所における情報連絡体制が十分に機	市町村は、災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ <u>NTT西日本</u> 株式会社の事業所に申請し、承認を受けておく。 (3) 指定避難所における生活物資等の確保 (略) (4) 指定避難所設置マニュアルの策定 (略) 第3 運営体制 1 現状と課題 阪神・淡路大震災では、避難所における情報連絡体制が十分に機	記載位置の変更
	25	市町村は、災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ <u>西日本電信電話</u> 株式会社の事業所に申請し、承認を受けておく。 (3) 指定避難所における生活物資等の確保 (略) (4) 指定避難所設置マニュアルの策定 (略) 第3 運営体制 1 現状と課題 阪神・淡路大震災では、避難所における情報連絡体制が十分に機	市町村は、災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ <u>NTT西日本</u> 株式会社の事業所に申請し、承認を受けておく。 (3) 指定避難所における生活物資等の確保 (略) (4) 指定避難所設置マニュアルの策定 (略) 第3 運営体制 1 現状と課題 阪神・淡路大震災では、避難所における情報連絡体制が十分に機	社名変更に伴う修正

130	26	<p>能せず、市町村、住民組織、支援ボランティア間の連携も不十分であった。また、東日本大震災では、被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生、悪化がみられたほか、要配慮者が避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から自宅での生活を余儀なくされたり、在宅避難者に支援物資が行き渡らない等の問題もあった。</p> <p>このため、指定避難所の運営に当たっては、<b>平常時</b>から市町村の防災・福祉・保健衛生部局や指定を受けた学校等、施設の管理者、自治会・自主防災組織等の協力関係を構築しておくとともに、要配慮者や在宅避難者への支援等の方針も含め、必要な事項についてあらかじめ定めておく必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>第7項 災害救助用資機材の確保計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>県及び市町村は、警察、消防の救助能力の向上を図るため、災害救助用資機材の充実強化を促進するとともに、地域の防災力を高めるため、町内会の集会所等にも救助用資機材の整備を進めていく。</p>	<p>能せず、市町村、住民組織、支援ボランティア間の連携も不十分であった。また、東日本大震災では、被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生、悪化がみられたほか、要配慮者が避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から自宅での生活を余儀なくされたり、在宅避難者に支援物資が行き渡らない等の問題もあった。</p> <p>このため、指定避難所の運営に当たっては、<b>平時</b>から市町村の防災・福祉・保健衛生部局や指定を受けた学校等、施設の管理者、自治会・自主防災組織等の協力関係を構築しておくとともに、要配慮者や在宅避難者への支援等の方針も含め、必要な事項についてあらかじめ定めておく必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>第7項 災害救助用資機材の確保計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>県及び市町村は、警察、消防の救助能力の向上を図るため、災害救助用資機材の充実強化を促進するとともに、地域の防災力を高めるため、町内会の集会所等にも救助用資機材の整備を進めていく。</p>	用語の整理
133	15	<p>また、<b>平常時</b>から燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握し、災害時の不足に備えて、関係機関との情報共有や民間事業者との連携に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第8項 建設用資機材の備蓄計画</p> <p>(略)</p> <p>第9項 地域防災活動拠点整備計画</p> <p>(略)</p> <p>第10項 緊急輸送活動計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>大規模な震災が発生した場合には、被災地に対し、広域協定等の相互応援協定等に基づく支援物資や大量の生活必需品や食料等の輸送が予想される。</p> <p>また、救助・救援活動に<b>必要な</b>資機材を必要とする事態も想定され、こうした資機材・救援物資等を着実に搬入し、確実に配送するためには、それをつなぐ緊急輸送活動が重要となる。</p> <p>しかし、災害発生時には多くの混乱が見込まれ、食料の保管配布</p>	<p>また、<b>平時</b>から燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握し、災害時の不足に備えて、関係機関との情報共有や民間事業者との連携に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第8項 建設用資機材の備蓄計画</p> <p>(略)</p> <p>第9項 地域防災活動拠点整備計画</p> <p>(略)</p> <p>第10項 緊急輸送活動計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>大規模な震災が発生した場合には、被災地に対し、広域協定等の相互応援協定等に基づく支援物資や大量の生活必需品や食料等の輸送が予想される。</p> <p>また、救助・救援活動に資機材を必要とする事態も想定され、こうした資機材・救援物資等を着実に搬入し、確実に配送するためには、それをつなぐ緊急輸送活動が重要となる。</p> <p>しかし、災害発生時には多くの混乱が見込まれ、食料の保管配布</p>	用語の整理

136	10	<p>場所の要員、ノウハウを持つ関係者の不足等により、緊急輸送の確保が困難な場合も想定されるため、<u>平常時</u>からあらかじめその対策について検討しておく必要がある。</p> <p>2 基本方針</p> <p>県及び市町村は、多重化・利便性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検を行う。</p> <p>また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図り、指定公共機関等その他の関係機関、周辺住民等に対する周知徹底に努め、広域物資拠点及び地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 拠点施設の耐震化 (略)</p> <p>(2) 道路啓開の迅速化</p> <p>[国、県（土木部）、市町村、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察]</p> <p>道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）や応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第14項 行政機関防災訓練計画</p>	<p>場所の要員、ノウハウを持つ関係者の不足等により、緊急輸送の確保が困難な場合も想定されるため、<u>平時</u>からあらかじめその対策について検討しておく必要がある。</p> <p>2 基本方針</p> <p>県及び市町村は、多重化・利便性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検を行う。</p> <p>また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図り、指定公共機関等その他の関係機関、周辺住民等に対する周知徹底に努め、広域物資拠点及び地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 拠点施設の耐震化 (略)</p> <p>(2) 道路啓開の迅速化</p> <p>[国、県（土木部）、市町村、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察]</p> <p>道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）や応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、<u>道路法等に基づき</u>、協議会設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第14項 行政機関防災訓練計画</p>	用語の整理
137	1	<p>1 現状と課題</p> <p>災害を最小限度にとどめるためには、平素から各種訓練を実施する必要があるが、必ずしも<u>すべて</u>の市町村では実施されていない状況にある。</p> <p>このため、県は市町村を始めとする防災関係機関との連携による災害対策はもとより、県民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識の下に、地域ぐるみ</p>	<p>1 現状と課題</p> <p>災害を最小限度にとどめるためには、平素から各種訓練を実施する必要があるが、必ずしも<u>全て</u>の市町村では実施されていない状況にある。</p> <p>このため、県は市町村を始めとする防災関係機関との連携による災害対策はもとより、県民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識の下に、地域ぐるみ</p>	表現の適正化
145	5	<p>1 現状と課題</p> <p>災害を最小限度にとどめるためには、平素から各種訓練を実施する必要があるが、必ずしも<u>全て</u>の市町村では実施されていない状況にある。</p> <p>このため、県は市町村を始めとする防災関係機関との連携による災害対策はもとより、県民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識の下に、地域ぐるみ</p>	<p>1 現状と課題</p> <p>災害を最小限度にとどめるためには、平素から各種訓練を実施する必要があるが、必ずしも<u>全て</u>の市町村では実施されていない状況にある。</p> <p>このため、県は市町村を始めとする防災関係機関との連携による災害対策はもとより、県民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識の下に、地域ぐるみ</p>	用語の整理

148	28	<p>で災害に対処する体制づくりや、年1回以上各種訓練を実施することにより、緊急事態に即応できるよう機動力の維持に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第15項 津波避難計画</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難情報等の伝達</p> <p>迅速・的確な避難のため、市町は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示の具体的な発令基準をあらかじめ定めるとともに、県をはじめ防災関係機関等の協力を得つつ、Lアラート(災害情報共有システム)の活用や、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ(ワンセグを含む。)、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を含む。)、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する。</p> <p>さらに、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、津波警報等、避難指示の伝達内容等についてあらかじめ検討し、その際には高齢者や障害のある人、外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する者への情報伝達体制の整備に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 地震・津波に強いまちづくり</p> <p>第1項 建物、まちの不燃化・耐震化計画</p> <p>(略)</p> <p>第2項 公共施設等災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第12 文化財</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>(2) 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>(3) 対策</p> <p>[県、市町村]</p> <p>ア 文化財に対する県民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。</p> <p>イ 「文化財所有者のための防災対策マニュアル」等を活用して、文化財の所有者や管理者に対し防災知識の普及を図るとともに、</p>	<p>で災害に対処する体制づくりや、年1回以上各種訓練を実施することにより、緊急事態に即応できるよう機動力の維持に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第15項 津波避難計画</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難情報等の伝達</p> <p>迅速・的確な避難のため、市町は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示の具体的な発令基準をあらかじめ定めるとともに、県をはじめ防災関係機関等の協力を得つつ、Lアラート(災害情報共有システム)の活用や、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ(ワンセグを含む。)、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、<u>スマートフォンアプリ</u>を含む。)、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する。</p> <p>さらに、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、津波警報等、避難指示の伝達内容等についてあらかじめ検討し、その際には高齢者や障害のある人、外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する者への情報伝達体制の整備に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 地震・津波に強いまちづくり</p> <p>第1項 建物、まちの不燃化・耐震化計画</p> <p>(略)</p> <p>第2項 公共施設等災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第12 文化財</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>(2) 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>(3) 対策</p> <p>[県、市町村]</p> <p>ア 文化財に対する県民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。</p> <p>イ 「文化財所有者のための防災対策マニュアル」等を活用して、文化財の所有者や管理者に対し防災知識の普及を図るとともに、</p>	<p>近年の情報伝達手段の多様化を反映</p>
-----	----	---	---	-------------------------

166	25	<p>管理・保護について指導・助言を行う。</p> <p>ウ 適時適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。</p> <p>(ア) 重要文化財建造物等にあつては、定期的な修理など<u>平常時</u>のメンテナンスとともに、耐震診断の結果に基づき耐震性能の向上を図るための対策を促す。</p> <p>(イ) 建造物以外の有形文化財にあつては、移動・転倒・落下等による被害や博物館等の文化財公開施設における展示物の転倒・落下による人命への被害を防止するため、日頃からの備えを促す。</p> <p>(略)</p> <p>第3項 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画</p> <p>ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を及ぼすとともに、避難生活環境の悪化等を招くことから、県、市町村及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める必要がある。</p> <p>特に、三次医療機関等の人命にかかわる重要施設に係るライフライン施設については重点的に耐震化を進める。</p>	<p>管理・保護について指導・助言を行う。</p> <p>ウ 適時適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。</p> <p>(ア) 重要文化財建造物等にあつては、定期的な修理など<u>平時</u>のメンテナンスとともに、耐震診断の結果に基づき耐震性能の向上を図るための対策を促す。</p> <p>(イ) 建造物以外の有形文化財にあつては、移動・転倒・落下等による被害や博物館等の文化財公開施設における展示物の転倒・落下による人命への被害を防止するため、日頃からの備えを促す。</p> <p>(略)</p> <p>第3項 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画</p> <p>ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を及ぼすとともに、避難生活環境の悪化等を招くことから、県、市町村及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める必要がある。</p> <p>特に、三次医療機関等の人命にかかわる重要施設に係るライフライン施設については重点的に耐震化を進める。</p>	用語の整理
167	10	<p>第1 共同溝</p> <p>(略)</p> <p>第2 上水道施設</p> <p>[市町村]</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>(2) 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>(3) 対策</p> <p>(略)</p> <p>オ 訓練・研修等の実施</p> <p>訓練・研修等の実施を通じて、災害時の応急給水や応急復旧など、緊急時の広域支援体制の確立を図るとともに、民間事業者と</p>	<p><u>市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。</u></p> <p>第1 共同溝</p> <p>(略)</p> <p>第2 上水道施設</p> <p>[市町村]</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>(2) 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>(3) 対策</p> <p>(略)</p> <p>オ 訓練・研修等の実施</p> <p>訓練・研修等の実施を通じて、災害時の応急給水や応急復旧など、緊急時の広域支援体制の確立を図るとともに、民間事業者と</p>	防災基本計画の修正

169	18	<p>連携した支援体制の確保を推進する。 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>第3 下水道施設 (略)</p> <p>(3) 対 策</p> <p>カ 下水道施設の防災施設としての活用 下水道は下水処理場、ポンプ場等まとまった空間を有しており、これらを避難場所、延焼遮断帯として活用する。 また、高度処理水や雨水貯留施設の貯留水を消防用水、雑用水等として利用することを考慮した施設計画を検討する。</p>	<p>連携した支援体制の確保を推進する。 <u>カ 資機材の整備等</u> <u>民間事業者等との協定締結などにより発災後における上水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 下水道施設 (略)</p> <p>(3) 対 策</p> <p>カ 下水道施設の防災施設としての活用 下水道は下水処理場、ポンプ場等まとまった空間を有しており、これらを避難場所、延焼遮断帯として活用する。 また、高度処理水や雨水貯留施設の貯留水を消防用水、雑用水等として利用することを考慮した施設計画を検討する。</p>	<p>防災基本計画の修正</p>
170	25	<p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第6 ガス施設</p> <p>1 都市ガス (略)</p> <p>(イ) ガス導管</p> <p>a ガス導管の設計はガス事業法、道路法等の諸法規及びガス導管耐震設計指針、本支管指針、供給管・内管指針などの自主基準に</p>	<p><u>キ 資機材の整備等</u> <u>民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6 ガス施設</p> <p>1 都市ガス (略)</p> <p>(イ) ガス導管</p> <p>a ガス導管の設計はガス事業法、道路法等の諸法規及びガス導管耐震設計指針、本支管指針、供給管・内管指針などの自主基準に</p>	<p>防災基本計画の修正</p>

173	9	<p>準拠して設計、施工している。</p> <p>b 新設の導管材料には<u>ダクティル</u>鋳鉄管、被覆鋼管及びポリエチレン管を使用している。</p> <p>c <u>ダクティル</u>鋳鉄管の接合は<u>抜け出し防止機構を有する機械的接合</u>、被覆鋼管のうち本管の継手は溶接接合とし、支管などの小口径導管は溶接接合又は抜け出し防止機構を有する機械的接合としている。なお、最近ではポリエチレン管による融着接合の割合も増加している。</p> <p>既設導管の一部には印ろう型・ガス型接合の鋳鉄管、ネジ接合の鋼管があるため随時溶接接合の被覆鋼管、抜け出し防止機構を有する機械的接合の被覆鋼管及び<u>ダクティル</u>鋳鉄管、ポリエチレン管への入れ替え又は更正修理を進めている。</p> <p>d ガス導管には、緊急遮断のため又は供給操作上の必要により遮断バルブを設置している。設置個所は、製造所及び供給所の送出導管、中圧導管の分岐箇所及びその他供給上必要な箇所などである。</p> <p>また、各戸への供給管にはガス事業法及び自主基準により遮断バルブを取り付けており、さらに、ガスメーターの入側には<u>すべて</u>メーターガス栓を取り付けている。</p> <p>e ガス施設及びガス供給上の事故に対処するため、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防・警察関係機関への連絡体制を整えている。</p> <p>(略)</p>	<p>準拠して設計、施工している。</p> <p>b 新設の導管材料には被覆鋼管及びポリエチレン管を使用している。</p> <p>c 被覆鋼管のうち本管の継手は溶接接合とし、支管などの小口径導管は溶接接合又は抜け出し防止機構を有する機械的接合としている。なお、最近ではポリエチレン管による融着接合の割合も増加している。</p> <p>既設導管の一部には印ろう型・ガス型接合の鋳鉄管、ネジ接合の鋼管があるため随時溶接接合の被覆鋼管、抜け出し防止機構を有する機械的接合の被覆鋼管及びポリエチレン管への入れ替え又は更正修理を進めている。</p> <p>d ガス導管には、緊急遮断のため又は供給操作上の必要により遮断バルブを設置している。設置個所は、製造所及び供給所の送出導管、中圧導管の分岐箇所及びその他供給上必要な箇所などである。</p> <p>また、各戸への供給管にはガス事業法及び自主基準により遮断バルブを取り付けており、さらに、ガスメーターの入側には<u>全て</u>メーターガス栓を取り付けている。</p> <p>e ガス施設及びガス供給上の事故に対処するため、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防・警察関係機関への連絡体制を整えている。</p> <p>(略)</p>	<p>現状使用する導管材料の反映</p> <p>用語の整理</p>
178	3	<p>第7 通信施設</p> <p>[<u>西日本電信電話</u>株式会社岡山支店、株式会社NTTドコモ岡山支店]</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>(2) 基本方針</p> <p>過去の大震災等の教訓から、<u>平常時</u>においては、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻(ふく)輳(そう)対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努め、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。</p> <p>ア アクセス系設備の地中化の推進</p>	<p>第7 通信施設</p> <p>[<u>NTT西日本</u>株式会社岡山支店、株式会社NTTドコモ岡山支店]</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>(2) 基本方針</p> <p>過去の大震災等の教訓から、<u>平時</u>においては、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻(ふく)輳(そう)対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努め、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。</p> <p>ア アクセス系設備の地中化の推進</p>	<p>社名変更に伴う修正</p> <p>用語の整理</p>

179	22	<p>信頼性と美観等の観点から進めてきたケーブルの地中化により、地下設備の被害が少なかったことが立証されたので、自治体等と連携して、地中化を推進する。</p> <p>イ 通信電源の確保 広域停電に対処するため主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。</p> <p>ウ 緊急通信確保のための衛星通信の利用 地上の設備状態とは関係なく通信ができる衛星通信の特性を生かし、重要通信の確保と、被災地と非被災地との情報交換のために、通信衛星による衛星回線システムを構築する。</p> <p>エ 通信ビルの密閉性の強化 津波等の<b>恐れ</b>のある地域について耐水構造化とする。 (略)</p> <p>第4項 廃棄物処理体制整備計画</p>	<p>信頼性と美観等の観点から進めてきたケーブルの地中化により、地下設備の被害が少なかったことが立証されたので、自治体等と連携して、地中化を推進する。</p> <p>イ 通信電源の確保 広域停電に対処するため主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。</p> <p>ウ 緊急通信確保のための衛星通信の利用 地上の設備状態とは関係なく通信ができる衛星通信の特性を生かし、重要通信の確保と、被災地と非被災地との情報交換のために、通信衛星による衛星回線システムを構築する。</p> <p>エ 通信ビルの密閉性の強化 津波等の<b>おそれ</b>のある地域について耐水構造化とする。 (略)</p> <p>第4項 廃棄物処理体制整備計画</p>	表現の適正化
180	4	<p>1 現状と課題 大規模災害時には、一時的に大量の災害廃棄物が発生し、<b>平常時</b>の体制ではその処理が困難である。 災害時に発生する廃棄物をできる限り迅速かつ計画的、効率的に処理するため、発生する廃棄物量をあらかじめ推計するほか、災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置や適正な処理方法、減量化、最終処分計画を事前に策定しておく必要がある。 さらに、広域的な処理を想定した、支援協力体制の構築が求められている。</p> <p>2 基本方針 (略)</p> <p>3 対策 (1) 廃棄物処理施設の災害予防等 (略) (2) 組織体制の整備等 (略) (3) 災害廃棄物処理計画の策定 [県(環境文化部)]</p> <p>県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処</p>	<p>1 現状と課題 大規模災害時には、一時的に大量の災害廃棄物が発生し、<b>平時</b>の体制ではその処理が困難である。 災害時に発生する廃棄物をできる限り迅速かつ計画的、効率的に処理するため、発生する廃棄物量をあらかじめ推計するほか、災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置や適正な処理方法、減量化、最終処分計画を事前に策定しておく必要がある。 さらに、広域的な処理を想定した、支援協力体制の構築が求められている。</p> <p>2 基本方針 (略)</p> <p>3 対策 (1) 廃棄物処理施設の災害予防等 (略) (2) 組織体制の整備等 (略) (3) 災害廃棄物処理計画の策定 [県(環境文化部)]</p> <p>県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理</p>	用語の整理

181	29	<p>理体制、民間事業者等との連携・協力の<u>あり方</u>等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</p> <p>[市町村] 市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（<u>指定</u>避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の<u>あり方</u>等について、具体的に示す。</p> <p>(4) 災害時の廃棄物処理体制の整備 [県（環境文化部）] 県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、<u>平常時</u>の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。</p> <p>県は、市町村から事務委託を受け、災害廃棄物処理を実施する場合がある。</p> <p>[市町村] 市町村は、災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、<u>平常時</u>の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。</p> <p>ア 仮設トイレ等し尿処理 (略) イ 避難所ごみ等 (略) ウ 災害廃棄物 (略)</p>	<p>体制、民間事業者等との連携・協力の<u>在り方</u>等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。<u>また、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u></p> <p>[市町村] 市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の<u>在り方</u>等について、具体的に示す。<u>また、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u></p> <p>(4) 災害時の廃棄物処理体制の整備 [県（環境文化部）] 県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、<u>平時</u>の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。</p> <p>県は、市町村から事務委託を受け、災害廃棄物処理を実施する場合がある。</p> <p>[市町村] 市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、<u>平時</u>の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。</p> <p>ア 仮設トイレ等し尿処理 (略) イ 避難所ごみ等 (略) ウ 災害廃棄物 (略)</p>	<p>用語の整理 防災基本計画の修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>用語の整理 防災基本計画の修正</p>
182	1	<p>8</p>	<p>1</p>	<p>用語の整理</p> <p>用語の整理</p>

	33	<p>(エ) 仮置場、仮設焼却炉 市町村は、想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、仮置場の候補地を平常時にあらかじめ設定し、併せて利用方法や仮置場での破碎・選別方法等についても検討しておく。 また、災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、仮設焼却炉や破碎・選別機等の必要性等を把握し、短期間で仮設焼却炉等を設置し稼働する方策を検討しておく。</p> <p>(略)</p>	<p>(エ) 仮置場、仮設焼却炉 市町村は、想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、仮置場の候補地を平時にあらかじめ設定し、併せて利用方法や仮置場での破碎・選別方法等についても検討しておく。 また、災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、仮設焼却炉や破碎・選別機等の必要性等を把握し、短期間で仮設焼却炉等を設置し稼働する方策を検討しておく。</p> <p>(略)</p>	用語の整理
183	5	<p>(カ) 最終処分 市町村は、必要に応じ、災害廃棄物の受入れ可能な最終処分場候補地を平常時に検討しておく。</p> <p>(キ) 広域的な処理処分 市町村は、円滑で効率的な災害廃棄物の処理のために、災害廃棄物の広域処理に関する手続方法や契約書（被災側・支援側）の様式等を平常時に検討・準備する。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 地震・津波災害応急対策計画 第1節 応急体制 第1項 応急活動体制 1 現状と課題 (略) 2 基本方針 (略) 3 対策 (略) (1) 震度階等に基づく防災体制及び職員の配備は次のとおりとする。</p>	<p>(カ) 最終処分 市町村は、必要に応じ、災害廃棄物の受入れ可能な最終処分場候補地を平時に検討しておく。</p> <p>(キ) 広域的な処理処分 市町村は、円滑で効率的な災害廃棄物の処理のために、災害廃棄物の広域処理に関する手続方法や契約書（被災側・支援側）の様式等を平時に検討・準備する。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 地震・津波災害応急対策計画 第1節 応急体制 第1項 応急活動体制 1 現状と課題 (略) 2 基本方針 (略) 3 対策 (略) (1) 震度階等に基づく防災体制及び職員の配備は次のとおりとする。</p>	用語の整理  用語の整理

195	34	防災体制	震度階等	勤務時間内	勤務時間外	防災体制	震度階等	勤務時間内	勤務時間外	県体制の反映
		警戒体制	震度4又は長周期地震動階級3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)	・本庁 危機管理課、 消防保安課、 総合政策局、 総務部、県民生活部、環境文化部、保健医療部、子ども・福祉部、 産業労働部、 農林水産部、 土木部、出納局、企業局及び教育庁の関係課の防災担当職員	所属長等からあらかじめ応急対応を命ぜられた職員	警戒体制	震度4又は長周期地震動階級3 南海トラフ地震臨時情報(調査中) <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)</u>	・本庁 危機管理課、 消防保安課、 総合政策局、 総務部、県民生活部、環境文化部、保健医療部、子ども・福祉部、 産業労働部、 農林水産部、 土木部、出納局、企業局及び教育庁の関係課の防災担当職員	所属長等からあらかじめ応急対応を命ぜられた職員	
		特別警戒体制	震度5弱又は長周期地震動階級4 津波警報 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	・県民局 関係各部の防災担当職員		特別警戒体制	震度5弱又は長周期地震動階級4 津波警報 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	・県民局 関係各部の防災担当職員		
		非常体制 (県災害対策本部の設置)	震度5強以上 大津波警報 <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)</u>	県職員全員	県職員全員	非常体制 (県災害対策本部の設置)	震度5強以上 大津波警報	県職員全員	県職員全員	
196	12	<p>(2) 津波警報等(大津波警報、津波警報、津波注意報)の発表時における職員の配備については、次のとおりとする。</p> <p>ア 津波注意報発表時…次の配備担当課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁…危機管理課、消防保安課、保健医療課、福祉企画課、耕地課、水産課、道路整備課、河川課、防災砂防課、港湾課、企業局</li> <li>・出先機関…沿岸市町を管轄する県民局、地域事務所、企業</li> </ul>				<p>(2) 津波警報等(大津波警報、津波警報、津波注意報)の発表時における職員の配備については、次のとおりとする。</p> <p>ア 津波注意報発表時…次の配備担当課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁…危機管理課、消防保安課、保健医療課、福祉企画課、耕地課、水産課、道路整備課、<u>道路建設課</u>、河川課、防災砂防課、港湾課、企業局</li> </ul>				県体制の反映

	15	<p>局工業用水道事務所</p> <p>イ 津波警報発表時……上記アに次の配備担当課を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本 庁……公聴広報課、総務学事課、デジタル推進課、財産活用課、県民生活交通課、航空企画推進課、環境企画課、環境管理課、健康推進課、生活衛生課、医療推進課、医薬安全課、産業企画課、農政企画課、治山課、農産課、畜産課、農村振興課、監理課、道路建設課、都市計画課、建築指導課、住宅課、用度課、教育庁（教育政策課、財務課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課）、警備課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出先機関……沿岸市町を管轄する県民局、地域事務所、企業局工業用水道事務所</li> </ul> <p>イ 津波警報発表時……上記アに次の配備担当課を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本 庁……公聴広報課、総務学事課、デジタル推進課、財産活用課、県民生活課、航空企画推進課、環境企画課、環境管理課、健康推進課、<u>疾病感染症対策課</u>、生活衛生課、<u>医療政策課</u>、<u>地域</u>医療推進課、医薬安全課、産業企画課、農政企画課、治山課、農産課、畜産課、農村振興課、監理課、道路建設課、都市計画課、建築指導課、住宅課、用度課、教育庁（教育政策課、財務課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課）、警備課</li> </ul>	組織改編に伴う修正
	36	<p>(略)</p> <p>(1) 緊急初動班の配備</p> <p>班員は、勤務時間外に県内で震度4以上又は長周期地震動階級4以上を観測する地震発生情報を知った場合には勤務課所に自主参集する。</p> <p>(2) 緊急初動班の業務</p> <p>緊急初動班の総括責任者（危機管理課長又はその代位者）は、班員を指揮し、次の業務を行う。</p> <p>ア 被災状況等の情報収集</p> <p>イ 県幹部への情報連絡及び国への報告</p> <p>ウ 非常体制へ移行する措置</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 緊急初動班の配備</p> <p>班員は、勤務時間外に県内で震度5弱以上又は長周期地震動階級4以上を観測する地震発生情報を知った場合には勤務課所に自主参集する。</p> <p>(2) 緊急初動班の業務</p> <p>緊急初動班の総括責任者（危機管理課長又はその代位者）は、班員を指揮し、次の業務を行う。</p> <p>ア 被災状況等の情報収集</p> <p>イ 県幹部への情報連絡及び国への報告</p> <p>ウ 非常体制へ移行する措置</p>	県体制の反映
197	5	<p>エ 地震（震度4以上）に伴う津波情報への対応</p> <p>(略)</p> <p>(1) 本部の設置基準等</p> <p>ア 災害対策本部は、次の場合に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で震度5強以上を観測する地震が発生したとき、<u>大津波警報が発表されたとき又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</u></li> <li>・その他知事が必要と認めるとき。</li> </ul> <p>イ 災害対策本部を設置したとき及び廃止したときは、消防庁等関係機関に報告する。</p>	<p>エ 地震（震度5弱以上）に伴う津波情報への対応</p> <p>(略)</p> <p>(1) 本部の設置基準等</p> <p>ア 災害対策本部は、次の場合に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で震度5強以上を観測する地震が発生したとき <u>又は</u>大津波警報が発表されたとき。</li> <li>・その他知事が必要と認めるとき。</li> </ul> <p>イ 災害対策本部を設置したとき及び廃止したときは、消防庁等関係機関に報告する。</p>	県体制の反映
	37	<p>(2) 勤務時間外における職員の配備</p> <p>ア 本庁及び出先機関の全職員は、県内で震度5強以上を観測する地震情報や<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>（テレビ、</p>	<p>(2) 勤務時間外における職員の配備</p> <p>ア 本庁及び出先機関の全職員は、県内で震度5強以上を観測する地震情報（テレビ、ラジオ放送等）を知ったとき又は自主判断に</p>	県体制の反映

201	<p>ラジオ放送等)を知ったとき又は自主判断により、勤務課所に出勤する。</p> <p>イ 勤務課所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの県民局等へ仮配備し、所属長に報告、その指示を受ける。</p> <p>(略)</p> <p>第2項 地震・津波情報の種別と伝達計画</p> <p>(略)</p> <p>2 地震情報の伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>(2) その他機関の伝達 (参考)</p> <p>ア 西日本高速道路株式会社の伝達</p> <div data-bbox="241 598 851 734"> </div> <p>イ 本州四国連絡高速道路株式会社の伝達</p> <div data-bbox="241 869 728 925"> </div> <p>(略)</p> <p>第3項 被害情報の収集伝達計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>国、公共機関、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。また、必要に応じて、関係行政機関、関係公共機関等並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者に対し、資料・</p>	<p>より、勤務課所に出勤する。</p> <p>イ 勤務課所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの県民局等へ仮配備し、所属長に報告、その指示を受ける。</p> <p>(略)</p> <p>第2項 地震・津波情報の種別と伝達計画</p> <p>(略)</p> <p>2 地震情報の伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>(2) その他機関の伝達 (参考)</p> <p>ア 西日本高速道路株式会社の伝達</p> <div data-bbox="1097 590 1668 742"> </div> <p>イ 本州四国連絡高速道路株式会社の伝達</p> <div data-bbox="1097 877 1545 933"> </div> <p>(略)</p> <p>第3項 被害情報の収集伝達計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>国、公共機関、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。また、必要に応じて、関係行政機関、関係公共機関、<u>登録被災者援護協力団体</u>等並びにNPO・ボランティア等及び各種団</p>	<p>事業所名称の変更等に伴う修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
203	18		

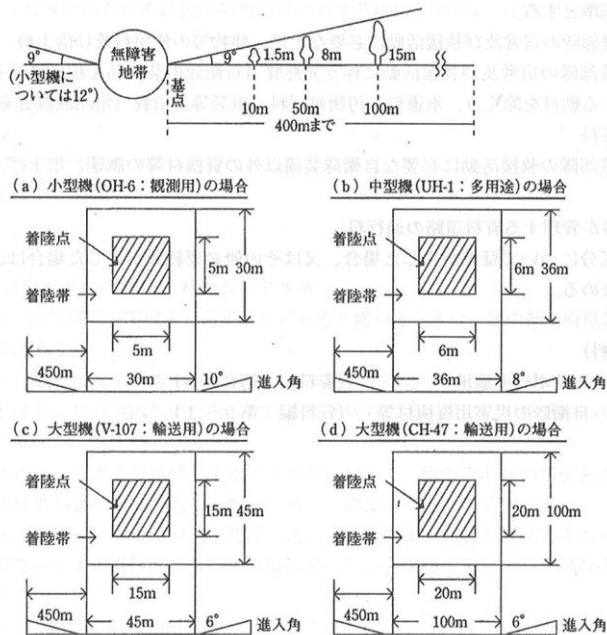
	<p>情報の提供等の協力を求める。  さらに、孤立集落等が発生した場合には、当該集落等との通信手段の確保に特段の配慮を行う。  (略)  (2) 通信手段の確保  ア 災害発生直後は、直ちに災害情報を連絡するため、次の通信手段を確保する。  (ア) 防災行政無線による地上系移動局  (イ) 携帯電話、衛星携帯電話等移動通信回線  (ウ) 民間等の通信設備の優先利用、優先使用(災害対策基本法第57条、第79条)  (エ) 非常通信の活用  (オ) 防災関係機関から情報連絡員の派遣を受け、無線連絡の確保を図る。  (略)  第4項 災害救助法の適用・運用  (略)  第5項 広域応援  1 現状と課題  (略)  2 基本方針  (略)  3 対策  (略)  (1) 知事の応援要請  (略)  カ 指定行政機関又は関係指定地方行政機関への応援要請  知事は、災害応急対策を実施するために必要な場合は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。当該応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は関係指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、当該応援又は災害応急対策を実施する。(災害対策基本法第74条の4関係)</p>	<p>体の代表者に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。  さらに、孤立集落等が発生した場合には、当該集落等との通信手段の確保に特段の配慮を行う。  (略)  (2) 通信手段の確保  ア 災害発生直後は、直ちに災害情報を連絡するため、次の通信手段を確保する。  (ア) 防災行政情報ネットワークによる地上系・衛星系・移動系通信回線  (イ) 携帯電話、衛星携帯電話等移動通信回線  (ウ) 民間等の通信設備の優先利用、優先使用(災害対策基本法第57条、第79条)  (エ) 非常通信の実施  (オ) 防災関係機関から情報連絡員の派遣を受け、無線連絡体制の確保を図る。  (略)  第4項 災害救助法の適用・運用  (略)  第5項 広域応援  1 現状と課題  (略)  2 基本方針  (略)  3 対策  (略)  (1) 知事の応援要請  (略)  カ 指定行政機関又は関係指定地方行政機関への応援要請  知事は、災害応急対策を実施するために必要な場合は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。当該応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は関係指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、当該応援又は災害応急対策を実施する。また、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、被災都道府県知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急</p>	<p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画の修正</p>
214	39		

215	19	<p>(2) 市町村長の応援要請</p> <p>ア 知事に対する応援要請</p> <p>市町村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。(災害対策基本法第 68 条関係)</p> <p>県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。</p> <p>イ 他の市町村長に対する応援要請</p> <p>市町村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村長等に応援を求めることができる。</p> <p>また、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施について応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下で行動する。(災害対策基本法第 67 条関係)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 警察等の応援要請 (略)</p> <p>ウ 自衛隊の災害派遣要請</p> <p>(ア) 知事は、人命及び財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣を要請することができる。(自衛隊法</p>	<p><u>を要し、上段の応援の要求を待つかとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</u>(災害対策基本法第 74 条の 4 関係)</p> <p>(2) 市町村長の応援要請</p> <p>ア 知事に対する応援要請</p> <p>市町村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。(災害対策基本法第 68 条関係)</p> <p>県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。</p> <p>イ 他の市町村長に対する応援要請</p> <p>市町村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村長等に応援を求めることができる。</p> <p>また、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施について応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下で行動する。(災害対策基本法第 67 条関係)</p> <p><u>ウ 指定行政機関又は関係指定地方行政機関への応援要請</u></p> <p><u>市町村長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、知事に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。この要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、知事からの要請を待つかとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u> <u>(災害対策基本法第 68 条の 2 関係)</u></p> <p>(3) 警察等の応援要請 (略)</p> <p>ウ 自衛隊の災害派遣要請</p> <p>(ア) 知事は、人命及び財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣を要請することができる。(自衛隊法</p>	防災基本計画の修正
-----	----	---	--	-----------

216	<p>第83条)  (イ) 市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊派遣の要請をするよう求めることができる。  なお、市町村長は、知事への要求ができない場合には、当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣等に通知することができる。(災害対策基本法第68条の2第2項)</p> <p>(略)</p> <p>第6項 自衛隊災害派遣要請  (略)</p> <p>(4) 災害派遣要請等手続き  (略)</p> <p>エ 災害派遣要請等手続系統</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害派遣部隊の受入れ</p>	<p>第83条)  (イ) 市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊派遣の要請をするよう求めることができる。  なお、市町村長は、知事への要求ができない場合には、当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣等に通知することができる。(災害対策基本法第68条の3第1項)</p> <p>(略)</p> <p>第6項 自衛隊災害派遣要請  (略)</p> <p>(4) 災害派遣要請等手続き  (略)</p> <p>エ 災害派遣要請等手続系統</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害派遣部隊の受入れ</p>	<p>条ずれの修正</p>
-----	---	---	---------------

(略)

[着陸地点及び無障害地帯の基準]



第7項 津波災害応急対策計画

(略)

第2節 緊急活動

第1項 救助計画

1 現状と課題

(略)

2 基本方針

(略)

3 対策

(略)

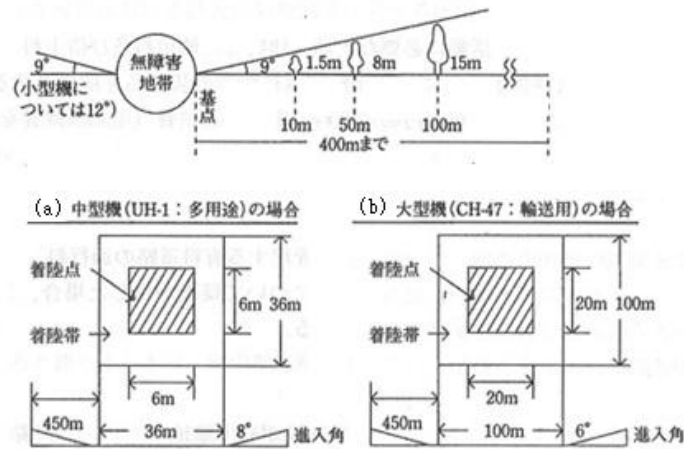
(4) 救助方法

[市町村、消防機関、県警察等防災機関]

救助に当たっては、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とするが、延焼火災が発生し、同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助活動を行い、また、延焼火災がなく、同時に多数の救出が必要となる場合は、多数の人命を救

(略)

[着陸地点及び無障害地帯の基準]



第7項 津波災害応急対策計画

(略)

第2節 緊急活動

第1項 救助計画

1 現状と課題

(略)

2 基本方針

(略)

3 対策

(略)

(4) 救助方法

[市町村、消防機関、県警察等防災機関]

救助に当たっては、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とするが、延焼火災が発生し、同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助活動を行い、また、延焼火災がなく、同時に多数の救出が必要となる場合は、多数の人命を救

現状の運用に合わせた修正

227	40	<p>護できる現場を優先に効率的な救助活動を行う。</p> <p>また、生き埋めになった負傷者の声などを聞き漏らさないようにするため、救出に当たる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一齐に停止させる「サイレントタイム」を設定する等、現場の特性に応じた効果的な救助活動に努める。</p> <p>(5) 救助用資機材の確保 (略)</p> <p>(6) 被災した家庭動物の保護 [県（保健医療部）]</p> <p>県は、犬・猫等の一般の家庭動物の保護・収容について、岡山県動物愛護センターで情報収集を行うとともに、飼い主等からの家庭動物の一時預かり要望への相談対応等について、公益社団法人岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。</p>	<p>護できる現場を優先に効率的な救助活動を行う。</p> <p>また、生き埋めになった負傷者の声などを聞き漏らさないようにするため、救出に当たる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一齐に停止させる「サイレントタイム」を設定する等、現場の特性に応じた効果的な救助活動に努める。<u>生命又は身体に対する重大な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用する。</u></p> <p>(5) 救助用資機材の確保 (略)</p> <p>(6) 被災した家庭動物の保護 [県（保健医療部）]</p> <p>県は、犬・猫等の一般の家庭動物の保護・収容について、岡山県動物愛護センターで情報収集を行うとともに、飼い主等からの家庭動物の一時預かり要望への相談対応等について、公益社団法人岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。</p>	防災基本計画の修正
228	18	<p>また、特定動物の収容は、<u>届け出施設については動物園等</u>と連携をとりながら対応する。</p> <p>さらに、放浪している家庭動物の保護収容及び特定動物の逸走等について通報があれば速やかに動物愛護センターにおいて対応する。</p> <p>(略)</p> <p>第2項 資機材調達計画 (略)</p> <p>第3項 救急・医療計画 第1 医療体制 1 現状と課題 (略)</p> <p>2 基本方針 (略)</p> <p>3 対策 (1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整 [県（危機管理課、保健医療部）]</p> <p>県は、医療機関による医療活動をバックアップするため、災害対策本部の下に、県災害保健医療福祉調整本部をできるだけ速やかに設置し、医療活動に関する調整を行う。</p>	<p>また、特定動物の収容は、<u>許可施設</u>と連携をとりながら対応する。</p> <p>さらに、放浪している家庭動物の保護収容及び特定動物の逸走等について通報があれば速やかに動物愛護センターにおいて対応する。</p> <p>(略)</p> <p>第2項 資機材調達計画 (略)</p> <p>第3項 救急・医療計画 第1 医療体制 1 現状と課題 (略)</p> <p>2 基本方針 (略)</p> <p>3 対策 (1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整 [県（危機管理課、保健医療部）]</p> <p>県は、医療機関による医療活動をバックアップするため、災害対策本部の下に、県災害保健医療福祉調整本部をできるだけ速やかに設置し、医療活動に関する調整を行う。</p>	県の実情に合わせた表現の修正

230	39	<p>県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDADAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。</p>	<p>県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDADAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。</p>	防災基本計画の修正
231	3	<p>また、県は、DMAT等及びドクターヘリに関する派遣の調整により、医療活動の総合調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行う。</p> <p>医療における県災害保健医療福祉調整本部の役割は次のとおりとする。</p> <p>ア 総合的な医療情報の収集及び提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域災害救急医療情報システムの活用等により、医療機関の状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握するとともに、必要に応じて県民等へ情報を提供する。</li> </ul> <p>イ 傷病者の受入れの要請及び搬送に関する総合調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内及び県外の医療機関への傷病者の搬送先の広域調整と搬送手段の確保を行う。</li> </ul> <p>ウ 医療従事者確保の総合調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）、災害時精神医療中核病院、日本赤十字社岡山県支部、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会への医療従事者の派遣要請</li> <li>・中国5県の相互応援協定書による医療従事者の派遣要請</li> <li>・他都道府県及び国（厚生労働省）に対する医療従事者の派遣要請</li> <li>・災害対策本部に対する医療従事者の派遣要請の連絡</li> <li>・他都道府県、県内他地域からの派遣救護班の調整</li> </ul>	<p>また、県は、DMAT等及びドクターヘリに関する派遣の調整により、医療活動の総合調整を行う。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。</p> <p>医療における県災害保健医療福祉調整本部の役割は次のとおりとする。</p> <p>ア 総合的な医療情報の収集及び提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域災害救急医療情報システムの活用等により、医療機関の状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握するとともに、必要に応じて県民等へ情報を提供する。</li> </ul> <p>イ 傷病者の受入れの要請及び搬送に関する総合調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内及び県外の医療機関への傷病者の搬送先の広域調整と搬送手段の確保を行う。</li> </ul> <p>ウ 医療従事者確保の総合調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）、災害時精神医療中核病院、日本赤十字社岡山県支部、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会への医療従事者の派遣要請</li> <li>・中国5県の相互応援協定書による医療従事者の派遣要請</li> <li>・他都道府県及び国（厚生労働省）に対する医療従事者の派遣要請</li> <li>・災害対策本部に対する医療従事者の派遣要請の連絡</li> <li>・他都道府県、県内他地域からの派遣救護班の調整</li> </ul>	防災基本計画の修正
231	21		<p>・必要に応じ、政府本部に対する被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動の要請</p>	防災基本計画の修正

		<p>エ 医薬品等の供給に関する総合調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品卸売業者等に要請し、必要な医薬品等を医療機関等に供給する。</li> </ul> <p>オ 医療ボランティアの統括</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県災害対策本部内の総合ボランティア班との連携の下に、医療ボランティアの登録、活動場所、交代時期等の指示・調整を行う。</li> <li>さらに、災害急性期にDMA Tの<b>出動</b>を要請した場合及びD P A Tの受入れ・派遣を決定した場合等において、県災害保健医療福祉調整本部の下に、DMA T県調整本部及びD P A T県調整本部を必要に応じて設置し、DMA T及びD P A T活動の調整を行う。</li> <li>(略)</li> <li>(2) 救護所の設置・救護班の編成</li> <li>(略)</li> <li>[消防機関]</li> <li>消防機関は、傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療福祉調整本部に対してDMA Tの<b>出動</b>を要請する。</li> <li>(略)</li> <li>(3) 救急医療活動のアクセスの確保</li> <li>(略)</li> </ul> <p>第2 医薬品等の供給</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>3 対 策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 輸血用血液製剤の供給</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>[県赤十字血液センター]</p> <p>県赤十字血液センターは、的確な情報収集に努め、県及び市町村等と連携を密にし、円滑な輸血用血液製剤の確保・供給に努める。</p> <p>また、県赤十字血液センターは、必要に応じて中四国ブロック血液センターと連絡をとり円滑な輸血用血液製剤の確保・供給に努め</p>	<p>エ 医薬品等の供給に関する総合調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品卸売業者等に要請し、必要な医薬品等を医療機関等に供給する。</li> </ul> <p>オ 医療ボランティアの統括</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県災害対策本部内の総合ボランティア班との連携の下に、医療ボランティアの登録、活動場所、交代時期等の指示・調整を行う。</li> <li>さらに、災害急性期にDMA Tの<b>派遣</b>を要請した場合及びD P A Tの受入れ・派遣を決定した場合等において、県災害保健医療福祉調整本部の下に、DMA T県調整本部及びD P A T県調整本部を必要に応じて設置し、DMA T及びD P A T活動の調整を行う。</li> <li>(略)</li> <li>(2) 救護所の設置・救護班の編成</li> <li>(略)</li> <li>[消防機関]</li> <li>消防機関は、傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療福祉調整本部に対してDMA Tの<b>派遣</b>を要請する。</li> <li>(略)</li> <li>(3) 救急医療活動のアクセスの確保</li> <li>(略)</li> </ul> <p>第2 医薬品等の供給</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>3 対 策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 輸血用血液製剤の供給</p> <p><b>[県 (保健医療部)、市町村、県赤十字血液センター]</b></p> <p>県、市町村及び県赤十字血液センターは、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。</p> <p>[県赤十字血液センター]</p> <p>県赤十字血液センターは、的確な情報収集に努め、県及び市町村等と連携を密にし、円滑な輸血用血液製剤の確保・供給に努める。</p> <p>また、県赤十字血液センターは、必要に応じて中四国ブロック血液センターと連絡をとり円滑な輸血用血液製剤の確保・供給に努め</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
236	31	<p>(略)</p> <p>(3) 救急医療活動のアクセスの確保</p> <p>(略)</p> <p>第2 医薬品等の供給</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>3 対 策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 輸血用血液製剤の供給</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>[県赤十字血液センター]</p> <p>県赤十字血液センターは、的確な情報収集に努め、県及び市町村等と連携を密にし、円滑な輸血用血液製剤の確保・供給に努める。</p> <p>また、県赤十字血液センターは、必要に応じて中四国ブロック血液センターと連絡をとり円滑な輸血用血液製剤の確保・供給に努め</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 救急医療活動のアクセスの確保</p> <p>(略)</p> <p>第2 医薬品等の供給</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>3 対 策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 輸血用血液製剤の供給</p> <p><b>[県 (保健医療部)、市町村、県赤十字血液センター]</b></p> <p>県、市町村及び県赤十字血液センターは、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。</p> <p>[県赤十字血液センター]</p> <p>県赤十字血液センターは、的確な情報収集に努め、県及び市町村等と連携を密にし、円滑な輸血用血液製剤の確保・供給に努める。</p> <p>また、県赤十字血液センターは、必要に応じて中四国ブロック血液センターと連絡をとり円滑な輸血用血液製剤の確保・供給に努め</p>	<p>表現の適正化</p> <p>岡山県献血推進計画等との整合</p>

241	33	<p>る。</p> <p>[県（保健医療部）]  県は、的確な情報収集に努め、市町村及び岡山県赤十字血液センター等と連携を密にし、円滑な輸血用血液製剤の確保・供給に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第4項 避難及び避難所の設置・運営計画  第1 避難方法  1 現状と課題  (略)  2 基本方針  (略)  3 対策  (1) 避難指示  (略)  (2) 避難誘導及び一般住民の避難  (略)</p> <p>県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>[市町村]  (略)</p> <p>避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保する</p>	<p>る。その際、輸血用血液製剤緊急輸送車両の確保等のため、県及び市町村等との連携に努める。</p> <p>さらに、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。</p> <p>[県（保健医療部）]  県は、的確な情報収集に努め、市町村及び岡山県赤十字血液センター等と連携を密にし、円滑な輸血用血液製剤の確保・供給に努める。また、県は、広域的な需給調整を行う際など、県赤十字血液センターの取組を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>第4項 避難及び避難所の設置・運営計画  第1 避難方法  1 現状と課題  (略)  2 基本方針  (略)  3 対策  (1) 避難指示  (略)  (2) 避難誘導及び一般住民の避難  (略)</p> <p>県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p><u>県は発災時において、民間事業者との災害時連携協定に基づいて運送を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの運送体制を確保する。</u></p> <p>(略)</p> <p>[市町村]  (略)</p> <p>避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保する</p>	<p>民間事業者との協定締結に伴う追記</p>
-----	----	---	---	-------------------------

242	25	<p>ことができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努める。</p> <p>市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p>	<p>ことができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努める。</p> <p>市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p><u>被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。</u></p>	防災基本計画の修正
244	31	<p>市町村は、住民に感染症の濃厚接触者がいる場合は、個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 指定避難所の設置</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 指定避難所の被災状況の確認</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3 指定避難所等の運営体制</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>さらに、県及び市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難</p>	<p>市町村は、住民に感染症の濃厚接触者がいる場合は、個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 指定避難所の設置</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 指定避難所の被災状況の確認</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、<u>指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID</u>を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3 指定避難所等の運営体制</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>さらに、県及び市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難</p>	防災基本計画の修正

247	10	<p>の長期化等にかんがみ、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等、ホテル・旅館等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、<u>指定避難所の早期解消に努めることを基本とし、その際の取扱い等をあらかじめ定めておく。</u></p> <p>3 対策 (略) (1) 維持管理体制の確立 (略) (2) 自治組織、施設、行政による連携 (略) (3) 生活環境への配慮 [市町村] 指定避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講じる。</p>	<p>の長期化等にかんがみ、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等、ホテル・旅館等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とし、その際の取扱い等をあらかじめ定めておく。</p> <p>3 対策 (略) (1) 維持管理体制の確立 (略) (2) 自治組織、施設、行政による連携 (略) (3) 生活環境への配慮 [市町村] 指定避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講じる。</p>	表現の適正化
248	9	<p>・避難所開設当初から状況に応じて、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する<u>よう努め</u>、<u>食事供与の状況</u>、<u>トイレの設置状況等</u>、<u>入浴の機会の提供状況</u>、<u>避難者の生活状況を随時把握し</u>、必要な対策を講じる。</p> <p>・市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供する。</p> <p>17  ・<u>避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配</u></p>	<p>・避難所開設当初から状況に応じて、<u>プライバシー確保のための</u>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、<u>栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるように、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況の把握に努め、必要な対策を講じる。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p>・市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供する。</p> <p>(削除)</p>	記載内容の統合
	17			記載内容の統合

	30	<p><u>食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</li> <li>市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</li> <li>指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に<u>配慮する</u>。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</li> <li>市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</li> <li>指定避難所等の運営における意思決定の場への女性や<u>子育て家庭</u>の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に<u>配慮</u>や<u>子ども・若者の居場所の確保に努める</u>。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、<u>キッズスペース（子どもの遊び場）や学習スペースの設置</u>など、性別や子育て家庭、<u>子ども・若者</u>のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。</li> </ul>	<p>表現の適正化 防災基本計画の修正</p>
249	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>やむを得ず<u>指定</u>避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>(4) 保健・福祉面の対応</p> <p><u>(新設)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>(4) 保健・福祉面の対応</p> <p><u>[県（子ども・福祉部）]</u></p> <p><u>県は、必要に応じ、その地域内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努める。</u></p> <p><u>県は、避難所等の高齢者、障害のある人等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWT）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する。また、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所等の高齢者、障害のある人等の多様なニーズの対応のため、DWTの応援派遣を行う。</u></p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

		<p>(略)</p> <p>第5項 道路啓開</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 緊急輸送道路の選定基準</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急輸送道路の指定</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急輸送道路の啓開</p> <p>[国、県（土木部）、市町村、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察]</p> <p>(略)</p> <p>エ 道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、<u>路上の障害物の除去が必要な場合には</u>、消防機関及び自衛隊等の協力を得て<u>実施する</u>。</p>	<p>(略)</p> <p>第5項 道路啓開</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 緊急輸送道路の選定基準</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急輸送道路の指定</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急輸送道路の啓開</p> <p>[国、県（土木部）、市町村、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察]</p> <p>(略)</p> <p>エ 道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、<u>状況に応じて</u>消防機関及び自衛隊等の協力を得て<u>必要な措置をとる</u>。</p>	
253	1			防災基本計画の修正
		<p>第6項 交通の確保計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 陸上交通の確保</p> <p>[県（危機管理課）、県公安委員会]</p> <p>緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書を交付する。なお、県公安委員会においては、規制除外車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するほか、<u>平常時</u>の緊急通行車両の事前確認及び規制除外車両の事前届出により、緊急交通路指定時のこれら車両の確認手続の簡素・効率化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>イ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認</p> <p>緊急通行車両の事前確認及び規制除外車両の事前届出制度について、周知及び適正な運用<u>を</u>図るとともに、災害時における</p>	<p>第6項 交通の確保計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 陸上交通の確保</p> <p>[県（危機管理課）、県公安委員会]</p> <p>緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書を交付する。なお、県公安委員会においては、規制除外車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するほか、<u>平時</u>の緊急通行車両の事前確認及び規制除外車両の事前届出により、緊急交通路指定時のこれら車両の確認手続の簡素・効率化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>イ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認</p> <p>緊急通行車両の事前確認及び規制除外車両の事前届出制度について、周知及び適正な運用を<u>図るとともに</u>、災害時における</p>	
254	27			用語の整理
255	3			体裁の修正

257	10	<p>る確認事務の迅速、適正な処理に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 海上交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>(3) 航空交通の確保（ヘリポート基地の整備・確保）</p> <p>(略)</p> <p>(4) 帰宅困難者対策</p> <p>[県（危機管理課）、市町村、防災関係機関等]</p> <p>県、市町村、防災関係機関等は連携し、適切な情報提供、指定避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する必要がある。そのため、特に都市部において公共交通機関が停止した場合には、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段について、<b>平常時</b>から積極的に広報しておくとともに、退避経路の案内など滞留者の誘導対策、建築物に付随する屋根瓦、看板等の落下物による被害などの二次災害の防止に努める。</p> <p>また、大規模な集客施設等の管理者に対して、滞留者の誘導體制の整備を促すとともに、必要に応じ、主要駅周辺に男女のニーズの違いや要配慮者のニーズに配慮した一時的な滞在場所の確保を推進する。さらに、徒歩帰宅者に水の提供やトイレの使用等の支援が行えるよう、コンビニエンスストア及びガソリンスタンド等に対し<b>平常時</b>から協力を要請しておく。</p> <p>また、学校等においては、保護者への児童生徒等の引渡しルールなどをあらかじめ決めておくなど、一斉帰宅による混乱を避けるためのルールづくりを促進する。</p> <p>(略)</p> <p>第7項 消火活動に関する計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>地震の「揺れ」に伴う火災が、広域的に同時多発した場合の消火活動の困難さを考えれば、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」といった事前の対策を十分講じておくとともに、こうした火災が発生した場合には応援を受けることを前提にした消火活動の計画等の整備を図る。</p>	<p>確認事務の迅速、適正な処理に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 海上交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>(3) 航空交通の確保（ヘリポート基地の整備・確保）</p> <p>(略)</p> <p>(4) 帰宅困難者対策</p> <p>[県（危機管理課）、市町村、防災関係機関等]</p> <p>県、市町村、防災関係機関等は連携し、適切な情報提供、指定避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する必要がある。そのため、特に都市部において公共交通機関が停止した場合には、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段について、<b>平時</b>から積極的に広報しておくとともに、退避経路の案内など滞留者の誘導対策、建築物に付随する屋根瓦、看板等の落下物による被害などの二次災害の防止に努める。</p> <p>また、大規模な集客施設等の管理者に対して、滞留者の誘導體制の整備を促すとともに、必要に応じ、主要駅周辺に男女のニーズの違いや要配慮者のニーズに配慮した一時的な滞在場所の確保を推進する。さらに、徒歩帰宅者に水の提供やトイレの使用等の支援が行えるよう、コンビニエンスストア及びガソリンスタンド等に対し<b>平時</b>から協力を要請しておく。</p> <p>また、学校等においては、保護者への児童生徒等の引渡しルールなどをあらかじめ決めておくなど、一斉帰宅による混乱を避けるためのルールづくりを促進する。</p> <p>(略)</p> <p>第7項 消火活動に関する計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>地震の「揺れ」に伴う火災が、広域的に同時多発した場合の消火活動の困難さを考えれば、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」といった事前の対策を十分講じておくとともに、こうした火災が発生した場合には応援を受けることを前提にした消火活動の計画等の整備を図る。</p>	用語の整理
-----	----	--	---	-------

258	16	<p>(略)</p> <p>第10項 緊急輸送計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 陸上輸送</p> <p>[道路管理者等]</p> <p>ア 各道路管理者は高速道路、国道、県・市町村道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、<u>道路機能</u>の確保を図る。</p>	<p><u>消防本部は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、都道府県や市町村の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第10項 緊急輸送計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 陸上輸送</p> <p>[道路管理者等]</p> <p>ア 各道路管理者は高速道路、国道、県・市町村道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、<u>緊急車両の通行</u>の確保を図る。</p>	<p>防災基本計画の修正</p>
264	22	<p>(略)</p> <p>[県警察]</p> <p>ア 県警察は、被災地直近はもとより、広範囲な交通規制を行い、必要に応じ、隣県警察の協力を得る。</p> <p>イ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認等</p> <p>(ア) 知事及び県公安委員会は、緊急通行車両の確認事務の調整を図り、緊急通行車両の標章等を確保しておく。</p>	<p>(略)</p> <p>[県警察]</p> <p>ア 県警察は、被災地直近はもとより、広範囲な交通規制を行い、必要に応じ、隣県警察の協力を得る。</p> <p>イ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認等</p> <p>(ア) 知事及び県公安委員会は、緊急通行車両の確認事務の調整を図り、緊急通行車両の標章等を確保しておく。</p>	<p>防災基本計画の修正</p>
	34	<p>(イ) 県公安委員会は、<u>平常時</u>から緊急通行車両の確認及び事前届出制度による規制除外車両の審査を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第11項 物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 必要とする物資等の把握・情報提供</p> <p>[県(危機管理課、子ども・福祉部、産業労働部)]</p>	<p>(イ) 県公安委員会は、<u>平時</u>から緊急通行車両の確認及び事前届出制度による規制除外車両の審査を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第11項 物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 必要とする物資等の把握・情報提供</p> <p>[県(危機管理課、子ども・福祉部、産業労働部)]</p>	<p>用語の整理</p>
267	30	<p>県は、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用するなどにより、被災市町村の情報を速やかに把握するとともに、県内で調達できない物資の種類及び数量並びに県内の受入地を国に連絡し、調達</p>	<p>県は、<u>国の新物資システム(B-PLo)</u>を活用するなどにより、被災市町村の情報を速やかに把握するとともに、県内で調達できない物資の種類及び数量並びに県内の受入地を国に連絡し、調達</p>	<p>防災基本計画の修正</p>



292	17	<p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>県及び市町村は、あらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、<u>最終処分地</u>を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理する。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</p> <p>処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化に努める。</p> <p>広域的な相互協力体制の整備に当たっては、被災していない市町村は、支援ニーズを把握した上で支援可能な協力を行うとともに、県は体制整備に関する調整を行う。</p> <p>3 対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 組織体制の整備等</p> <p>(略)</p> <p>[市町村]</p> <p>市町村は、あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、被災後、直ちに指揮命令・情報収集・連絡体制を構築する。</p>	<p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>県及び市町村は、あらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、<u>最終処分場</u>を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理する。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</p> <p>処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化に努める。</p> <p>広域的な相互協力体制の整備に当たっては、被災していない市町村は、支援ニーズを把握した上で支援可能な協力を行うとともに、県は体制整備に関する調整を行う。</p> <p>3 対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 組織体制の整備等</p> <p>(略)</p> <p>[市町村]</p> <p>市町村は、あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、被災後、直ちに指揮命令・情報収集・連絡体制を構築する。</p>	防災基本計画の修正
293	17	<p>建設事業者団体や廃棄物事業者団体などと<u>平常時</u>に災害支援協定を締結している場合は、協定に基づき協力・支援要請を行う。</p> <p>被災していない市町村は、支援ニーズを把握した上で支援体制構築に協力する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害廃棄物の処理</p> <p>(略)</p> <p>[市町村]</p> <p>市町村は、災害廃棄物処理実行計画に基づき計画的に処理を行う。</p> <p>また、自区内での災害廃棄物の処理が困難と判断した場合は、近隣市町村及び県に広域支援を要請する。</p> <p>ア 損壊家屋の解体・撤去</p> <p>市町村は、通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危</p>	<p>建設事業者団体や廃棄物事業者団体などと<u>平時</u>に災害支援協定を締結している場合は、協定に基づき協力・支援要請を行う。</p> <p>被災していない市町村は、支援ニーズを把握した上で支援体制構築に協力する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害廃棄物の処理</p> <p>(略)</p> <p>[市町村]</p> <p>市町村は、災害廃棄物処理実行計画に基づき計画的に処理を行う。</p> <p>また、自区内での災害廃棄物の処理が困難と判断した場合は、近隣市町村及び県に広域支援を要請する。</p> <p>ア 損壊家屋の解体・撤去</p> <p>市町村は、通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危</p>	用語の整理

294	28	<p>険性のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。<b>平常時</b>に把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。</p> <p>イ 収集運搬 市町村は、道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルート等を踏まえ収集運搬体制を整備する。また、災害廃棄物の適正処理及び再生利用と減量のための分別について住民に周知する。</p> <p>ウ 仮置場 市町村は、被害状況を反映した発生推計量を基に必要面積の見直しを行う。</p>	<p>険性のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。<b>平時</b>に把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。</p> <p>イ 収集運搬 市町村は、道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルート等を踏まえ収集運搬体制を整備する。また、災害廃棄物の適正処理及び再生利用と減量のための分別について住民に周知する。</p> <p>ウ 仮置場 市町村は、被害状況を反映した発生推計量を基に必要面積の見直しを行う。</p>	用語の整理
	36	<p>仮置場の確保に当たっては、<b>平常時</b>に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。</p> <p>設置に当たっては、効率的な受入れ、分別及び処理ができるよう分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所、レイアウト及び搬入導線等を検討する。また、仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壌汚染状況を把握する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 住民等への啓発・広報、相談窓口の開設 [市町村]</p>	<p>仮置場の確保に当たっては、<b>平時</b>に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。</p> <p>設置に当たっては、効率的な受入れ、分別及び処理ができるよう分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所、レイアウト及び搬入導線等を検討する。また、仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壌汚染状況を把握する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 住民等への啓発・広報、相談窓口の開設 [市町村]</p>	用語の整理
295	39	<p>市町村は、被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行う。</p> <p>また、被災者相談窓口（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）を速やかに開設するとともに、<b>平常時</b>に検討した方法に従い相談情報を管理し、必要に応じ、自動車や船舶などの所有物や思い出の品・貴重品などに関する被災者相談窓口も開設する。</p> <p>第9項 防疫及び保健衛生計画 第1 防疫 (略) 第2 健康管理 1 現状と課題</p>	<p>市町村は、被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行う。</p> <p>また、被災者相談窓口（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）を速やかに開設するとともに、<b>平時</b>に検討した方法に従い相談情報を管理し、必要に応じ、自動車や船舶などの所有物や思い出の品・貴重品などに関する被災者相談窓口も開設する。</p> <p>第9項 防疫及び保健衛生計画 第1 防疫 (略) 第2 健康管理 1 現状と課題</p>	用語の整理

297	24	<p>住民の健康管理については、「自分の健康は自分でつくる」との住民自らの自覚と自己責任を基本理念とし、行政は<u>平常時</u>から健康管理のための社会的な環境整備を行っているところである。</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>3 対 策</p> <p>[県（保健医療部、子ども・福祉部）]</p> <p>県は、必要に応じ、その被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。</p> <p>災害の状況に応じ当該市町村のみの対応では不十分な場合は、次の対策を行う。</p> <p>ア 被災地の保健所等を拠点として市町村との協力の下に、避難所巡回や戸別訪問を行うための医師、保健師、栄養士等からなる保健チームの編成を行う。</p> <p>イ 県内他地域からの保健所医師、保健師、栄養士等のマンパワーの確保に努めるとともに、必要な場合は他県に対して人員派遣の要請を行う。</p>	<p>住民の健康管理については、「自分の健康は自分でつくる」との住民自らの自覚と自己責任を基本理念とし、行政は<u>平時</u>から健康管理のための社会的な環境整備を行っているところである。</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>3 対 策</p> <p>[県（保健医療部、子ども・福祉部）]</p> <p>県は、必要に応じ、その被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。</p> <p>災害の状況に応じ当該市町村のみの対応では不十分な場合は、次の対策を行う。</p> <p>ア 被災地の保健所等を拠点として市町村との協力の下に、避難所巡回や戸別訪問を行うための医師、保健師、栄養士等からなる保健チームの編成を行う。</p> <p>イ 県内他地域からの保健所医師、保健師、栄養士等のマンパワーの確保に努めるとともに、必要な場合は他県に対して人員派遣の要請を行う。</p>	用語の整理
298	10	<p>ウ 避難所の高齢者、障害のある人等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、<u>災害派遣福祉チーム（DWAT）</u>や災害支援ナースを避難所へ派遣する。</p> <p>エ 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第10項 文教対策計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>地震災害により通常の実施を行うことができなくなった場合は、早急に仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧を実施するとともに、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等、就学に支障を来さないよう応急の教育に必要な措置を講じる。</p>	<p>ウ 避難所等の高齢者、障害のある人等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害支援ナースを避難所等へ派遣する。</p> <p>エ 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第10項 文教対策計画</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>地震災害により通常の実施を行うことができなくなった場合は、早急に仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧を実施するとともに、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等、就学に支障を来さないよう応急の教育</p>	表現の適正化 防災基本計画の修正
301	16	<p>に必要の措置を講じる。</p>	<p>に必要の措置を講じる。</p>	表現の適正化

		<p>(略)</p> <p>第4節 機能確保活動</p> <p>第1項 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>2 対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 ガス施設応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 上水道施設応急対策計画</p> <p>[市町村]</p> <p>ア 応急給水の実施</p> <p>水道施設の被災により、各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として、給水車や給水タンクによる応急給水を実施する。</p>	<p>に必要な措置を講ずる。</p> <p><u>児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）を活用し、学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を派遣する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 機能確保活動</p> <p>第1項 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>2 対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 ガス施設応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 上水道施設応急対策計画</p> <p>[市町村]</p> <p>ア 応急給水の実施</p> <p>水道施設の被災により、各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として、給水車や給水タンクによる応急給水を実施する。</p>	<p>防災基本計画の反映</p>
310	13	<p>この場合、地震発生後は、指定避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施し、時間的経過により、被災者の状況等を把握した上で、要配慮者に配慮した、よりきめ細かな給水を実施する。</p> <p>イ 施設の復旧</p> <p>被災者の生活再建にとって、生活用水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める必要がある。</p>	<p><u>断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u></p> <p>この場合、地震発生後は、指定避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施し、時間的経過により、被災者の状況等を把握した上で、要配慮者に配慮した、よりきめ細かな給水を実施する。</p> <p>イ 施設の復旧</p> <p>被災者の生活再建にとって、生活用水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める必要がある。<u>災害発生時において、上水道の構造等を勘案して、速やかに、上水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、下水道管理者と連携し、施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。</u></p>	<p>防災基本計画の修正</p>
312	20	<p>(略)</p> <p>第5 電気通信施設応急対策計画</p> <p>[西日本電信電話株式会社（岡山支店）]</p>	<p>(略)</p> <p>第5 電気通信施設応急対策計画</p> <p>[NTT西日本株式会社（岡山支店）]</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>社名変更に伴う修正</p>

314	10	<p><u>平常時</u>においては、通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努め、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮することとする。</p> <p>電気通信施設の応急対策については、県・市町村及び指定行政機関等と連携して重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も最大限確保するために、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第6 下水道施設応急対策計画 [県(土木部)、市町村]</p> <p>イ 市町村は、市町村が管理する下水道施設について、県に準じた対策を講じるが、県施設と比べ管渠延長が長大なこと、住民と密着している避難所等に接続する、特に重要な管渠ルートの確認や下水道台帳の電算化、バックアップシステムなどについても検討する。</p> <p>また、県は、被害の状況によっては、市町村からの要請又は独自の判断により人員や資機材の支援を行うとともに、他の市町村への相互支援の依頼を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第2項 住宅応急対策計画</p> <p>1 現状と課題 (略)</p> <p>2 基本方針 (略)</p> <p>3 対策 (1) 応急仮設住宅の供与 [県(子ども・福祉部、土木部)、市町村]</p> <p>ア 実施責任者 (略)</p> <p>イ 知事が災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 (ア) 建設による供与</p>	<p><u>平時</u>においては、通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努め、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮することとする。</p> <p>電気通信施設の応急対策については、県・市町村及び指定行政機関等と連携して重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も最大限確保するために、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第6 下水道施設応急対策計画 [県(土木部)、市町村]</p> <p>イ 市町村は、市町村が管理する下水道施設について、県に準じた対策を講じるが、県施設と比べ管渠延長が長大なこと、住民と密着している避難所等に接続する、特に重要な管渠ルートの確認や下水道台帳の電算化、バックアップシステムなどについても検討する。</p> <p>また、県は、被害の状況によっては、市町村からの要請又は独自の判断により人員や資機材の支援を行うとともに、他の市町村への相互支援の依頼を行う。</p> <p><u>ウ 下水道管理者は、災害発生時において、下水道の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上水道管理者と連携し、施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。</u></p> <p>第2項 住宅応急対策計画</p> <p>1 現状と課題 (略)</p> <p>2 基本方針 (略)</p> <p>3 対策 (1) 応急仮設住宅の供与 [県(子ども・福祉部、土木部)、市町村]</p> <p>ア 実施責任者 (略)</p> <p>イ 知事が災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 (ア) 建設による供与</p>	<p>用語の整理</p> <p>防災基本計画の修正</p>
-----	----	---	--	-------------------------------

317	5	<p>a 建設基準 (略)</p> <p>d 管理 応急仮設住宅の管理は、原則として当該市町村長が行う。 なお、運営に当たっては、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>第3項 公共施設等応急対策計画</p> <p>1 現状と課題 (略)</p> <p>2 基本方針 (略)</p> <p>3 対策 (1) 復旧体制の整備 (略)</p> <p>(3) 交通施設の応急復旧計画 (略)</p> <p>(ウ) 道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）や応急復旧等を迅速に行うため、他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成する<u>ものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。</u>また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保に努める。</p>	<p>a 建設基準 (略)</p> <p>d 管理 応急仮設住宅の管理は、原則として当該市町村長が行う。 なお、運営に当たっては、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>第3項 公共施設等応急対策計画</p> <p>1 現状と課題 (略)</p> <p>2 基本方針 (略)</p> <p>3 対策 (1) 復旧体制の整備 (略)</p> <p>(3) 交通施設の応急復旧計画 (略)</p> <p>(ウ) 道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）や応急復旧等を迅速に行うため、<u>道路法等に基づき、協議会の設置によって</u>他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成する<u>とともに、定期的な見直しを行うものとする。</u>また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、<u>応急復旧</u>等に必要の人員、資機材等の確保に努める。</p>	防災基本計画の修正
322	18	<p>22 (エ) 道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、<u>路上の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）が必要な場合には、</u>消防機関及び自衛隊等の協力を得て<u>実施する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第1節 総則</p>	<p>(エ) 道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、<u>状況に応じて</u>消防機関及び自衛隊等の協力を得て<u>必要な措置をとる。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第1節 総則</p>	防災基本計画の修正

327	12	<p>第1項 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的</p> <p>1 計画の目的 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震防災対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>2 計画の性格 (1) この計画は、岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）の第4章として作成する。 (2) この計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和3年5月25日、中央防災会議改定）等を踏まえて作成する。</p> <p>3 推進計画の作成に当たって配慮すべき事項 以下に掲げる南海トラフ地震の特徴を踏まえ、「命を守る」ことを目標とし、ソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的な方針として、地域の被害想定等に応じた計画を作成する。</p> <p>(1) 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること。 (2) 時間差において複数の巨大地震が発生する可能性があり、その被害は広域かつ甚大となること。 (新設) (新設) (新設) (3) 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く異なると考えられること。</p>	<p>第1項 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的</p> <p>1 計画の目的 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震防災対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>2 計画の性格 (1) この計画は、岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）の第4章として作成する。 (2) この計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和7年7月1日、中央防災会議改定）等を踏まえて作成する。</p> <p>3 推進計画の作成に当たって配慮すべき事項 以下に掲げる南海トラフ地震の特徴を踏まえ、「命を守る」「命をつなぐ」ことを目標とし、ソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的な方針として、地域の被害想定等に応じた計画を作成する。<u>なお、被害想定を踏まえ、定性的な分析にとどまらず、定量的な分析などを行うことで推進計画の実効性を高めることに努める。</u></p> <p>(1) 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること。 (2) 時間差をにおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること。 (3) 高齢化や人口減少等の社会的要因に伴い災害対応に係る人的・物的資源に限りがあること。 (4) 大都市や離島、孤立可能性地域等の地理的特性による課題があること。 (5) これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること。 (6) 南海トラフ巨大地震が発生した場合には、被災の範囲は広域にわたり、これまで経験したことの無い甚大な被害が想定されること。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>時点修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>誤字の修正 南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p>
-----	----	--	--	---

	<p>第2項 南海トラフ地震防災対策推進地域</p> <p>南海トラフ地震防災対策特別措置法第3条に基づき指定された本県の南海トラフ地震防災対策推進地域の区域は、次表のとおりである。</p> <p>35 &lt;平成26年3月31日内閣府告示第21号&gt; (略)</p> <p>第3節 地震発生時の応急対策等 (略)</p> <p>第2項 資機材、人員等の配備手配</p> <p>1 資機材の調達手配</p> <p>災害救助用資機材の確保計画については、第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え(危機管理)」第7項「災害救助用資機材の確保計画」、建築用資機材の備蓄計画については、第8項「建設用資機材の備蓄計画」資機材調達計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第2項「資機材調達計画」に準ずる。</p>	<p>第2項 南海トラフ地震防災対策推進地域</p> <p>南海トラフ地震防災対策特別措置法第3条に基づき指定された本県の南海トラフ地震防災対策推進地域の区域は、次表のとおりである。</p> <p>&lt;令和7年7月2日内閣府告示第107号&gt; (略)</p> <p>第3節 地震発生時の応急対策等 (略)</p> <p>第2項 資機材、人員等の配備手配</p> <p>1 資機材の調達手配</p> <p>災害救助用資機材の確保計画については、第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え(危機管理)」第7項「災害救助用資機材の確保計画」、建築用資機材の備蓄計画については、第8項「建設用資機材の備蓄計画」資機材調達計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第2項「資機材調達計画」に準ずる。</p>	<p>時点修正</p>
331	<p>31 <u>2 人員の配備</u></p> <p>県は、管内の市町村等における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町村等への人員派遣等、広域的な措置をとる。</p> <p><u>3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置</u></p> <p><u>(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、岡山県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の計画を作成する。</u></p> <p><u>(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。</u></p>	<p>県は、管内の市町村等における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町村等への人員派遣等、広域的な措置をとる。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p>
332	<p>1 <u>第3項 他機関に対する応援要請</u></p> <p><u>1</u> 県が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え(危機管理)」第12項「広域的応援体制整備計画」及び第3章「地震・津波災害応</p>	<p><u>2</u> 県が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え(危機管理)」第12項「広域的応援体制整備計画」及び第3章「地震・津波災害応</p>	

	<p>急対策計画」第1節「応急体制」第5項「広域応援」のとおりである。</p> <p>8 <u>2 県は、必要があるときは、1に掲げる応援協定に基づき応援を要請する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>10 <u>3 自衛隊の災害派遣に関しては、防衛省防災業務計画と整合を図り派遣要請等の計画を定める。</u> 第3章「地震・津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第6項「自衛隊災害派遣要請」に準ずる。</p> <p>(新設)</p> <p>15 <u>4 県は、災害が発生し、他の都道府県からの災害派遣医療チーム(DMAT)、医療救護班、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊を受け入れる場合に備え、厚生労働省、消防庁、代表消防機関及び県警察との連絡体制を確保し、活動拠点等受入体制を確保するように努める。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>急対策計画」第1節「応急体制」第5項「広域応援」のとおりである。</p> <p><u>3 県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。なお、資機材、人員等の配備手配に当たっては、次の事項に留意する。</u></p> <p><u>(1) 防災目的での利用が可能な民間施設の活用、ボランティア等の参加による地域貢献等の多様な主体との連携、複合災害による災害対応の長期化について考慮する。</u></p> <p><u>(2) 事前応援協定の締結その他の手続き上の措置を定めるに当たっては、関係機関相互の競合や相互依存の関係性に十分留意するとともに、相互の連携強力体制についてあらかじめ十分調整する。</u></p> <p><u>第3項 自衛隊の災害派遣</u></p> <p><u>1 自衛隊の災害派遣に関しては、防衛省防災業務計画と整合を図り派遣要請等の計画を定める。</u> 第3章「地震・津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第6項「自衛隊災害派遣要請」に準ずる。</p> <p><u>2 地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておく。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>第4項 物資の備蓄・調達</u></p> <p><u>物資備蓄・調達に関する方法等については、第2章「地震・津波災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第8項「物資等</u></p>	<p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p>
--	---	--	---

		<p>21 第4項 帰宅困難者への対応 (略) 第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 第1項 津波からの防護</p> <p>333 5 <u>1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖を行う。工事中の場合は直ちに工事を中断等の措置を講ずる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。</u></p> <p><u>2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の計画に基づき、各種整備を行うものとし、詳細については各管理者が別に定める。</u></p> <p>(1) 堤防、水門等の点検方針・計画 (2) 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画 (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び<u>平常時</u>の管理方法 (新設)</p> <p>14</p>	<p><u>の確保計画」に準ずる。なお、物資の備蓄・調達に当たっては、次の事項に留意する。</u></p> <p><u>(1) 男女共同参画担当部署や女性職員の参画も得ながら、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭、家庭動物の飼養等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄する。</u></p> <p><u>(2) 市町村等から当該物資等の供給の要請があった場合には、被害の状況を勘案し、必要に応じ、当該物資等の供給体制の確保を図るため都府県が保有する物資等の放出等の措置及び市町村間のあっせん等の措置をとるとともに、都府県内で物資等が不足する場合には、必要に応じ、国等に対して調達・供給の要請を行うものとする。</u></p> <p>第5項 帰宅困難者への対応 (略) 第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 第1項 津波からの防護</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種整備等を行うものとし、詳細については各管理者が別に定める。</u></p> <p>(1) 堤防、水門等の点検方針・計画 (2) 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画 (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び<u>平時</u>の管理方法 <u>(4) 内水排除施設等の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置</u></p>	<p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>番号の修正 表現の適正化</p> <p>用語の整理 南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p>
--	--	--	--	---

334	<p>19</p> <p>4</p> <p>3 県及び市町村は、津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場の整備の方針及び計画を定める。</p> <p>4 県及び市町村は、<u>防災行政無線等の整備等の方針及び計画を定める。</u></p> <p>5 県及び市町村は、海岸保全施設整備について、海岸保全施設の耐震性の向上等について、計画的に推進する。 第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第2項「公共施設等災害予防計画」及び第9項「津波災害予防計画」に準ずる。</p> <p>第2項 津波に関する情報の収集・伝達等</p> <p>津波警報等の情報の収集・伝達に係る基本的事項は、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第2項「地震・津波情報の種別と伝達計画」のとおりとするほか、役割分担や連絡体制の検討にあたっては、県は、次の事項に配慮する。</p> <p>1 <u>津波に関する情報が、管轄区域内の地域住民、公私の団体（以下「地域住民等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。この際、障害のある人や外国人等の要配慮者に配慮する。</u></p> <p>2 津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て地域住民等に対し広報を行うこと。</p> <p>3 <u>船舶に対する津波警報等の伝達</u></p> <p>4 <u>船舶漁船等の固定、港外退避などの措置</u></p> <p>5 <u>管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握</u></p>	<p>2 県及び市町村は、津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場の整備の方針及び計画を定める。</p> <p>(削除)</p> <p>3 県及び市町村は、海岸保全施設整備について、海岸保全施設の耐震性の向上等について、計画的に推進する。 第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第2項「公共施設等災害予防計画」及び第9項「津波災害予防計画」に準ずる。</p> <p>第2項 津波に関する情報の収集・伝達等</p> <p>津波警報等の情報の収集・伝達に係る基本的事項は、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第2項「地震・津波情報の種別と伝達計画」<u>及び第3項「被害情報の収集伝達計画」</u>のとおりとするほか、役割分担や連絡体制の検討にあたっては、県は、次の事項に配慮する。</p> <p>1 <u>津波警報等、避難指示等を伝達する場合は、地理的条件を踏まえつつ、地域住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと。</u></p> <p>2 津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て地域住民等に対し広報を行うこと。</p> <p>3 <u>船舶に対し津波警報等を伝達する場合は、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すこと。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>番号の修正 表現の適正化</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>番号の修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p>
-----	--	--	--

335	<p>6 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第3項 <u>避難対策等</u></p> <p>1 県は、市町村が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の点について市町村に協力する。なお、この場合、避難行動要支援者の避難支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮しつつ適切な対応を実施する。</p> <p>また、県は災害救助法の対象となる市町村が行う避難対策についての指導調整を行う。</p> <p>(1) 第4章第4節第7項「県が自ら管理又は運営する施設等に関する対策2(2)」に定めるところにより、県の管理する施設を避難所として開設する際の協力</p> <p>(2) 避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置</p> <p>要配慮者等の安全確保計画については、第2章「地震・津波災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第7項「要配慮者等の安全確保計画」、避難及び避難所の設置・運営計画については、第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え(危機管理)」第6項及び第3章「地震・津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第4項「避難及び避難所の設置・運営計画」、災害救助法の適用については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第4項「災害救助法の適用」、要配慮者支援計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第3節「民生安定活動」第1項「要配慮者支援計画」に準ずる。</p> <p>2 県は、市町と協力して<u>地域住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策</u></p>	<p>4 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること。</p> <p>5 <u>必要に応じて、津波フラッグにより、聴覚障害のある人や海水浴客への津波警報等の伝達を行う。この際、伝達実施者の安全に配慮する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3項 <u>地域住民等の避難行動等</u></p> <p>(削除)</p> <p>1 県は、市町と協力して<u>避難対象地域内の</u>住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、<u>次のとおり取り組むことと</u></p>	<p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p>
-----	---	--	---

	<p>を実施する。  <u>また、津波による浸水のおそれのある沿岸市町に対し、浸水予測図や津波避難誘導計画策定指針を提供するなど津波避難対策の助言・支援を行う。</u>  (新設)</p> <p>27 <u>3</u> 市町村は、指定緊急避難場所、避難路を指定するとともに、わかりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど、<u>平常時</u>から周知しておく。</p> <p>また、津波からの迅速な避難のため、津波避難誘導計画の策定等を進めるとともに、地形的条件等の理由により住民の津波からの避難が特に困難と想定される地域では、津波避難ビルの指定を行う。</p> <p>さらに、津波浸水予測図に基づいて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。</p> <p>なお、「津波避難計画」については、第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第15項「津波避難計画」に準ずる。  (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>する。</p> <p><u>(1) 津波により避難が必要となることが想定される地域</u>  <u>第1章「総則」第6節「南海トラフ巨大地震の被害想定」第5項「岡山県の津波浸水想定図」に準ずる。</u></p> <p><u>(2) 避難方法</u>  市町は、指定緊急避難場所、避難路を指定するとともに、わかりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど、<u>平時</u>から周知しておく。</p> <p>また、津波からの迅速な避難のため、津波避難誘導計画の策定等を進めるとともに、地形的条件等の理由により住民の津波からの避難が特に困難と想定される地域では、津波避難ビルの指定を行う。</p> <p>さらに、津波浸水予測図に基づいて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。</p> <p>なお、「津波避難計画」については、第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第15項「津波避難計画」に準ずる。</p> <p><u>(3) 住民等の備え</u>  <u>避難対象地域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。</u></p> <p><u>(4) 避難行動要支援者の避難支援等</u>  <u>第2章「地震・津波災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第7項「要配慮者等の安全確保計画」に準ずる。</u></p> <p><u>(5) 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等</u>  <u>第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第15項「津波避難計画」に準ずる。</u></p> <p><u>2 住民等の避難行動等の検討に当たっては、次の事項に留意する。</u>  <u>(1) 各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行</u></p>	<p>用語の整理</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p>
--	---	---	--

		<p>(新設)</p>	<p><u>い、必要に応じて見直していく。</u></p> <p><u>(2) 高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建築物の中・高層階を避難場所として利用するいわゆる津波避難ビル等の活用を推進する。</u></p> <p><u>(3) 推進計画への記載とは別に、海岸線等を有する全ての市町は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。</u></p> <p><u>(4) 避難行動要支援者の避難支援等、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるものとするとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。</u></p> <p><u>(5) 推進計画に避難誘導方法について定めるに当たっては、市町の推進計画に定められた内容と十分調整のとれたものとするよう留意する。</u></p> <p><u>(6) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、さらに、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とすること。その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施すること。</u></p> <p><u>第4項 避難場所及び避難所の運営・安全確保</u></p> <p><u>県は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に次のとおり取り組む。</u></p> <p><u>1 避難後の救護の内容</u></p> <p><u>第3章「地震・津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第3項「救急・医療計画」に準ずる。</u></p>	<p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p>
--	--	-------------	--	---------------------------

2 避難所開設に関しあらかじめ準備すべき事項

第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第6項「避難及び避難所の設置・運営計画」及び第3章「地震・津波災害応急対策計画」第3節「民生安定活動」第2項「被災者に対する情報伝達広報計画」に準ずる。

3 船舶の避難

船舶が沖合に避難するための避難海域については、次のとおりである。

○水島海上保安部担任水域

水島港周辺海域における避難海域は、児島沖海域、檢疫錨地西側海域及び手島西側海域が適当である。

ただし、喫水制限船等余裕水深が得られない船舶については、備後灘及び播磨灘などの広域かつ深水深である海域を避難海域とし、当該海域まで時間的余裕のない場合にあっては、備讃瀬戸東航路、備讃瀬戸北航路及びその周辺海域の十分水深のある海域において一時的に避難できる。

なお、児島沖海域は、玉野、坂出方面からの避難海域と重複することとなるため、避難時には他の船舶の動静に十分に注意する。

○玉野海上保安部担任水域

「宇野港における津波への災害防止対策」及び「日比港、岡山港、小串港、西大寺港、牛窓港、片上港、鶴海港及び日生港における津波への災害防止対策」に基づき、港外避難の場合は、港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難するものとする（港外避難中に航行困難となった場合は港内避泊とする）。

避難場所及び避難所の運営・安全確保に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 避難行動要支援者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。
- (2) 避難生活環境の向上による災害関連死防止に必要な対策について留意する。
- (3) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、

336	1	<p>第<u>4</u>項 消防機関等の活動</p> <p>3 1 市町<u>村</u>は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。</p> <p>(1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達  (2) 津波からの避難誘導  (3) 土のう等による応急浸水対策  (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援  (5) 救助・救急等  (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保  (7) 津波到達予想時間等を考慮した避難ルールの確立  (略)  (新設)</p>	<p><u>男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p> <p><u>(4) 避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難所の運営に協力する。</u></p> <p><u>(5) 夏季における避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮する。</u></p> <p><u>(6) 孤立するおそれのある集落、離島や長期湛水のおそれのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮する。</u></p> <p><u>(7) 避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供について配慮する。</u></p> <p>第<u>5</u>項 消防機関等の活動</p> <p>1 市町は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。</p> <p>(1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達  (2) 津波からの避難誘導  (3) 土のう等による応急浸水対策  (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援  (5) 救助・救急等  (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保  (7) 津波到達予想時間等を考慮した避難ルールの確立  (略)</p> <p><u>4 県は、市町村の消防団に関し、女性や若者等の消防団への入団促進等による消防団員の確保をはじめ、車両・資機材等の更新を含めた更なる充実やデジタル技術活用の加速化、実践的かつ効果的な教育・訓練の充実、自主防災組織等の多様な主体との連携強化等を図る取り組みについて、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。</u></p>	<p>番号の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p>
-----	---	--	--	--

337	<p>1 第5項 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>3 1 <u>水道</u>  地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させる措置は、次のとおりとする。  ライフライン施設予防計画については、第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第3項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画」、ライフライン施設応急対策計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第1項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。</p> <p>2 電気  (1) <u>電気事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。</u>  (略)</p> <p>27 3 ガス  (1) <u>ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。</u>  (2) <u>指定地方公共機関である岡山ガス株式会社及び一般社団法人岡山県LPガス協会等が行う措置は、次のとおりとする。</u>  ライフライン施設予防計画については、第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第3項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画」、ライフライン施設応急対策計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第1項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。</p> <p>4 通信</p>	<p>第6項 <u>上下</u>水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>1 <u>上下水道</u>  地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させる措置は、次のとおりとする。  ライフライン施設予防計画については、第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第3項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画」、ライフライン施設応急対策計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第1項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。</p> <p>2 電気  (1) <u>津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、避難所等での熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電気事業者と共有する。</u>  (略)</p> <p>3 ガス  (削除)</p> <p>指定地方公共機関である岡山ガス株式会社及び一般社団法人岡山県LPガス協会等が行う措置は、次のとおりとする。  ライフライン施設予防計画については、第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第3項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画」、ライフライン施設応急対策計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第1項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。</p> <p>4 通信</p>	<p>番号の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p>
-----	--	--	--

38	<p>指定公共機関である<u>西日本電信電話株式会社岡山支店</u>及び株式会社NTTドコモ岡山支店が行う措置は、次のとおりとする。</p> <p>ライフライン施設予防計画については、第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第3項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画」、ライフライン施設応急対策計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第1項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>指定公共機関である<u>NTT西日本株式会社岡山支店</u>及び株式会社NTTドコモ岡山支店が行う措置は、次のとおりとする。</p> <p>ライフライン施設予防計画については、第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第3項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画」、ライフライン施設応急対策計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第1項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。</p> <p>(略)</p>	社名変更に伴う修正
339	<p>1 第<u>6</u>項 交通<u>対策</u></p> <p>1 道 路</p> <p>4 <u>自治体、道路管理者</u>及び<u>県警察</u>は、津波襲来により危険度が高いと予想される<u>区域</u>及び避難経路として使用が<u>予定されている道路</u>について、あらかじめ周知するとともに、次に定める<u>通行禁止等</u>を行う。</p> <p>(1) 危険度が高いと予想される区域及び避難経路への通行禁止又は進入制限</p> <p>(2) その他必要な交通規制</p> <p>なお、必要に応じ、隣接<u>公安委員会</u>との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。</p> <p>また、陸上交通については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第6項「交通の確保計画」「3（1）陸上交通の確保」、交通施設の応急復旧計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」「3（3）交通施設の応急復旧計画」に準ずる。</p> <p>2 海 上</p> <p>(1) 水島海上保安部及び玉野海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、<u>必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。</u></p> <p>また、海難の発生等により船舶交通の危険が生じたときは、</p>	<p>第<u>7</u>項 交通</p> <p>1 道 路</p> <p><u>県警察</u>及び<u>道路管理者</u>は、津波襲来により危険度が高いと予想される<u>区間</u>及び避難経路として使用<u>されることが想定される区間</u>について、あらかじめ周知するとともに、次に定める<u>交通規制</u>を行う。</p> <p>(1) 危険度が高いと予想される区域及び避難経路への通行禁止又は進入制限</p> <p>(2) その他必要な交通規制</p> <p>なお、必要に応じ、隣接する<u>県警察</u>との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。</p> <p>また、陸上交通については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第6項「交通の確保計画」「3（1）陸上交通の確保」、交通施設の応急復旧計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」「3（3）交通施設の応急復旧計画」に準ずる。</p> <p>2 海 上</p> <p>(1) 水島海上保安部及び玉野海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、<u>海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を実施する。</u></p> <p>また、海難の発生等により船舶交通の危険が生じたときは、</p>	<p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>用語の整理</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p>

		<p>必要に応じ、船舶交通を規制し、又は禁止する。</p> <p>(2) 港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、可能な限り船舶や港湾施設利用者への津波情報の伝達、港湾施設利用者の避難など、安全確保対策をとるものとする。</p> <p>港湾区域内の海上交通の確保については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第6項「交通の確保計画」「3(2)海上交通の確保」に準ずる。</p> <p>また、交通施設の応急復旧計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」「3(3)交通施設の応急復旧計画」に準ずる。</p>	<p>必要に応じ、船舶交通を規制し、又は禁止する。</p> <p>(2) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における船舶や港湾施設利用者への津波情報の伝達、港湾施設利用者の避難など、安全確保対策をとるものとする。</p> <p>港湾区域内の海上交通の確保については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第6項「交通の確保計画」「3(2)海上交通の確保」に準ずる。</p> <p>また、交通施設の応急復旧計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」「3(3)交通施設の応急復旧計画」に準ずる。</p>	用語の整理
32	3 航空	<p>空港管理者は、津波襲来のおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うなど安全確保計画をとるとともに、利用者に対し、津波情報を周知する。</p> <p>航空交通の確保については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第6項「交通の確保計画」「3(3)航空交通の確保」、交通施設の応急復旧計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」「3(3)交通施設の応急復旧計画」に準ずる。</p>	<p>3 航空</p> <p>空港管理者は、津波が襲来するおそれがある飛行場の速やかな閉鎖を行うなど安全確保計画をとるとともに、利用者に対し、津波情報を周知する。</p> <p>航空交通の確保については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第6項「交通の確保計画」「3(3)航空交通の確保」、交通施設の応急復旧計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」「3(3)交通施設の応急復旧計画」に準ずる。</p>	用語の整理
40	4 鉄道	<p>津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置は、次のとおりとする。</p> <p>また、陸上交通の確保については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第6項「交通の確保計画」「3(1)陸上交通の確保」、交通施設の応急復旧計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」「3(3)交通施設の応急復旧計画」に準ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>4 鉄道</p> <p>津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置は、次のとおりとする。</p> <p>また、陸上交通の確保については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第6項「交通の確保計画」「3(1)陸上交通の確保」、交通施設の応急復旧計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」「3(3)交通施設の応急復旧計画」に準ずる。</p> <p>(略)</p>	用語の整理
341	1	第7項 県が自ら管理又は運営する施設等に関する対策	第8項 県が自ら管理又は運営する施設等に関する対策	

	<p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設      県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。</p> <p>(1) 各施設に共通する事項      ア 津波警報等の入場者等への伝達</p> <p>(ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとりうるよう、適切な伝達方法を<u>検討すること</u>。</p> <p>(イ) 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。  <u>なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう、来場者等に対し伝達する方法を明示すること。</u></p> <p>イ 入場者等の<u>安全確保のための退避等</u>の措置      ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置      エ 出火防止措置      オ 水、食料等の備蓄      カ 消防用設備の点検、整備      キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p> <p>ク 具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。</p> <p>(2) 個別事項      ア 学校、職業能力開発校、研修所等にあつては、次の措置をとる。      (ア) 当該学校等が所在市町村の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の<u>安全に関する措置</u>      (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの</p>	<p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設      県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。</p> <p>(1) 各施設に共通する事項      ア 津波警報等の入場者等への伝達  <u>海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。</u></p> <p>(ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとりうるよう、<u>情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずる</u>。</p> <p>(イ) 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に<u>十分</u>検討する。      (削除)</p> <p>イ 入場者等の<u>避難のための措置</u>      ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置      エ 出火防止措置      オ 水、食料等の備蓄      カ 消防用設備の点検、整備      キ 非常用発電装置の整備、<u>非常用通信手段の確保</u>、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p> <p>ク 具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。</p> <p>(2) 個別事項      ア 学校、職業能力開発校、研修所等にあつては、次の措置をとる。      (ア) 当該学校等が所在市町村の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の<u>誘導のための必要な措置</u>      (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの</p>	<p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p>
12			
26			

342	<p>者に対する保護の措置</p> <p>イ 社会福祉施設にあっては、重度障害のある人、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置</p> <p>なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。</p> <p>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</p> <p>(1) 災害対策本部又は現地対策本部等が置かれる庁舎等の管理者は、1 (1) 各施設に共通する事項に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。</p> <p>また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。</p> <p>ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保</p> <p>イ 無線通信機等通信手段の確保</p> <p>ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</p> <p>(2) 市町推進計画に定める避難所又は応急救護所<u>の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。</u></p> <p><u>(3) 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>7 <u>3</u> 工事中の建築物等に対する措置</p> <p>工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として</p>	<p>者に対する保護の措置</p> <p>イ 社会福祉施設にあっては、重度障害のある人、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置</p> <p>なお、<u>各施設等が措置を実施するに当たっては、要配慮者の避難誘導方法に配慮するものとし、</u>具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。</p> <p>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</p> <p>(1) 災害対策本部又は現地対策本部等が置かれる庁舎等の管理者は、1 (1) 各施設に共通する事項に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。<u>なお、県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。</u></p> <p>また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。</p> <p>ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保</p> <p>イ 無線通信機等通信手段の確保</p> <p>ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</p> <p>(2) 市町推進計画に定める避難所又は応急救護所<u>が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、1の(1)又は1の(2)に掲げる措置をとる。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>3 地震発生時の緊急点検及び巡視</u></p> <p><u>地震発生時には津波襲来に備え、次のとおり緊急点検及び巡視を実施する。</u></p> <p><u>緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」に準ずる。なお、従業員の安全確保のための津波からの避難に要する時間に配慮する。</u></p> <p><u>4</u> 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置</p> <p>工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として</p>	<p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p>
-----	---	--	---

343	<p>工事を中断する。</p> <p>第8項 迅速な救助</p> <p>3 1 <u>消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制</u>  県は、市町村の消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める取組について、必要に応じて、適切な助言等を行う。</p> <p>7 2 <u>緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備</u>  県は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制整備を行う。</p> <p>11 3 <u>実動部隊の救助活動における連携の推進</u>  県は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾・空港等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。</p> <p>15 <u>4 消防団の充実</u>  <u>県は、市町村の消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材・拠点施設の充実、必要な資格の取得など実践的な教育・訓練体制の充実を図る取組について、必要に応じて、適切な助言等を行う。</u></p> <p>第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置  （略）  ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対</p>	<p>工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。</p> <p>第9項 迅速な救助</p> <p>1 県は、市町村の消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行う。なお、救助・救急活動の実施体制に当たっては、孤立集落、離島や長期湛水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。</p> <p>2 県は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制整備を行う。</p> <p>3 県は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。</p> <p>(削除)</p> <p>第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置  （略）  ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対</p>	<p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正  表現の適正化</p>
-----	--	---	---

344	15	<p>策本部の設置等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2項「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。</p> <p>災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第2節「災害対策本部等の設置等」第2項「災害対策本部等の組織及び運営」に準ずる。</p>	<p>策本部の設置等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、<u>管轄区域内の地域住民等並びに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達されるようにする必要がある。津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2項「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。</u></p> <p>災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第2節「災害対策本部等の設置等」第2項「災害対策本部等の組織及び運営」に準ずる。</p> <p><u>なお、情報伝達に当たっては、次の事項に留意する。</u></p> <p><u>(1) 防災行政無線、緊急速報メール等の活用により、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意する。</u></p> <p><u>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p>
	25	<p>第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2項「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。</p> <p>地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については、各市町で定める。</p>	<p>第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等の地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2項「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。</p> <p>地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については、各市町で定める。</p> <p><u>なお、周知に当たっては、次の事項に留意する。</u></p> <p><u>(1) 地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。</u></p> <p><u>(2) 地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。</u></p> <p><u>(3) 外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。</u></p>	<p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p>

345	9	<p>(略)</p> <p>第4 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が<b>平常時</b>に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。</p> <p>第5 避難対策等</p> <p>1 地域住民等の避難行動等</p> <p>県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認することや、後発地震が<b>発生して</b>からの避難では津波の到達までに間に合わないおそれがある要配慮者等の事前避難など、防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>2 避難所の運営</p> <p>県における避難後の救護の内容については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第3項「<b>避難対策等</b>」に準ずる。</p>	<p>(略)</p> <p>第4 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が<b>平時</b>に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。</p> <p>第5 避難対策等</p> <p>1 地域住民等の避難行動等</p> <p>県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認することや、後発地震の<b>発生</b>からの避難では津波の到達までに間に合わないおそれがある要配慮者等の事前避難など、防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>2 避難所の運営</p> <p>県における避難後の救護の内容については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第3項「<b>地域住民等の避難行動</b>」に準ずる。</p>	用語の整理
16	22	<p>(略)</p> <p>第7 <b>警備対策</b></p> <p>県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとる。</p> <p>(1) 正確な情報の収集及び伝達</p> <p>(2) 不法事案等の予防及び取締り</p> <p>(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導</p> <p>(略)</p> <p>第11 県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</p> <p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術</p>	<p>(略)</p> <p>第7 <b>県警察の活動</b></p> <p>県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとる。</p> <p>(1) 正確な情報の収集及び伝達</p> <p>(2) 不法事案等の予防及び取締り</p> <p>(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導</p> <p>(略)</p> <p>第11 県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</p> <p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術</p>	項目名の修正
34		<p>(略)</p> <p>第7 <b>警備対策</b></p> <p>県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとる。</p> <p>(1) 正確な情報の収集及び伝達</p> <p>(2) 不法事案等の予防及び取締り</p> <p>(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導</p> <p>(略)</p> <p>第11 県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</p> <p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術</p>	<p>(略)</p> <p>第7 <b>県警察の活動</b></p> <p>県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとる。</p> <p>(1) 正確な情報の収集及び伝達</p> <p>(2) 不法事案等の予防及び取締り</p> <p>(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導</p> <p>(略)</p> <p>第11 県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</p> <p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術</p>	南海トラフ防災対策推進基本計画の修正

348	4	<p>館、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 庁舎等公共施設に共通する事項</p> <p>ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達</p> <p>イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置</p> <p>ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</p> <p>エ 出火防止措置</p> <p>オ 水、食料等の備蓄</p> <p>カ 消防用設備の点検、整備</p> <p>キ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p> <p>ク 各施設における緊急点検、巡視</p> <p>上記のア～クにおける実施体制（クにおいては実施必要箇所を含む。）は、施設ごとに別に定める。</p> <p>（略）</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p>	<p>館、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 庁舎等公共施設に共通する事項</p> <p>ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達</p> <p>イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置</p> <p>ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</p> <p>エ 出火防止措置</p> <p>オ 水、食料等の備蓄</p> <p>カ 消防用設備の点検、整備</p> <p>キ 非常用発電装置、<b>非常用通信手段の確保</b>、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p> <p>ク 各施設における緊急点検、巡視</p> <p>上記のア～クにおける実施体制（クにおいては実施必要箇所を含む。）は、施設ごとに別に定める。</p> <p>（略）</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p>	<p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p>
349	5	<p>第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害対策本部の設置等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2項「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。</p> <p>災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第2節「災害対策本部等の設置等」第2項「災害対策本部等の組織及び運営」に準ずる。</p>	<p>第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害対策本部の設置等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、<b>管轄区域内の地域住民等並びに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達されるようにする必要がある。津波に関する</b>情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2項「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。</p> <p>災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第2節「災害対策本部等の設置等」第2項「災害対策本部等の組織及び運営」に準ずる。</p> <p><b>なお、情報伝達に当たっては、次の事項に留意する。</b></p> <p><b>(1) 防災行政無線、緊急速報メール等の活用により、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意する。</b></p>	<p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p>

350	19	<p>第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2項「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の<u>整備計画</u></p> <p>1 施設整備計画作成の方針</p> <p>避難場所、避難経路その他地震防災上緊急に整備すべき施設の整備計画作成に当たっては、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画等において、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、事業施行等に当たっては、<u>施設全体が未完成であっても</u>、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 建築物、構造物等の不燃化・耐震化</p> <p>第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第1項「建物、まちの不燃化・耐震化計画」「3対策」「第1建物の不燃化・耐震化」に準ずる。</p> <p>(2) 避難場所の整備</p>	<p><u>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講ずる。</u></p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2項「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。</p> <p><u>なお、周知に当たっては、次の事項に留意する。</u></p> <p><u>(1) 地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。</u></p> <p><u>(2) 地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。</u></p> <p><u>(3) 外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</p> <p>1 施設整備計画作成の方針</p> <p>避難場所、避難経路その他地震防災上緊急に整備すべき施設の整備計画作成に当たっては、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画等において、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、事業施行等に当たっては、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮する。<u>また、これらの施設整備等に関する計画は、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 建築物、構造物等の不燃化・耐震化</p> <p>第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第1項「建物、まちの不燃化・耐震化計画」「3対策」「第1建物の不燃化・耐震化」に準ずる。</p> <p>(2) 避難場所の整備</p>	<p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の反映</p>
-----	----	--	---	---

	<p>第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第5項「指定緊急避難場所及び避難路等整備計画」に準ずる。</p> <p>(3) 避難経路の整備 第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第5項「指定緊急避難場所及び避難路等整備計画」に準ずる。</p> <p>(4) 土砂災害防止施設 第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第2項「公共施設等災害予防計画」「第4砂防関係施設」に準ずる。</p> <p>(5) 津波防護施設 第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第2項「公共施設等災害予防計画」「第7海岸保全施設」及び第9項「津波災害予防計画」「3対策」◎津波災害の予防計画「第3海岸等防災対策」に準ずる。</p> <p>(6) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設の整備 第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第11項「消防等防災業務施設整備計画」に準ずる。</p> <p>(7) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備 第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第2項「公共施設等災害予防計画」「第1道路」及び「第8港湾施設、漁港施設」に準ずる。</p> <p>(8) 通信施設の整備 第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第2項「情報の収集連絡体制整備計画」に準ずる。</p>	<p>第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第5項「指定緊急避難場所及び避難路等整備計画」に準ずる。<u>なお、避難場所の整備に当たっては、次の事項に留意する。</u></p> <p><u>ア レベル2の津波にも対応できる避難場所として、指定行政機関及び地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。</u></p> <p><u>イ 別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。</u></p> <p>(3) 避難経路 第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第5項「指定緊急避難場所及び避難路等整備計画」に準ずる。</p> <p>(4) 土砂災害防止施設 第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第2項「公共施設等災害予防計画」「第4砂防関係施設」に準ずる。</p> <p>(5) 津波防護施設 第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第2項「公共施設等災害予防計画」「第7海岸保全施設」及び第9項「津波災害予防計画」「3対策」◎津波災害の予防計画「第3海岸等防災対策」に準ずる。</p> <p>(6) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設 第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第11項「消防等防災業務施設整備計画」に準ずる。</p> <p>(7) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港 第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第2項「公共施設等災害予防計画」「第1道路」及び「第8港湾施設、漁港施設」に準ずる。</p> <p>(8) 通信施設 第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第2項「情報の収集連絡体制整備計画」に準ずる。</p>	<p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p>
--	--	---	---------------------------

352	<p>(9) 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備 石油コンビナート等特別防災区域に係る県、市町及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備については、第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第1項「建物、まちの不燃化・耐震化計画」「3対策」「第2まちの不燃化」に準じて行う。</p> <p>1 第7節 防災訓練計画</p> <p>3 <u>1 県及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災組織との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。</u></p> <p>7 <u>2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努める。</u></p> <p>9 <u>3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。</u></p> <p>14 <u>4 県は、市町、防災関係機関及び地域住民等の参加を得て行う南海トラフ地震を想定した総合防災訓練を実施するほか、市町、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的な訓練を実施する。</u>  (1) 動員要員参集訓練及び本部運営訓練  (2) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練  (3) 警備及び交通規制訓練  なお、訓練計画は、第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第14項「行政機関防災訓練計画」に準ずる。</p>	<p>(9) 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地 石油コンビナート等特別防災区域に係る県、市町及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備については、第2章「地震・津波災害予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第1項「建物、まちの不燃化・耐震化計画」「3対策」「第2まちの不燃化」に準じて行う。</p> <p>第7節 防災訓練に関する事項</p> <p>県及び防災関係機関は、<u>地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を少なくとも年1回以上実施するよう努める。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>県は、市町、防災関係機関、<u>自主防災組織等</u>と連携して、<u>次のようなより具体的かつ実践的な訓練</u>を実施する。</p> <p>(1) 動員要員参集訓練及び本部運営訓練  (2) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）<u>及び</u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練  (3) 警備及び交通規制訓練  なお、訓練計画は、第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第14項「行政機関防災訓練計画」に準ずる。</p>	<p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p>
-----	---	--	---------------------------

24	<p>5 県は、市町が行う自主防災組織等の参加を得て実施する訓練に対し、必要な助言と指導を行うものとし、防災訓練の実施に当たって<u>配慮</u>すべき事項は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 津波からの避難については、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫する。</p> <p>(2) 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなど、それぞれの状況を踏まえた実践的な訓練とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p>	<p>県は、市町が行う自主防災組織等の参加を得て実施する訓練に対し、必要な助言と指導を行うものとし、防災訓練の実施に当たって<u>留意</u>すべき事項は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 津波からの避難については、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫する。</p> <p>(2) 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなど、それぞれの状況を踏まえた実践的な訓練とする。</p> <p><u>(3) 市町村、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。</u></p> <p><u>(4) 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u></p> <p><u>(5) 想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の都府県等との連携を図ることに努める。</u></p> <p><u>(6) 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。</u></p> <p>第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p>	<p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p>
353	<p>3 <u>県は、市町、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。</u></p> <p>1 県職員に対する教育</p> <p><u>災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。</u></p> <p>防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行い、その内容は少なくとも次の事項を含む。</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</p> <p>(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波</p>	<p>(削除)</p> <p>1 県職員等に対する教育</p> <p><u>県は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。</u></p> <p>防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行い、その内容は少なくとも次の事項を含む。</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</p> <p>(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波</p>	<p>表現の適正化</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p>

	<p>に関する知識</p> <p>(3) 地震、津波に関する一般的な知識</p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識</p> <p>(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</p> <p>(6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p> <p>(7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題</p> <p>2 地域住民等に対する教育</p> <p>25 県は、市町及び防災関係機関等と協力して<u>地域住民等に対する教育を実施するとともに、市町等が行う地域住民等に対する教育に關し必要な助言を行う。</u></p> <p><u>防災教育は、あらゆる機会をとらえ、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行い、その内容は、少なくとも次の事項を含む。</u></p> <p>なお、<u>その教育方法として、</u>印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、<u>実践的な教育を行う。</u></p> <p><u>この際、障害のある人や外国人等の要配慮者に配慮する。</u></p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</p> <p>(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波</p>	<p>に関する知識</p> <p>(3) 地震、津波に関する一般的な知識</p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識</p> <p>(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</p> <p>(6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p> <p>(7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題</p> <p>2 地域住民等に対する教育・広報</p> <p>県は、市町及び防災関係機関等と協力し、<u>ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、東日本大震災の教訓や過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発を地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うことに努めるとともに、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。また、市町等に対し必要な助言を行うものとする。</u></p> <p>なお、<u>実践的な教育・広報のために、</u>印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、<u>自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意する。</u></p> <p><u>地域住民等に対する教育・広報の実施方法及び内容は、第2章「地震・津波災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第1項「防災知識の普及啓発計画」及び第2項「防災教育の推進計画」に準じ、内容には少なくとも次の事項を含む。</u></p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</p> <p>(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波</p>	<p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p>
--	---	--	---------------------------

354	3	<p>に関する知識</p> <p>(3) 地震、津波に関する一般的な知識</p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>(5) 正確な情報入手の方法</p> <p>(6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>(7) 各地域における避難対象地域、<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>等に関する知識</p> <p>(8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</p> <p><u>(9) 避難生活に関する知識</u></p> <p>(10) 地域住民自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容 第2章「地震・津波災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第1項「防災知識の普及啓発計画」に準ずる。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>に関する知識</p> <p>(3) 地震、津波に関する一般的な知識</p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>(5) 正確な情報入手の方法</p> <p>(6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>(7) 各地域における避難対象地域、<u>土砂災害警戒区域</u>等に関する知識</p> <p>(8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(9) 地域住民自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p><u>(10) 避難生活に関する知識</u></p> <p>(11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容 第2章「地震・津波災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第1項「防災知識の普及啓発計画」に準ずる。</p> <p><u>3 教育・広報の実施に当たっての留意事項</u></p> <p><u>(1) 過去に災害が発生した年からの節目（周年）等の機会を捉えるとともに、防災週間や防災関連行事等を通じた普及啓発に努める。</u></p> <p><u>(2) 地域の自主防災組織等の育成及びその活用、事業所等の自衛消防組織等、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。</u></p> <p><u>(3) 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u></p> <p><u>(4) 推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を</u></p>	<p>表現の適正化</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p>
-----	---	---	---	---

		<p>13 <u>3</u> 児童、生徒等に対する教育      県及び市町は、学校教育等を通じて、地震、津波に関する知識や避難の方法等の防災教育の推進を図る。      なお、防災教育の推進については、第2章「地震・津波災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第2項「防災教育の推進計画」に準ずる。</p> <p><u>4</u> 防災上重要な施設管理者に対する教育      防災上重要な施設の管理者は、県、市町が実施する研修に参加するよう努める。</p> <p>22 <u>5</u> 相談窓口の設置  <u>県及び市町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。</u></p> <p>第9節 南海トラフ地震に係る地震防災対策の施策目標等      (略)      1 晴れの国おかやま生き生きプラン      「晴れの国おかやま生き生きプラン」に、令和<u>3</u>年度から令和<u>6</u>年度までの4年間で重点的に取り組む行動計画の一つとして設け</p>	<p><u>向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p><u>(5) 教育及び広報の実施に当たって、国、地方公共団体のWebサイトに掲載されている防災関連情報や、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。</u></p> <p><u>(6) 地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。</u></p> <p><u>(7) 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。</u></p> <p><u>(8) 南海トラフ地震臨時情報の制度や発表時の防災対応について外国人に正しく理解してもらうことも重要であり、地震防災上必要な教育及び広報にあたり留意する。</u></p> <p><u>4</u> 児童、生徒等に対する教育      県及び市町は、学校教育等を通じて、地震、津波に関する知識や避難の方法等の防災教育の推進を図る。      なお、防災教育の推進については、第2章「地震・津波災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第2項「防災教育の推進計画」に準ずる。</p> <p><u>5</u> 防災上重要な施設管理者に対する教育      防災上重要な施設の管理者は、県、市町が実施する研修に参加するよう努める。</p> <p>(削除)</p> <p>第9節 南海トラフ地震に係る地震防災対策の施策目標等      (略)      1 晴れの国おかやま生き生きプラン      「晴れの国おかやま生き生きプラン」に、令和<u>7</u>年度から令和<u>10</u>年度までの4年間で重点的に取り組む行動計画の一つとして設け</p>	<p>南海トラフ防災対策推進基本計画の修正</p> <p>期間の修正</p>
--	--	---	--	--

	<p>た「防災対策強化プログラム」に定める重点施策に取り組み、その数値目標の達成を目指す。</p> <p>2 岡山県国土強靱化地域計画 将来にわたって安心して暮らせる安全な地域であり続けるため、岡山県国土強靱化地域計画に基づき、市町村や民間事業者等と連携し、<b>平常時</b>から限られた資源を有効に活用しながら地域の強靱化を着実に進め、大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧、復興が可能な地域経済社会の構築を図る。 (略) 第5章 地震・津波災害復旧・復興計画 第1節 復旧・復興計画 (略) 第1項 地域の復旧・復興の基本方向の決定 (略) 第2項 被災者等の生活再建等の支援 1 基本方針 県及び市町村は、被災者等の生活再建に向け、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたり、きめ細かな支援を講じる。 県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。 また、被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等を推進するため、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p> <p>2 対策 (略)</p>	<p>た「防災対策強化プログラム」に定める重点施策に取り組み、その数値目標の達成を目指す。</p> <p>2 岡山県国土強靱化地域計画 将来にわたって安心して暮らせる安全な地域であり続けるため、岡山県国土強靱化地域計画に基づき、市町村や民間事業者等と連携し、<b>平時</b>から限られた資源を有効に活用しながら地域の強靱化を着実に進め、大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧、復興が可能な地域経済社会の構築を図る。 (略) 第5章 地震・津波災害復旧・復興計画 第1節 復旧・復興計画 (略) 第1項 地域の復旧・復興の基本方向の決定 (略) 第2項 被災者等の生活再建等の支援 1 基本方針 県及び市町村は、被災者等の生活再建に向け、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたり、きめ細かな支援を講じる。 県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。 また、被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等を推進するため、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。 <u>市町村は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。</u></p> <p>2 対策 (略)</p>	<p>用語の整理</p> <p>防災基本計画の修正</p>
--	---	---	-------------------------------

359	<p>(6) 迅速な罹災証明書の交付</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。</p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。</p> <p>市町村は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、迅速な罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p>市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。</p> <p>市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</p> <p>県は市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村にお</p>	<p>(6) 迅速な罹災証明書の交付</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。</p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。</p> <p>市町村は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、迅速な罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p>市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。</p> <p>市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</p> <p>県は市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村にお</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
-----	--	--	-----------------------------------

	<p>ける課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。</p> <p>(7) 情報、サービスの提供等 被災者の自立に対する援助、助成措置については、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。</p> <p>市町村は必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成及び活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成へのデジタル技術の活用を推進する。</u></p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p> <p>38 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>第4項 公共施設等の復旧・復興計画 1 基本方針 (略) 2 対策 (略) (3) さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）の作成 [県、市町村]</p> <p>39 県及び市町村は、被害想定を踏まえ、<u>平常時</u>から復興段階におけるまちづくりに必要な施策の検討、住民合意プロセスを含めた事業実施の手順等を整理した指針やガイドラインを作成するなど、計画的な復興に備えることが重要である。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 財政援助等 第1項 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画</p>	<p>ける課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。</p> <p>(7) 情報、サービスの提供等 被災者の自立に対する援助、助成措置については、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。</p> <p>市町村は必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成及び活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p> <p><u>(8) 復興事前準備の実施</u> <u>県及び市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4項 公共施設等の復旧・復興計画 1 基本方針 (略) 2 対策 (略) (3) さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）の作成 [県、市町村]</p> <p>39 県及び市町村は、被害想定を踏まえ、<u>平時</u>から復興段階におけるまちづくりに必要な施策の検討、住民合意プロセスを含めた事業実施の手順等を整理した指針やガイドラインを作成するなど、計画的な復興に備えることが重要である。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 財政援助等 第1項 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画</p>	<p>表現の適正化 防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>用語の整理</p>
--	---	---	---

368	32	<p>(略)</p> <p>第2項 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 個人被災者への融資等 [県(危機管理課、子ども・福祉部)、市町村、社会福祉協議会] 地震により被害を受けた個人の生活の安定のため、県、市町村その他の関係機関は次の生活支援策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>オ 子ども災害見舞金の支給(県) 自然災害により、主に住居の用に供している建物が<u>全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水のいずれか</u>の被害を受けた子どもを養育している者に、県は子ども災害見舞金を支給する。</p>	<p>(略)</p> <p>第2項 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 個人被災者への融資等 [県(危機管理課、子ども・福祉部)、市町村、社会福祉協議会] 地震により被害を受けた個人の生活の安定のため、県、市町村その他の関係機関は次の生活支援策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>オ 子ども災害見舞金の支給(県) 自然災害により、主に住居の用に供している建物が<u>一定以上</u>の被害を受けた子どもを養育している者に、県は子ども災害見舞金を支給する。</p>	<p>表現の修正 用語の整理</p>
-----	----	--	---	------------------------